

# 調查研究費

納入通知書兼領収書

(納付者保管)

令和6年度	納付書番号 6700031318-00-00
納付者	〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1-1 日本共産党敦賀市会議員団 様
	議員タブレット通信料負担金 (政務活動費) 対象期間: R6.10.16~R7.3.31
納付金額	6,014円
納期限	令和7年 4月18日
所属	01050000 議会 議会
会計	01 一般会計
款	60 諸収入
項	25 雑入
目	15 雑入
節	10 各種負担金
細節	01 議員タブレット通信料
説明	05 議員タブレット通信料負担金
上記のとおり納めてください。	
敦賀市長 米澤 光治 印	
敦賀市	
上記のとおり領収しました。	領収済印
敦賀市指定金融機関等	

納付場所

- ・福井銀行 本支店
- ・北陸銀行 本支店
- ・福邦銀行 本支店
- ・敦賀信用金庫 市内本支店
- ・J A福井県 本支店
- ・東日本信用漁業協同組合 連合会 敦賀支店
- ・北陸労働金庫 市内支店
- ・敦賀市役所会計課窓口

65000164550001



研 修 費

研修費①

2024年10月16日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

## 領収証

日本共産党 敦賀市会議員団 山本貴美子様

¥8,000-(税込) うち消費税額 727円

消費税 10%対象

但し、第70回市町村議会議員研修会 Zoom 開催（2024/9/25）参加費として  
上記正に領収いたしました。

受講者ご氏名：山本 貴美子様 受付番号(5)

株式会社自治体研究

代表取締役 長

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビ

電話番号 03-3235-5941

- (参加者) 山本 貴美子
- (研修開催日) 2024年9月25日
- (研修先名) 第70回市町村議会議員研修会  
少子化に立ち向かうのは地域から－「異次元の少子化対策」批判 (講師：中山徹奈良女子大学名誉教授)

(内 容)

### I 日本では長期的に子どもが減少する

2015年から出生数が大幅に減少しており、2023年は、72万7277人で、統計を取り始めてから最少であった。2024年1月から4月までの出生数は、2023年度の94.2%なので、それを元に2024年を推計すると、68万5000人で70万人を割り込む。

出生数が急速に低下している原因は、合計特殊出生率が低迷していること、30代の女性が減少していること。2010年代に入り、30代の女性が減り始めており、これからも長期的に30代の女性は減り続ける。仮に、合計特殊出生率が2.07になったとしても、人口が安定するのはさらにその30年先である。

2030年代後半までに合計特殊出生率を上昇傾向にしなければ、事態は更に悪化する。時期が遅くなるほど解決に必要なエネルギーが多く必要になる。

### II 政府が進める異次元の少子化対策について

政府が進める異次元の少子化対策は、次の通り。

#### 1, 子育ての経済的支援=1.7兆円

(1)児童手当の拡充、(2)出産等の経済的負担の軽減、(3)高等教育費の負担軽減、(4)授業料後払い制度、(5)住宅支援の強化

#### 2, すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充=1.3兆円

(1)幼児教育・保育の質の向上、(2)すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充、(3)伴走型相談支援と産前・産後ケアの拡充

#### 3, 共働き、共育ての推進=0.6兆円

(1)男性の育児休業の取得率の向上、(2)育休手当の給付率を改善、(3)時短勤務に対する新たな給付制度

合計3.6兆円だが、そのうち1兆円は、こども・子育て支援金制度によるもの。

### III 異次元の少子化対策は成功するか

政府が進める異次元の少子化対策は、①新自由主義的な雇用政策は放置、②ジェンダー問題は手を付けず、③長時間労働全体の見直しが無い、④東京一極集中の見直しが無い、⑤教育費の個人負担が大きい。自分の将来を見通せない若者が結婚し、こどもを産むことはできない。

### IV どのような少子化対策を進めるべきか

①国レベルでの少子化対策として、非正規雇用の拡大、長時間労働、ジェンダー不平等など、新自由主義的な政策を抜本的に改めることが必要。

女性の就労と育児の両立を可能にすること、子育て家庭だけでなく長時間労働全体の見直しなど、すべての年齢を対象とした働き方改革が必要。

更に、東京に若者が集中している限り、少子化は止まらないため、東京一極集中の政策は改めるべき。

そして、少子化対策の財源は、社会保険料への上乗せではなく、大手企業、富裕層に求めるべき。

②自治体レベルでの少子化対策は、国の対策と両輪。雇用対策を改めるよう国へ意見を上げるべきであり、民営化でコスト削減することも改めるべき。

## V こども誰でも通園制度に向けて市町村がすべきこと

①いつでも誰でも通園制度は、2026年度から国の制度として始まる制度。

生後6ヶ月から2歳児の保育所や認定こども園、幼稚園などに通っていない子どもを含め、すべての子どもを対象とした支援であり、就労要件を問わず、月一定時間（上限月10時間）、保育を利用できる制度で、居住自治体に関係なく全国どこでもスマホで申し込むことができる。

人員配置については、一時預かり事業と同じ基準。

利用方法は、定期利用、自由利用が考えられ、一般型（定員を設け、在園児と合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型（定員を設けず、空きのある中で実施）が考えられる。障がいの有無に関係無く利用できるよう提供体制を整備する必要があるが、加配は検討されていない。

②子ども誰でも通園制度と一時預かり事業の違い

一時預り事業は、市町村が責任を持って実施してきた地域子ども・子育て支援事業の1つだが、こども誰でも通園制度は、国の新たな給付事業。自治体の独自性はなく、全国一律の内容。

自治体DXの具体化であり、利用についても、保護者が事業者へ直接申し込む。

市町村の関与は極めて限定的であり、ニーズ調査、ニーズに見合った事業実施者の確保と監査だけ。

③どのような問題が生じるか

ネグレクトの親が、有料のサービスをどれほど利用するか、必要な家庭、子どもに役立つのか疑問。

また、スマホで申し込み、事前の面談なく預かることになるが、子どもも初めての保育園、保育士も対応が難しく大変。

④保育所入所業務への展開を検討

スマホでの申し込みは、今後、通常の保育園の申し込みにも拡大され、保護者と保育園との直接契約につながる。

⑤基本：こども誰でも通園制度は撤回すべき

このような制度導入により、保育、子育て支援における市町村の責任が大きく後退することになりかねない。市民ニーズに対して、一時預かり事業の拡充で対応すべき。

⑥2026年度からの本格実施に向けて市町村はどのような準備をすべきか

保育士は2人以上必要だが、体制をとるのが難しい。また、1日15人、受け入れないと採算がとれないため、公立園がやらざるを得なくなる自治体も。

## VI 人口減少時代における保育所、学校の展望

### ①保育所利用者減少の時代

子どもの数は減り続ける一方、保育所の利用率は増え続けてきた。ところが、2022年から、子どもの減少率が大きくなり、保育所利用者が減っている。

### ②「統廃合か、最低基準の改善か」

政府の考えは、「利用者の減少→公立保育所の統廃合、民営化」だが、目指すべき方向は、「利用者の減少→最低基準の改善」である。

国が本来やるべきだが、国がやらなくても自治体でできる。自治体で保育環境や労働条件を同時に改善すべき。

統廃合ではなく、最低基準の引き下げでゆとりある保育、学校にすべき。

世界で比較すると1人の保育士が担当する子どもの最大人数は、スウェーデン6人、フランス15人だが、日本は5歳児は25人で最多。5歳児1人当たりの床面積もスウェーデン7.5㎡、フランス3.1㎡だが、日本は1.98㎡で、狭い所に子ども達が詰め込まれている。こどもたちのためにも、世界並みの基準にすべき。

### ③追加予算はほとんど不要

統廃合は、利用者が減っても基準を改善せず、財政負担を削減する考え。最低基準を引き上げることで、一部、財政負担が増えるが、統廃合による新增設よりも財政負担を軽減できる。

幼児教育・保育に対する公的割合（対GDP比）は、スウェーデン1.64%、フランス1.27%だが、日本は0.37%であり、世界的にみても幼児教育・保育に対する予算が少なすぎる。

## VII 市町村で進める少子化対策の基本

政府の少子化対策は経済政策が中心だが、まちづくりの観点で考えるべき。

保育園も学校も、少子化で保育園や学校を統廃合しているが、それによって、住みにくいまちとなる。養育困難な家庭が増えている。専門性にふさわしい労働条件の保障が必要であり、子どもをはじめ、当事者の声を尊重すべき。

地域全体が、子どもを大切にし、子どもに優しいまちになることが必要。

こどもだれでも通園制度について勉強したくて研修を受講しました。自治体がどうあるべきか、早急に研究するとのこと。ぜひ、受講したいと思います。

2024年10月16日

インボイス登録番号: T8-0111-0111-9038

## 領収証

日本共産党敦賀市会議員団 山本きよこ様

¥28,000-(税込) うち消費税額 2545円

消費税 10%対象

但し、第71回市町村議会議員研修会 Zoom 開催 (2024/10/17.21) 参加費として  
上記正に領収いたしました。

受講者ご氏名: 山本 貴美子様 受付番号(10)

株式会社自治体研究

代表取締役 長

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5941

(参加者) 山本 貴美子  
(研修開催日) 2024年10月17日、21日  
(研修先名) 第71回市町村議会議員研修会  
入門 自治体デジタル化政策の実際

(内 容)

10月17日

第1講義 デジタル社会重点計画と自治体の情報システム利用原則：本多滝夫  
(龍谷大学法学部教授)

#### 1. デジタル社会とデータ連携

「デジタル社会」は、「高度情報通信ネットワーク社会」にとどまらず、すべての事象をデジタル・データに変換し活用する社会。

包括的データ戦略では、国や自治体のシステムを「プラットフォーム」とし、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災等）、民間部門へと横展開することで、社会全体は「データ駆動型社会」に移行し、「Society 5.0」が実現する。

「データ駆動型社会」は、データが付価値を獲得し現実世界を動かす社会。Society 5.0は、サイバー空間にある人工知能（AI）がセンサーとIoT（モノのインターネット）を通じて取得したデータを解析し、解析結果に基づく高付加価値（一定の行動情報）をデジタル・デバイスへフィードバック（逆送）し、フィジカル（現実）空間とサイバー空間の融合を通じて、さまざまな社会課題を解決する社会。

国や自治体のシステムを横展開可能なシステムとするため、公共サービスメッシュ（行政が持つデータの活用、連携を迅速にするための情報連携基盤）の構築が急がれている。公共サービスメッシュは、API（2つのアプリケーションやソフトウェア同士が情報をやり取りする際に使用される、プログラミング上の窓口）という技術を利用して、各種の申請・届出といった行政手続のオンライン化だけでなく、民間事業者のサービス・アプリと連携がとれるように設計されている。

Society5.0、データ駆動型社会を形成するためには、公共サービスメッシュを中心として、公共分野、準公共分野、さらには民間分野の情報システム相互間の連携ができるようにする必要がある。

#### 2. 重点計画2024の重点

政府は、デジタル社会の形成に関する重点計画に「官民データ活用推進基本計画」を作成し、毎年更新している。

重点計画2024は「目指す姿→理念・原則→重点課題→重点課題への対応の方向性→重点課題に対応するための重点的な取組」と論理的な展開となっている。

課題として、①人口減少及び労働力不足、②デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下、③持続可能性への脅威が挙げられている。さらに、「デジタル化に対する不安やためらい」も重点課題として指摘。デジタル化を進めることで新たな課題が発生し、悪循環に陥っている。不安やためらいは、マイナンバーの紐付けの過誤やシステムの機能不全など、デジタル技術への不安や個人情報管理の杜撰さに由来する。そのため、重点計画2024で「デジタル社会形成のための基本原則」に「個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進」を加え、「個人の権利利益の保護」に言及せざるを得なくなった。

しかし、従前の志向・思考に囚われているため、2024に掲げられる「重点課題に対応するための重点的な取組」は従前のデジタル化の施策を整理したもののアップデートにとどまっている。

### 3. クラウドサービスとガバメント

Society5.0、データ駆動型社会は、サイバー空間が重要な役割を果たしている。政府は重点計画の中でデジタル社会の実現に向けての理念・原則として「クラウド第一原則」を掲げている。

クラウドサービスとは、インターネットを經由して提供される仮想サーバーによるサービスで、IaaS、PaaS、SaaSがある。

IaaSは、「サービスとしてのインフラ」で、Amazon、Google、Microsoftなどクラウドサービス・プロバイダー（CSP）があらかじめクラウドサービスのインフラである物理基盤（電源・施設、ネットワーク、ハードウェア〔物理サーバーなど〕）、仮想環境（仮想サーバー、OS）を用意し、利用者に提供するもの。

PaaSは、「サービスとしてのプラットフォーム」。CSPがあらかじめ、ソフトウェアやアプリケーションの実行環境をサービスとして提供するもの。

SaaSは、「サービスとしてのソフトウェア」で、ソフトウェアやアプリケーションをインターネットを通してサービスとして提供するもの。Zoom、Google WorkspaceやMicrosoft365などが典型例。IaaS、PaaSを提供するCSPとは別のICT事業者が、あらかじめアプリケーションを用意している。

SaaSは、非常に使い勝手が良いが、CSPなどが用意するアプリケーションしか利用できないため、他のクラウドサービスに比べて利用者の自由度が下がり、セキュリティ対策をベンダー（販売業者）に依存するので、とくに重要な機密情報をクラウド・サーバーに置くことについてリスクがある。

クラウドサービスは初期費用や運用経費がかからないが、データセンターにインフラがあるので、安定的なデータ処理を確保するために利用者の手もとにあるサーバーやコンピューターとデータセンターとを専用回線で結ぶ必要があり、専用回線の使用料は一般回線よりも高額。一方、オンプレミス（自社で保有し運用するシステム）は施設内にインフラが構築されているのでデータ処理のためには専用回線を必要としない。

#### 【ガバメントクラウドの活用】

政府は、ガバメントクラウド（政府共通のクラウドサービスの利用環境）を構築し、政府の各省庁だけでなく、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（健康・医療・介護、教育、防災など）の情報システムを搭載する、としている。

費用負担の軽減や情報システム相互の間のデータのやり取り（連携）だけではなく、中央省庁の政策・施策の変更に自治体が迅速に対応できるように政府および自治体の情報システムを転換することが目的。自治体が共通に利用するSaaSにせよというのが、今回示された政府の方針。

### 4. 情報システム利用の最適化と共通SaaSの利用

デジタル行財政改革会議は6月に共通基盤方針を決定。「共通SaaS利用」の推進の取り組みを進める、としている。自治体の基幹業務系の20業務について、標準化・共通化が急がれている。行政手続のオンライン化や国や他の自治体との情

報連携基盤となる公共サービスマッシュを構築するためには、データの標準化と情報システムの機能要件が必要。

当初は、自治体が事業者が発注して、国が作成した標準仕様書に沿った情報システムをガバメントクラウドに構築させるクラウドサービスが想定されていた。この時点では、自治体に主導権があったが、「共通SaaSの利用」では、自治体は情報システムの所有者、発注者ではなく、単なる情報システムの利用者になる。各自治体の従前の独自の事務処理を反映させることを可能とする標準オプションの選択も事業者次第で、自治体の自主性、自立性を損なうおそれがある。

それどころか、重点計画2024では、可能な限り既製のSaaSを活用し、システムの統廃合や共通化・共同化の検討も徹底し、システムに業務を合わせ、業務やその前提となる制度を改める、とした。コストに見合って構築された情報システムが処理できる範囲に業務をとどめるというもので、システムの設計を介して業務の多様性や柔軟性を削ぐものである。

また、システムの共通化や標準化によって、国は地方公共団体の業務で用いられているデータを、効率的に取得し、現場の実情をよりタイムリーに把握することが容易になり、取得したデータを基に国が立案した政策・施策を効率的に自治体を実施させる。

#### 5. 窓口DXと共通SaaS

デジタル庁は、「住民が、申請書を書かない、待たない、窓口を回らずに手続を終えことができ、かつ自治体職員の事務負担が軽減され、サービスの平準化が図られる窓口」といったコンセプトで「自治体窓口DX『書かないワンストップ窓口』」を推奨。自治体側で保有している情報やマイナンバーカードを活用することで、氏名・住所など手書きし申請書を何度も提出するような手間を不要としたり、複数の窓口でそれぞれ行っていた手続を、部署間でデータ連携をすることで一つの窓口でまとめて受付できるようにする窓口業務のBPR（業務改革）を行うが、この窓口DXを支えるのが「窓口DX SaaS」。

窓口DX SaaSは、ガバメントクラウド上に、ICT事業者が設計・構築した自治体の窓口DXのパッケージシステムを複数提供し、その中からそれぞれの自治体が自分たちに一番あったシステムを選ぶ仕組み。窓口DX SaaSは、標準化・共通化された基幹系業務システムを基盤とした「共通SaaS」の典型例。

自治体戦略2040構想研究会が提示した「新たな自治体行政モデルの考え方」の一つである「スマート自治体への転換」は、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理することで、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築すべき、と提言。第33次地制調は人的リソースの再配置を強調しているのに対し、自治体戦略2040構想研究会は人的リソースの削減の必要性を強調。

また、窓口DXでは、職員が住民の申し出を入力フォームに入力するだけ。専門性を喪失した窓口DXを通じて、「水際作戦」を窓口の職員が「無自覚」的に自治体サービス全般に拡大させる可能性がある。窓口DXは、究極的には公共サービス提供者としての自治体の役割の放棄である。

## 6. 準公共分野のDXとSaaS

重点計画で、準公共分野として「健康・医療・介護」「教育」「防災」「こども」「モビリティ」「農林水産業・食関連産業」「港湾（港湾物流分野）」「インフラ」の8分野が指定された。重点計2024では、準公共分野のシステムの最適化の手法として、「SaaSの徹底活用」がうたわれている。「『作る』から『使う』への転換に向けて、SaaS等を国・地方公共団体が迅速・簡易に調達するカタログサイトを利用し新しいソフトウェア調達手法（デジタルマーケットプレイス）について…調達プロセスを設計するとともに、2024年度後半の本格稼働を目指す」としている。準公共分野として挙げられている分野には対人サービス業務が多く、そこでのSaaSの活用は人手不足を背景にして手間のかかる業務フローを見直し、業務組織を統合するといったBPRを目的とする側面と、対人サービス業務に関するSaaSを開発し、SaaSを介して収集・保有したデータの解析を通じて新たなビジネスの創出を目的とする側面がある。

これらの側面から生じる具体的な問題は、業務支援システムを開発したICT事業者に主導権がある。これに対し、神奈川県で運用されている「マイ ME-BYO カルテ」はシステムの設計は県が行い、個人情報保有も県が保有するサーバー等で行うなど自治体が情報管理責任を負っている。

重点計画2024は、国の情報システムの最適化に関連して、可能な限り既製のSaaSを活用し、システムの統廃合や共通化・共同化の検討も徹底すること、このため、業務にシステムを合わせるのではなくシステムに業務を合わせ、業務や制度を改めることとしているが、このような思考・志向は、地方自治法に新たに盛り込まれた情報システムの利用原則によって自治体にも浸透する。「共通SaaSの利用の推進」は、自治体における情報システムや住民のデータに対する自主性や自立性を損なう可能性が高くなる。情報システムの利用の原則も「地方自治の本旨」に基づいた解釈・運用が求められている。

自治体は、ICT事業者に住民の個人情報等を提供し、サービスの利用者も当該サービスを利用するためにICT事業者に自発的に自らの個人情報等を提供し、ICT事業者は、住民の個人情報等を難なく取得する。準公共分野における「デジタル化」の「当たり前」化は、利活用狙いのICT事業者へ自己情報等を提供することに対する住民の警戒レベルを下げることにつながる。更に、SaaSの運用主体はICT事業者であり、データの管理もSaaSを運用するICT事業者に委ねられるが、ICT事業者は収集し管理している情報を利活用することをなにより狙っている。

「公共分野」「準公共分野」を通じて、個人情報保護法の枠にはとどまらない自治体の努力が求められている。

### 第2講義 デジタル化予算と自治体の財政：石川健介（自治体問題研究所）

デジタル技術は、社会的生産力の発展の成果であり、利便性の向上につながるが、情報処理の不可視性、情報処理集中・集積、流通、検索の容易さ、情報の模倣の容易さ、デジタル技術を利用した匿名性と新たな犯罪、デジタル機器やシステム故障などの危険性をもつ。政府は、成長戦略の中で、行政に集積された個人情報等を開放し、その利活用を通じた大手通信事業者をはじめとする企業の利益

獲得をねらっている。地域と住民の現実に接する地方議員と議会の役割が重要となってくる。

## 1, 国のデジタル化予算のポイント

### (1) 「デジタル行財政改革会議」

①国・地方・準公共分野のデジタル基盤の整備と各府省連携によるシステム整備を通じた情報システムの統一・共通化、②デジタル活用を阻害する規制・制度の徹底的な見直し、③政策効果の「見える化」を通じた予算事業の不断の洗い直しを一体的に推進。

### (2) 国のデジタル化予算の特徴

①ガバメントクラウドの構築、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に重点(20の業務について)、②「デジタル実装」を推進し、自治体に持ち込む、③デジタル人材の確保、サイバーセキュリティ対策を重視。

### (3) デジタル化推進のための法律・仕組み

デジタル6法(デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成関連整備法、公的給付の支給預貯金口座登録法、預貯金口座管理法、地方公共団体情報システムの標準化法)、官民データ活用推進基本法、マイナンバー法、個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法、「地方創生」推進2法(まち・ひと・しごと創生法、地域再生法)、地方分権改革一括法などがある。

## 2, 国の情報システムの構築、自治体情報の標準化・共通化と自治体財政

### (1) ガバメントクラウドの予算一括計上の仕組み

デジタル庁設置法は、デジタル庁によるガバメントクラウド予算の一括計上を規定し、①「デジタル庁システム」、②「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」、③「各府省システム」の3つの区分をもうけた。

### (2) ガバメントクラウド整備の現状

政府の「運用等経費の3割削減」の3割については根拠がない。選定したクラウドサービス社は5社。デジタル庁は、Amazon、Google、Microsoft、Oracleに太刀打ちできない。

### (3) 問題は、自治体情報システムの標準化・共通化の行方

仕様書作成の遅れと繰り返される改訂版(2022年以降、3回以上改定)、人材リソースの不足などによるベンダーが撤退するなど。

標準化によって、自治体にはガバメントクラウドの利用料・アプリ使用料が発生し、先行事業の検証では超過負担の自治体も。標準化経費だけでなく移行経費への支援が必要。デジタル基盤改革支援基金を創設。預り金制度として国が自治体から利用料を集め、事業者に一括払いする仕組み。2025年度から始める。

### (4) 全国1,788団体もの標準化・共通化に展望があるのか

1788都道府県に20業務あり35760システムがある。短期間で困難。

## 3, 「デジタル」による自治体の財政負担をどうするのか

### (1) デジタル田園都市国家構想交付金：デジタル実装TYPESの活用

デジタル実装 TYPESにはTYPE1・2・3があり、補正予算で措置される。デジタル実装のランニングコストが自治体の課題。

### (2) 自治体フロントヤード改革・バックヤード改革・DX推進体制

自治体フロントヤード改革は、マイナンバーカードを活用した住民との接点の多様化のこと。住民との接点でデジタル体験を変え、バックヤードの改革と連動させる。

(3) 自治体の財政負担をどうするのか

地方財政計画では「デジタル社会推進費」(2500億円)を措置した。投資的経費はピーク時から大幅に減少しているが、「今後、喫緊の課題(防災・減災、国土強靱化など)への取組も求められる中で、これまでと同様の対応を続けることは極めて困難な状況」(地方財政審議会意見)。

4. デジタル田園都市国家構想交付金の仕組み

「デジタル実装タイプ」「地方創生推進タイプ(2022年)」「地方創生拠点整備タイプ(2022年)」「地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ(2023年)」があり、法律補助・予算補助交付金を束ねた分かりにくい仕組み。実現会議の事務局による伴奏支援がある。1年限りで、繰り越せば翌年まで。

(1) 「地方創生推進タイプ」「地方創生拠点整備タイプ」

「地方創生推進タイプ」がおおもとで、これから始まっている。「地方創生」推進のためのソフト・ハード交付金、地域再生法が根拠となる法律補助。

(2) 「地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ」

半導体生産拠点をはじめ「国家プロジェクトの生産拠点整備に必要な関連インフラ整備を機動的かつ追加的に支援」するなど、いっそう国策推進の集権的な交付金になる。

この計画以上の拠点整備で動くところは、今のところない。今後、「アナログ規制」撤廃の条例化が推進される。

## 事例報告 i 「自治体DX計画」の実際：林敏夫(埼玉自治体問題研究所)

1. あなたのまちのデジタル化の現状は？

(1) すべての自治体業務にデジタルが関わる社会に

企業は、様々な形でアピールし、自治体と関わりをもとうとしている。住民の福祉の実行に、住民参加による民主的コントロールがいかせるのか。

(2) それぞれの状況をさぐってみると

職員は、標準化・共通化は、担当業務職員とデジタル推進職員とベンダーの仕事との認識。デジタルに関する専門性、総合性の養成については関心がない。議会は、一般的には国策に同調。一方、難解、情報不足で、一般質問で取り上げても市民には理解ができないものに。市民は、情報不十分、国策に扇動され、当面の便利の可能性を容認する傾向。国策は、各省庁が手柄の競い合い。デジタル田園都市国家構想交付金のアメと進捗管理情報・事例集等でムチ。企業は、大手情報産業と情報ソフト企業と産業別関連企業の呉越同舟、一方で競争の場。ビッグデータは新しい石油資源のよう。議員は、前提として、多くの情報の開示を基本に取り組むべき。情報の共有作業が必要。

(2) 当面、考えられる情報収集・提供の課題

① 各自治体の「DX推進計画」と現状把握(比較)

② 総務省「自治体DX計画」重点6事業(①情報システムの標準化・共通化②マ

イナンバーカードの普及③行政手続きのオンライン化④AI・RPAの推進⑤テレワークの推進⑥セキュリティ対策の徹底)の現状把握。特に、標準化・共通化。

③ デジ田交付金事業の実態把握。どこから発したか、目的、デメリット、コストの検討、議会や住民への情報提供など。

④ 個人情報保護条例廃止のもと、情報に関する自治(個人情報保護法や個人情報保護委員会依存ではなく現場での具体的な保護方策)と住民の権利保障の検討はどう行われたのか。とくに母子保健・保育・教育分野

⑤ 事業のデジタル化後の、行政の民主的コントロールが行える職員養成はされているのか。導入後の業務内容の点検・改善能力の確保。

⑥ 以上をふまえて、効果と財政コストの検証はされているのか。体制整備や実務を考えれば単純にコスト削減にはならないはず。

### (3) 行政デジタル化と向き合う視点

① 自治体行政とデジタル技術が切り離せない社会になる = 何らかの情報システムを経由し、個人情報の保護・管理を通過せずに「住民の福祉の増進」は果たせなくなる。⇒ だからこそ国も地方自治法第11章(国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係)を挿入 ⇒ 今後を注目せざるを得ない。

② 社会進歩の中で生まれた技術を、単なる「便利」ではない良さをどう実現するかが課題。商品化、私物化、国民監視の道具にさせないことが重要。

③ デジタル施策は、あくまで目的実現のための「道具」。「目的化」に要注意。

## 2. 自治体DX推進計画と標準化20業務の現状は

標準化、クラウド化の期限は2025年度末だが、うまくいっていない。

総務省が出した「自治体DX推進計画」策定通知と「ひな型」で、2022年度には大半の自治体が自治体版計画の策定を終了した。

特徴は、①理念もDXの必要性も、取り組み事項もひな型のまま。具体事業は未計画、財政計画もなし。②その後、省庁の誘導、企業からの勧誘で実証実験に参加。当初計画には何の記載も無い事業が、議会にも市民にも詳細が知られることなく進んでいる自治体もある。③重点取組6事項を具体化するため、デジタル可能な抽出が依頼され、住民福祉の増進の道具・手段からデジタル化自体を目的かされている実態もある。オンライン化、オープンデータ、官民データ活用は、本来、個人情報保護との関わりが問題になるが、2023年4月の個人情報保護条例・審議会等の廃止もあり、計画の中では問題にされていない。

そのため、計画と実際の事業の相違を問題視し、修正または見直しの議論が必要。また、個人情報保護や税制収支の計画の補強が必要。

### (3) 標準化・ガバメントクラウド化の現状は

クラウドかの期限である2026年3月までに間に合わない、困難と表明している自治体が多数。

そのため、①システム変更の内容を事前に誰にも分かるように開示すること②標準化によって独自施策がシステムを理由に実施困難になることは無いとの説明を、根拠をもとに行うこと③標準化に伴い、ベンダーとの関係はどうなるのか。ベンダー固定化や、逆に今後の変更の際して新たな負担が発生する可能性の有無も説明すること④システム不具合等で誰にも不便は起きないと宣言すること⑤ガ

バメントクラウド移行の判断と根拠も示すこと⑥標準化に伴う財政支出の今後について説明すること(積算根拠と実態把握)。ランニングコストについて3割削減(デジ庁)となる詳細。デジ庁調査では、埼玉の町村会共同システムの方が安価との結果も出ていた。標準化・クラウド移行による想定外の財政負担がある場合、政府責任で財源保障を求める議会合意形成を図る必要がある。以上を求めるべき。

### 3. デジ田交付金事業及びデジタル化事業の実態はどうか

#### (1) 埼玉のデジ田交付金は

気になる事業として、教育DX・公務支援システム、保育・子育て支援システム、母子健康手帳システム、地理情報システム、AIチャットロボット、オンデマンド交通システム、図書館業務のデジタル化など。

#### (2) デジ田交付金に関する埼玉の研究会の交流会を紹介

##### ① 補助金のあり方、使い方

原資は国民の税金であり、補助金便乗型事業があれば、効果の検証が必要。

##### ② 住民に役立ち・効果あるシステムか

●公共施設の予約はオンラインでも、使用料を支払いに施設に出向かなければならない半端なシステムが通用している●「書かない窓口」も、市民課から先は連携がない場合も●税証明の電子申請も行われているが、基幹端末と連携しているわけではなく、台帳そのものが紙ベースのため、結局は紙で打ち出している例も。

③ 教育情報収集システムでは、学習最適化、校務簡素化、教員の負担軽減を掲げたデジタル活用が取り組まれている。デジタル企業や教育産業の誘いで、資器材・ソフトを整備し、児童の様々な情報を企業に提供し、ビックデータを「産・学・官連携」の事業育成に利用することにならないか検証が行われているのか疑問。

④ 保育の分野では、行政情報、個人情報収集のアプリが警戒心無く持ち込まれようとしている。「保護者及び保育士の負担軽減を図るため」「これまでは保護者と施設間のやり取りが基本的に電話や紙に依っており」「情報伝達が迅速化され、保護者との円滑なコミュニケーションの促進が期待できる」などの効果を説明。効果への期待は否定しないが、実態はコドモン社などの保育デジタル企業のアプリ活用の丸投げで、SaaS化に伴う児童・保護者の個人情報保護への説明や自己情報保護の対応は十分なのか疑問。保育担当課、保育士自身への丁寧な説明もなく、子ども達や保護者の活用範囲を把握していない実態が見られる。

⑤ 母子保健の分野では、母子健康手帳のデジタル化が広がりつつある。「母子モ」アプリを契約して、諸届出の簡素化、子育て支援情報の配信等の効果は期待できるが、そもそもの事業目的、提供する健康情報の適格性、収集された個人情報保護・管理、加えて、自治体内に専門性を充実、継承するための現場の保健師等の意見が反映されているのか心配。母子手帳の代わりにはならず、予防接種や健診には母子手帳が必要。

⑥ 防災・地理情報システムは財政効果、メンテナンス費用を心配する声もあった。

⑦ オンデマンド交通システムは、公共交通確保に向けた政策背景が確かならばデジタルによる配車効率化は有効事業だが、東京大学オンデマンドシステムやNTTシステムがすでに存在する。●事業化の経緯、事業内容、受託事業者は誰か、事業者決定の経緯、期待できる効果、等々を公開させること●実施による効果報告を

求めること。補助金事業相当か、業者への「丸投げ」事業ではないか、デジタルの冠をつけるべき事業なのか等も検証が必要。

(3) 省庁提案の「実証実験」及びデジ田TYPE・S事業の精査を

① デジ田交付金採択とは別ルートの実証実験事業も省庁競いあいで存在。

(4) 各課・職員提案事業の募集や企業の売込み・提携事業も存在

デジ田交付金事業や関連する事業は、全貌が定かではない中で進行しているのが現状であり、各自治体の「デジタル事業の全体計画・全体像を」を明らかにするのが先決。デジ田交付金事業については、●申請・採択の経緯 ●自治体計画との関係、計画化の経緯はどうか ●SaaS化のもとで、個人情報保護対策は取られているか●単なる便利さ・商業主義との区別が必要。「公共の道具」の役割になっているかなどの検証が必要。

デジタル化事業全体としては、デジタル不慣れな者、病者、対面対応を希望する者等への配慮はされているか、必要な個人情報保護対策がとられているか（個人情報の利用にあたる場合は目的明示、利用方法明示、開示請求や拒否権の行使ができるか、自治体としての保護方針・プライバシーポリシー及び事業者のプライバシーポリシーはどうか、等々の課題が出てくる）、内容自体が問題で、定めがあればそれで良いわけではない。個人情報保護を徹底させる自治体独自の施策を考えることはできないか、等々。

デジタル関連事業の市民への周知と意見表明機会はあるのか。

#### 4. 現状把握をもとに当面の課題は

(1) デジタルを掲げた事業の費用対効果検証の課題

① デジタルが「あると便利」だけでなく、住民は何を必要としているのか。「今、本当に必要なの？」の視点で事業を検証する。そのための「計画」の再策定。② 初期投資だけでなくランニングコスト算定の必要性。不十分なら再算定、コスト検証。③ 住民の権利擁護、住民の福祉の増進からみた費用の確保策 → 国策なら国に求める。④ 実務的な課題。適正見積もり・発注ができる体制になっているか。

ア) オンプレのシステムを「ベンダー作成のアプリを購入するだけ」との説明もあるが、帳票類・封筒、事業の説明文書、住民対応の職員体制、不測の事態への対応に始まり、独自施策のシステム連携経費、将来負担の検証と軽減策の検討など、様々な課題があるはず。イ) 計画事業、実証事業、デジ田交付金事業、企業勧誘事業のランニングコストは？ 人的確保や情報保護の職員体制はなどの課題もある。ウ) 上記のためにも、費用算定と実施評価の基準はあるのか。

(2) 個人情報保護に関わる仕組みと今後の課題

① 個人情報保護法改定・条例廃止後の規制の再構築を

ア) 完全に手続き条例化だけなのか。ギリギリで審議会の機能（存在）を残す。イ) 適正取得、利用目的明示、必要な本人同意、安全管理、漏洩対応、第三者提供、提供先の監督、要配慮個人情報の扱い、開示請求、苦情対応から匿名加工情報の扱いなど山ほどある課題への対応。情報担当部署だけでなく裾野のある庁内・庁外の体制づくりが必要（責任者、点検体制と点検シート等作成、監査職員体制、当事者参加保障）

② 個人情報保護方針とプライバシーポリシーは、現状の「何でもデジタル化」

に対応できる内容になっているか、確認して必要な手立てを

③ 準公共利用の場合は、利用基準を確立する。●自治体側で、利用内容・契約事項等の策定●公表、●審議会、議会等の何らかの承認（独自施策）●承認内容にもとづく契約の締結●履行確保の体制整備（行政の責任体制、利用住民への支援体制、相談・苦情対応の確立、等）●企業側への実効ある管理の要求＝「もし万一」を基本に、利用18者要望や疑問への対応体制確立を条件化●履行確認と不履行時の処分明示（そのための実施体制が必要になる）等々

④ 個人情報保護への住民参加の保障…●監視状況の一般公表●利用者・住民からの意見聴取機会の確●審議会の設置と参加の保障

（3）デジタル化のもとでの職員養成と体制整備の課題

① 前提として、職員の業務か、外部のデジタル人材依存かの区分の整理が必要。

② 業務に関する専門的能力とデジタルの融合を図る能力

ア) 担当部署業務のシステム設計に関与する（将来的にはできる）能力の養成  
イ) ベンダーと対等に協議して自治体で行われている業務の趣旨を伝えられる（IT業者優位にならない）職員と、それを支える職員体制の確立

③ 個人情報保護制度に関する専門性と業務からみた専門対応できる能力の養成

ア) 自治体全体を対象にした組織体制のもとでの情報管理課などの専門部署と、住民対応職場での個人情報保護に関する能力の2つの視点での養成が必要。

イ) デジタルを住民の福祉の増進の道具とするための個人情報保護の能力が必要。準公共分野の情報活用が進んでくると、施策への不安対応、個人の希望への対処を提案できる能力が必要になる。

④ デジタル化に住民参加を促進するための総合能力の養成も必要。行政一般を支えるために必要な汎用的なデジタル知識。

⑤ 自治体内の体制強化・職員研修のあり方

ア) デジタル化では、フロントとバックヤードの分離含め、職務・業務フロー・活用システムや機器・管理体制の見直しを求められている。高度な業務も求められ、単純に職員削減はできない。過渡期には移行実務や想定外の業務が発生する。体制強化をしないと時間外労働に依存することになる。加えて、住民が来なくなる・相談したい役所へ。

イ) 研修については、1人年1回（交代で年1回＝2年に一度や任意もある）の一般情報研修程度は実施されているようだが、「何でもデジタル化」には対応できる研修にはなっていない。背景にはデジタル化の弊害への軽視があると思われるので、●業務・職務に関連した専門的研修●自前の対応に向けた高度専門研修拡充が求められる。

※ 意見交流では、a) 担当業務のシステム設計への関与能力、b) 事業者と対等に協議して事業趣旨をシステムに活かせる能力、c) 個人情報保護に関する点検・改善、相談に応えられる専門能力、d) 日常行政（業務）を支えるデジタル知識を育てる課題が必要とされた。

⑥ 各自治体で「DX推進本部」が設置されているが、会議情報は原則公開とすべき。

10月21日

第3講義 公共サービスのSaaS化と自治体の役割: 稲葉一将 名古屋大学 大学院法学研究科 総合法政専攻 現代法システム論 教授

1. 公共サービスの SaaS 化の現状理解について

(1) 顔年とデジタル行政改革における位置関係

デジタル行政改革に公共サービスの SaaS 化を盛り込んで推進。SaaS は、自分で開発しなくて便利だが、拘束される。所有はできない、使用するだけ。ソフトウェアが主体で、ソフトが変われば、変えなくてはならない。

SaaS は、対人サービス業務が多い。個人情報解析し、家庭環境と成績、病気などの傾向から、モデルを作り予防できる、独自のソフトウェアを作る新たなビジネスチャンスとなる。

公務労働のあり方が変えられる。

住民の個人情報が収集、蓄積、解析され、関連しながら展開される。そのため、住民の個人情報保護の問題と公務員の有り様を関連付けていく課題がある。

(2) 行政民間化と共通点と違うところ

自治体の事務の一部が、民間事業者の業務によって行われるところは共通点。

違うところは、SaaS のソフトウェアは、自治体が開発、設計して委託するわけではなく、逆転していること。自治体業務の委託は、これまで、本質的な部分を自治体が維持しながら、委託していた。SaaS は、民間企業が開発して、自治体を買う。その間に、デジタル庁がカタログを提供するなど介在している。しかも、クラウドであり、見えない。把握ができない、調査もできない。

母子保健、保育のアプリなどは、ダウンロード先のお知らせがあり、使い方や問い合わせ先が書いてある。自治体では把握できず、わからないままだが、公金は支出されている。

民間の側から行政に接近してきて、民間が行政になる（民間の行政化）。

2017 年、7 年前の経団連の要望に、society5.0 電子政府構想があった。

2. 自治体の役割をどう考えるのか

利用者である住民は、利用規約に「同意」をする。

3 極構図（自治体、事業者、市民）があり、利用者と行政、自治体の関係について、権利義務関係などについてかねてから問題があった。結論として、アプリに関して、事業者に聞いてくれ、と言うもの。個人情報の利用について、利用者と自治体の関係が不明確であり、ハッキリさせる必要がある。

業務改革は、自治体の事務の公務性の確保が必要。

2019 年に改正されたデジタル手続き法では、行政事務と民間業務の「共通化」が第 1 原則。

保育であれば、保育事務のほぼすべてが民間事業者が行う業務、代替が可能になってきている。

いろんな人に利害関係者（ステイクホルダー）があり、広がってきている。どんな人にどんな利益があるのか？徹底して考える必要がある。

行政の場合、公金を使う公行政だが、民間事業者が追求する利益が優先される。倫理に期待することは可能だが、義務でも権利でもなくあくまで倫理。

ICT企業は、保育労働者の事務作業をデジタルで補助しており、パソコン作業に不慣れな保育者でも利用しやすくなっている。保育園と保護者はアプリを通じて連絡を行う。紙からデジタルツールに切り替わっただけで無く、ICT企業のサーバーを通じているため、サーバーに情報がすべて蓄積されている。

保育SaaSに集まるデータは、保護者が初期に入力する項目約50項目に加え、保育園で入力する子どものデータ（午睡の状況、機嫌など）など、長期的、多面的に蓄積される。

コドモンのサービスは、保育事務全般をデジタルで支援するものだが、システム化されたもので、保育園の状況に合わせたカスタマイズができず、保育SaaSのシステムにあわせた業務にかわっていく。コドモン2018年から始めたが、2020年代から本格的にひろがっている。

## 2. 国策で保育SaaSを促進

厚生労働省が民間保育園向けに「保育所等におけるICT化推進事業」の補助金を、2019年度補正予算で、自治体にも拡張。2020年以降、新型コロナがひろがり、紙媒体での連絡が難しくなり、保育SaaSを導入する自治体が増えた。緩やかな導入増であったが、政府が「デジタル田園都市国家構想」の交付金の対象に保育SaaSの導入を位置づけ、補助金を支給することを決めて以降、公立保育園に普及。

政府は、自治体に連携実績のある企業が書かれた「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システムのカタログ」を配布。自治体は書かれているサービスを選ぶため、カタログに書かれている企業は有利。サービス数は、9から20に広がっている。企業も倍増。公立保育園の4割以上が導入されている。

業界トップはコドモン576団体。B社85団体、C社70団体、D社25団体で、4社合計756団体43%が導入。

国は、デジタル版母子健康手帳を導入予定で、現時点で2社が実施。母子モ600自治体、ミラボ300自治体、合計900自治体、過半数の自治体がデジタル版母子健康手帳に切り換えている。

## 3. 行政サービスのSaaS化を子育て分野から

内閣官房「デジタル行財政改革取りまとめ2024」は、保育業務のワンズオンリーや、保活ワンストップを実現し、2025年度以降に、プッシュ型子育て支援の実施する方針を明らかにした。

現状は、申請方法が複雑で、自治体事にバラバラ。子育て世帯の負担が大きい。ため、SaaSを使って行政サービスを提供する、というもの。妊娠判明、母子手帳交付、妊婦健診、出産、乳幼児検診、支援給付、定期的な家庭訪問など、必要な情報を最適に届ける仕組みを構築する、とあるが、そのためにICT企業から行政情報を住民に届けるためのシステムづくり、データを整える必要がある。SaaSの企業に、行政のデータと住民のデータを提供していくためのデータの基盤を作るために調査し、自治体の制度を利活用できるようにしたデータの貯蔵庫「レジストリ」を整備する。

東京都の6自治体、プッシュ型支援を先行実施している。データを活用し、アプリを通じて最適なタイミングで、先回りしてプッシュ型で支援金、クーポンを提供する。そのために、外郭団体が、自治体ごとの行政サービスを抽出して、子育て

自治体が締結する段階で、前に、行政領域、福祉、教育の長年の経験を積んできた方の意見を聞いて検討すべき。どのような利用契約を定めているか、内容について、権利、利益、妥当性を検討すべき。

何のために自治体が存在するか。自治体が SaaS 利用契約するのは、何の為か、義務ではないのに、なぜ、契約を締結するのか、考えるべき。

利用者住民の利便性向上、第三者である住民利用者のための契約。

自治体が保有する個人情報をも民間事業者へ提供する場合には、法が適応されるが、SaaS の利用者が、行政を介在させず、民間事業者へ個人情報を提供（個人情報保護法第四章だけが適応）し、自治体が蓄積し保護してきた個人情報の蓄積を、民間事業者は収集できる。

自治体は、個人情報保護のために取り組む機会が減る。同意する主体は利用者だが、個人情報を自分で守る認識があるのか、利用者の自己責任と考えるのか、疑問であり、実質化するための工夫が必要になっている。

公務生の確保について、利用規約に書かれた個人情報の利用目的の具体化、利用する個人情報の範囲の広狭、統計分析が行われるか否か、また、その目的の具体性、第三者提供の第三者の具体性に注目する必要がある。問題がある場合は、規約の修正を民間事業者と協議すべき。SaaS によって、利用者本人と民間業者が契約関係を結ぶことになり、利用者は規約を見ているか見ていないかチェックをしている。本人同意が重要となってくるが、自己責任とするのか。そもそも、SaaS 利用契約を結んでいるのは自治体。第三者、利用者のためになると考える場合、個人情報の保護の水準が守られているか、考えて契約している。

議員は何ができるのか？

デジタル化の推進は、首長、執行機関が積極的に推進しているのがほとんど。住民の民意でなく、個人情報に不安があり、反映されていないなら、保管する役割が必要。その場合、議会は、住民の民意をより反映させる協力関係が期待される。住民の利害関係の公金を使うため、SaaS の契約について、議会の議決事項にしている。個人情報を収集して、統計処理して活用するが、情報も財産であり、議会の役割がある。個性を示すために、条例を作り、SaaS 利用を自治体では何の為に締結しようとしているのか、どう議会が関わるか、利用規約に問題がある場合、事業者と協議をするなどのアイデアもおかしくない。

## 事例報告 ii 保育業務支援システムの実際と保育の現場：稲葉多喜生（東京自治労連）

「デジタル行財政改革会議取りまとめ2024」は、2025年度中に保育業務支援システムというSaaSを全保育施設に導入する方針。SaaSを利用する保護者と保育園が入力したデータが、SaaSを提供するICTに収集・利活用される。

政府は、保育のSaaS化を皮切りに、子育て行政サービス全体をICT企業のSaaSへ切り換え、行政サービスのあり方を変えようとしている。

### 1, SaaSで保育事務をシステム化

約40社のICT企業が「SaaS型保育業務支援システム」のサービスを提供している。

て支援制度レジストリをつくり、アプリ業者が利活用できるようにデータをまとめる。アプリ業者が使い、保育SaaSを使って配信し、住民はプッシュされた中身をみて申請する。いつ見たか、どれくらい見られたか、データで明らかになり、民間業者も自治体も把握する。SaaSを提供するICT企業は、大手のコドモン、コネヒト、母子モ、ミラボで、一般社団法人子どもDX推進協会（東京都、都の政策連携団体、民間企業）の会員企業でもある。会員企業が東京都として設計し、自分たちが担い手として請け負っている。推進協会の代表理事は、コドモンの小池義則で、「プッシュ型通知をより発展させるためには、ICT企業に、行政が持つ住民情報が公開されなければならない」「利活用しやすいようリライトしなければならない」「住民の個人情報を公開してもらいたい」と発言。

#### 4. こどもDX推進協会 ICT企業が行政サービスの担い手に

スマートフォンを日常的に利用する子育て世代が、使用している保育SaaSのアプリや母子手帳のアプリに行政サービスがプッシュ型で通知されれば、自治体窓口へ行く手間が省け、申請漏れも防げるが、保育SaaS普及の背景には、保育ICT業界団体があり、子育てサービスの主導権をICT企業が握ることになる。

#### 5. データの目的外利用

保育SaaSの企業は、莫大なデータを蓄積している。今後、保護者が受ける便益は大きくなるが、データ収集が同時に行われる。

母子健康手帳や保育SaaSによって、ICT企業は、業務委託と情報の二重取りとなる。また、日本国内のすべて子どもを網羅することで、子どものモニタリングが行われる可能性がある。

子どもDX委員会は、検討事項で、プッシュ型通知のみならず、データ関係基盤で集約されたデータを使い、フィジカル&メンタルの側面でのフォローが必要な住民に個別に最適化された支援が可能としている。これまでは、保育に必要な情報を収集しているが、保育SaaSで収集したデータを目的外に利用しようとするもの。個別化や最適化はアルゴリズム（解が定まっている「計算可能」問題に対して、その解を正しく求める手続き）で解釈され、選別される懸念。

デジタル行財政改革会議で、小池氏は、保育SaaSを基準に保育業務のあり方を変える必要性を発言。コドモンのサービスとして、保育の指導案の文例、年間計画や月案、週案が作成できる。園児の状況や体温、睡眠などのデータを複合的に収集することで、「子どもの発達状況、家庭環境が推測可能になる」と発言。保育士の専門的な視点だけでなく、コドモンのビックデータに基づくプロファイリングによる予測したサービスを提供する、としている。

そのためには、子どもを常に監視、情報収集が必要であり、子どもの個人情報の収集のためには、保護者の同意が必要となる。

#### 6. SaaS化で曖昧になる個人情報保護

子どもの個人情報を収集するためには、保護者の同意が必要。自治体は、公立保育園で保育SaaSを導入するにあたり、保護者に、保育SaaSの利用で、子どもの個人情報を収集することなど説明が必要。

ところが、アプリのダウンロードの中で、利用規約や個人情報保護方針の同意ボタンが必要となるが、実際には読まれていない。また、「同意します」しか選

択肢がなく、同意せざるをえない。利用規約には、子どもの個人情報を収集し、利活用し、商業的な利用をすることが記されており、コドモンの側が有利に、子どもの情報を利活用できるものになっている。

保育SaaSによって、自治体が行ってきた個人情報の保護が弱体化する。

2021年に成立した個人情報保護法で、地方自治体が条例で定めた個人情報の仕組みが使えなくなった。SaaSなどの個人情報収集を前提とした外部委託をおこなうことについて、審議することが許容されなくなった。

#### 7. 海外の保育SaaS化は個人情報をどのように取り扱っているか

ニュージーランドのストリーパークは、トップシェアで世界的に使われている。

目的が「家族とのコミュニケーションとエンゲージメントのため」とされており、子どもの写真や成長の記録を保護者におくり、親も家の様子などコメントを送る。

ホームページを見ると、プライバシーとセキュリティーについて保護者向け、保育者向けに大きな画面でお知らせしている。収集したデータは、所有者は保護者にあり、子どもにあり、返すことが書かれている。一方、コドモンは、「すべての先生にこどもと向き合う時間と心のゆとり」とあり、保育者の時短を売りにしており、ホームページの画面では1番下に、小さな字で書かれていて、読んでもらうことは想定していない。子どもの個人情報をICT企業が所有し、目的を達成するために利活用しようとしている。収集したデータを行政サービスを提供する側に回り、行政サービスを自分たちのSaaSに切り換えていく。

#### 8. 個人情報の適正な取扱いにむけて

①十分な情報提供と合意手続きをおこなうこと。②個人情報を収集する目的と利用範囲を明示すること。③保育者へ研修が必要。④1番大事なことは、目的外利用を禁止すること。⑤ICT企業へ、子どものデータの返還を求めること。⑥利用環境を整備すること。⑦時短を中心とした利用では無く、子どもの成長を中心とした利用にすべき。

保育の質の向上のため、保育士を増やす事が必要。

#### 事例報告 iii 「健康医療サービス提供のSaaSについて～神奈川県「マイME-BYOカルテ」を検証する～」 神奈川自治労連 神田敏史

##### ○政府が進めている医療DXについて

医療DXの推進の一環として、12月2日から、保険証が廃止されマイナ保険証に一体化。これにより、①生涯にわたり自分の健康、医療情報を管理する②本人同意のもとで、情報を収集し、より質の高い医療を提供できる仕組み。災害などの時にも情報が活用できる③デジタル化による業務の効率化、人材の有効活用、事務的負担を軽減④保健医療データの二次活用、ヘルスケア産業を促進していく。

個人情報を活用して、自治体は健診などサービスで個人に還元していく。医療機関は、電子カルテで、より多くの情報を収集することで、適正な医療を切れ目無く提供できる。また、情報を産業振興（ヘルスケア）に活用する。

この核になるのが、マイナンバーカード。マイナンバーカードをキーとして、情報を収集する仕組みを作る。

マイナンバーカードの保険証利用を皮切りに、今後は、生活保護、難病などの受給者証、予防接種、母子健康手帳なども一元管理する方向が医療DXの中で考えられている。

いったん、入力された情報は連携され、事務の軽減がはかれる。効率化との一体化で進められている。デジタル化によってメリットが早く感じられるようにしていく。一度提出した情報は、二度提出することを不要とするワンスオンリーで、スマホ一台で何でもサービスが受けられる。

遠隔地医療も可能となるよう、ガイドラインも進められている。

医療、介護、健康データの利活用も。医療について、個人の機微な情報がある最終的には、全国医療情報プラットフォームを構築し、プッシュ型でサービス提供する。

○神奈川県における健康医療政策について～総合計画に位置づけられた医療DXとマイME-BYOカルテ～

未病 (ME-BYO) とは、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念で、漢方医学用語。

神奈川県は、未病という概念を持ちながら、健康寿命を進める事を位置づけている。

県が開発したアプリ「マイME-BYOカルテ」で、スマホを使い、収集した情報を用いて、プッシュ型でお知らせ等を提供する。

利用契約で、自分が同意した場合、同意にもとづいて業者からの情報提供サービスをうけること、サービスの内容については、県は責任を負わず、自己責任の原則が記載されている。

収集されるデータは健康に関する情報（特定健診、特定指導、身体に関するあらゆる情報）。

個人情報については、県が管理しており、外部への提供は取扱になっていない。LINEの公式アカウントについて、神奈川県のサーバーに蓄積され、ヤフーには蓄積されないことを明記している。

サービスの提供はプッシュ的なものだが、医学的に確認されたものではなく、医師や保健師の知識や経験に基づく積み上げでもなく、データ分析により考えられた統計的な手法による分析的な研究成果にすぎない。行政が提供するサービスであり、一定、行政の責任も必要ではないか？

個人情報は、県が保有するプラットフォームに蓄積されるだけ。連携する場合も、一定の基準、指針を設けている。利活用についても、匿名化している。無造作に提供されるわけではないのが、優位点。ただ、外部アプリケーションにいったん県が情報提供すると、そこに蓄積されるため、県として監視する必要がある。

政府の医療DX推進の中で、情報プラットフォームでも匿名化が原則。ある程度、個人が識別化される方法での対応も今後、言われる可能性もあるため、個人が識別化ない方法で処理が行われるよう監視する必要がある。県に蓄積された情報は、いつまでも保管されてしまう。

個人の情報が、将来にわたって蓄積されることで、個人がプロファイリングされ、県や国で管理され、あらたな個人管理、差別化が進む危険がはらんでいる。

イセトーの問題。自治体が、個人情報を提供した上で、税や国民健康保険料を委託した。ハッキングされ、問題化。イセトー自身、個人情報は外部に提供できない仕組みになっていると当初、委託された自治体に説明されていた。

個人情報がどこに蓄積されるか、外部に委託する場合は、チェックが必要。業務委託の契約の中で、システムの内容をしっかりとチェックし、管理が必要。

神奈川県マイ未病カルテは、個人情報保護と情報システムに精通した専門的な知識がある職員がいたからできた。職員がいなくて、民間に丸投げの自治体が多いのが実態。公的責任をもって、すべての住民に対し室の高い行政サービスを提供し、住民の個人情報を守るために、自治体として、個人情報保護と情報システムに精通した専門的な知識と経験をもっているスタッフ、必要な人材確保、育成をすすめていくことが求められている。

#### 【感想】

政府が計画しているデジタル化で、行政がどのように変えられるのか、どうしても知る必要があるため受講しました。

専門用語が多くて大変、難しかったです。デジタル化で便利になる一方で、政府や民間企業の思惑が優先され、自治体の独自性が認められないこと、アプリを通じて住民が自ら個人情報を提供し、蓄積されていくことなどを知り、今後、福祉の増進という自治体の役割を如何にして守るか、個人情報を如何にして守るか、考え自治体に求めていかなくてはならないと感じました。

研修の中で、議員として調査すべき事項を教えて頂いたので、担当課に直接、調査をしたいと思います。

# 領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子様

日付: 2024年11月18日

領収書番号 NO.29

金額 40,000 円

内訳 全国地方議員社会保障研修会参加費・資料代

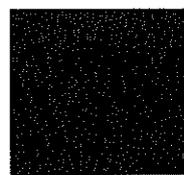
団体名 大阪社会保障推進協議会

〒530-0034

大阪市北区錦町 2-2 国労会館内

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp



# 領収書

日本共産党敦賀市会議員団 松宮学 様

日付: 2024年11月18日

領収書番号 N0.30

金額 40,000 円

内訳 全国地方議員社会保障研修会参加費・資料代

団体名

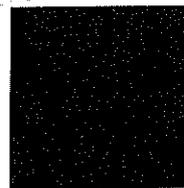
大阪社会保障推進協議会

〒530-0034

大阪市北区錦町 2-2 国労会館内

TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp



政務活動費・研修費 旅費明細 <日本共産党敦賀市会議員団>

日程：令和6年11月18日（月）、19日（火） 2日

参加者：松宮 学

行き先：大阪府保険医協会 M&Dホール（大阪府大阪市）

乗車券

発着	片道距離 (km)	種別	金額（円）	備考
敦賀 ⇔ 難波	147.0	乗車券	5,280	11/18
敦賀 ⇔ 難波	147.0	乗車券	5,280	11/19
小計			10,560	

特急料金・指定席・グリーン料金

発着	片道距離 (km)	種別	金額（円）	備考
敦賀 ⇔ 大阪	136.9	特急・グリーン（閑散期）	8,920	11/18
敦賀 ⇔ 大阪	136.9	特急・グリーン（閑散期）	8,920	11/19
小計			17,840	

交通費\_合計 28,400

宿泊費

種別	単価	日数	金額（円）	備考
議員	14,800	0	0	

日当

種別	単価	日数	金額（円）	備考
議員	3,000	2	6,000	

旅費計 34,400

- (参加者) 松宮 学、山本 貴美子  
(松宮は 18.19 日のみ参加、山本は Zoom 参加)
- (研修開催日) 2024 年 11 月 18 日、19 日、20 日
- (研修先名) 第 9 回全国地方議員社会保障研修会
- (内 容)

**11月18日**

**国保都道府県単位化と統一国保～「統一」トッランナー大阪から考える～**  
講師：寺内順子（大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表）

国保都道府県単位化とは

○2018 年度から、国保の運営を都道府県と市町村が行う。

都道府県は財政を握り市町村を支配する。

市町村は賦課や給付の権限を持つが「都道府県国保運営方針」に縛られる。

○市町村は都道府県が示す「事業費納付金」をどんなことがあっても年度内に納付しないといけない=年貢。

○都道府県単位化の目的は、国の医療負担の削減。

○国保は医療費の支払い側。医療の供給については都道府県が策定する「地域医療計画」や公的公立病院廃止・統合で縛っていく。

国保都道府県化後 何がか変わったのか

都道府県が保険料の基礎となる事業費納入金額・標準保険料率の計算をする。

都道府県と市町村で共同策定した都道府県国民健康保険運営方針に縛られる。

「統一」と「統一しない」は納付金計算がちがう

○統一する場合、市町の医療費水準に差がないことを前提に事業費納付金を計算。

現在、完全統一しているのは、大阪府と奈良県のみ。

納付金ベースで統一した都道府県は、いずれ完全統一に以降する傾向。

※福井県は、令和 10 年度に納付金ベースで統一、令和 12 年度に完全統一に以降。

○統一しないのは、医療費水準に差があるから計算できない。（茨城県、新潟県、石川県、京都府、岡山県、福岡県、鳥取県、島根県、宮崎県、沖縄県）

保険料水準統一加速化プラン（第 2 版・2024 年 6 月）

納付金ベースの統一、完全統一の進め方とともに、都道府県と市町村との間で議論し合意形成することを求めている。

保険料水準の統一に向けた現状整理と課題

（1）納付金算定における課題

医療費水準・個別公費・経費の取扱・各事業の費用の整理・統一後に生じる納付金の過不足への対応。大阪でも、現在、集めきれない自治体があり、厳しい状況。

（2）市町の保険料賦課における課題

保険料算定方式・応能・応益割合・基金活用による保険料引き下げ・条例で応能応益割合を規定している市町村への対応

2024 年度から奈良県と大阪府のみ完全統一

・奈良県は、厚生労働省から来た人が副市長になる自治体が多く、国がやらせたい

モデル事業を実施する県。奈良県独自で、国保事務の支援センターを設置。効率化、コスト削減。町村の説得材料となった。

統一する自治体は、受益者負担を強調するが、都市部と村部は医療格差がある。

・大阪府は、平成 22 年から国に対して広域化を要望してきた。先頭をきっていることを強調。

「受益と負担」の公平性・平等性というが、実態はどうか？

保険料が一緒だから、同じ医療がうけられるわけではない。狭山市の近畿大学附属病院が堺市に移転するため、南河内の災害拠点病院がなくなってしまう。

#### ①大阪の統一国保デメリットがいっぱい

- ・保険料が高くなる。 ・国保会計が黒字でも保険料を下げられない。
- ・手厚い自治体独自の保険料減免制度が廃止。
- ・一部負担金低所得者減免制度を廃止。
- ・手厚い減免や内容の優れた健診制度をすると保険料が上がる。

#### ②統一国保だと保険料は高くなる

・すべての事業費を納付金に入れ込まなければならないので、保険料は高くなる。統一してレベルの高い健診内容にすると納付金に入れ込まなければならない。減免の原資も納付金の中に入れる。

・大都市（政令市・中核市）の事情に引きずられ、小規模自治体の努力は意味がなくなる。大阪の場合、大阪市・堺市・東大阪市で大阪府全体の半分。

・納付金は、大阪府が、3年前のデータを使い計算をするので「大きな誤差」が生まれ、調整ができない。

・絶対に黒字になる計算を大阪府がするので、国保料が際限なく上がる。

・黒字が出ても、保険料を引き下げにせず、基金が積みあがるだけ。

#### ③なぜ大阪府は「統一」なのか

・2010年、橋下大阪府知事時代に国保と介護の広域化構想が提案され、断念。

・それ以降、大阪府は国に対して国保広域化の法制化を提言。

・2018年～2023年は激変緩和期間、2024年完全統一。

・保険料を統一する=各自治体の医療費水準を加味せずに納付金を計算。

独自減免も廃止、統一減免（所得激減減免・災害減免のみ）。

・現在、維新府政と維新市政（大阪市・堺市・東大阪市はじめ 21 自治体+維新よりの首長 43）。

#### ④大阪府内の自治体の法定意見聴取での意見

・市町村に過度な負担とならないよう、適宣、制度内容を見直していただきたい。

・市町村における医療費等の見込みについて、過不足が生じないように推計を行っていただきたい。

・今回の運営指針では、「基金の繰り出しにおいて、保険料率引き下げを目的とした操出は認めない」とされ、「府及び市町村における国民健康保険特別会計の在り方について引き続き検討を行う」とされていることから、早急の検討が必要。

・他の都道府県の保険料水準を踏まえ、負担の公平性・平準化を図るとともに、激変緩和期間について、再度検討していただきたい。

・子どもに係る均等割り保険料の軽減措置の拡充については、引き続き国に強く働きかけるとともに、拡充されるまでの間は、府独自で多子世帯減免の共通基準化の検討を進めていただきたい。

・低所得者減免の共通基準化を図っていただきたい。

「完全統一」を撤回した沖縄県

第二期保険運営方針では、令和6年度からの実施をめざすとしていたが、第三期において「実施を見送る」とした。沖縄社保協では、「国保改善運動2024」を呼びかけ、学習大運動、陳情、署名運動など展開し、自治体を動かした。

(感想)

今後、福井県を中心に保険料の統一化が行われます。今回、研修で学んだことを念頭に、住民の負担増とならないよう議会で働きかけて行きたいと思います。

## 介護保険制度と保険料の基礎 訪問介護と総合事業

講師：日下部雅喜（大阪社保協介護保険対策委員長）

### ①介護保険制度と保険料の基礎

・国連 「高齢化社会」 高齢化率7%以上 「高齢社会」 14%以上

日本の造語「超高齢社会」 65歳常が人口の21%以上

日本の高齢化率 1960年代5.7% 2024年9月現在29.3%←世界でトップ

・介護保険制度

要介護高齢者の増加、核家族化が進む中、介護の社会化が必要として「社会保険方式」で導入

・健康保険は医療内容まで保険者は関与しないが、介護保険は保険者が関与する。

○介護認定を受けて、ケアマネージャーがニーズに応じてプランを作成。

○健康保険と違い、介護保険は要介護状態により、サービス水準と限度額がある。必要であっても限度額を超えると、全額自己負担。

○「介護報酬」とは

・介護事業所が提供したサービスに対して、保険者と利用者から支払われる。

・介護サービスの「公定価格」という性格を持ち、サービスの水準や内容を事実上決定づけるもの。介護度が重いと高くなるが、訪問介護は同額、時間で変わる。

・介護事業所は、この報酬の中で職員の給与など必要な経費が賄われている

(基本報酬(単位) + 加算(単位)) × 報酬単価(標準は1単位10円) = 介護費

・介護報酬は、3年に一度、改定する。

○介護保険の利用者負担

・保険給付額(7~9割) ・利用料負担額(1~3割)

・所得基準(単身世帯の場合) 負担割合 利用者比率(在宅)

合計所得160万円(年金収入等280万円)未済 1割 91.2%

合計所得160万円以上220万円未済 2割 5.4%

合計所得220万円（年金収入等344万円）以上 3割 4.4%

○低所得の方への軽減措置（対象）

・設定区分 対象者

第1段階 生活保護者等

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税

本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下

第3段階 世帯全員が市町村民税非課税

本人の公的年金収入額 + 合計所得金額が80万円超

第4段階 市区町村民税が課税世帯 ⇒ 対象外

○高額介護サービス費負担上限額

・区分 対象者

負担額

第1段階 生活保護を受給している方等 15,000円（個人）

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税 24,600円（世帯）

本人の公的年金収入額の合計が80万円以下 15,000円（個人）

第3段階 世帯全員が市町村民税非課税 24,600円（世帯）

第4段階 市区町村民税が課税世帯 44,400円～141,000円（世帯）

負担上限額を超えた利用料は後から返ってくる

・短期入所された方は、居住費、滞在費、食費の補足給付あり

②介護保険事業計画と介護保険料問題

○介護保険の運営主体（保険者）

・介護保険の保険者は「市町村」

国民健康保険：「都道府県は市町村とともに…国民健康保険を行うものとする」

年金保険：「政府が掌握する」

○「国民の努力及び義務」

・介護保険法第4条2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

○介護保険料の決定の3原則

・介護保険法第129条

①市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない←多めに集めてはいけない

②保険料額は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された「保険料率（保険料額）」により算定される

③「保険料率」は、3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければなら  
ない←余りもしない

○公費負担削減分を保険料負担へ

・介護保険以前の高齢者福祉制度（2000年3月まで）公費100%

国50% 都道府県25% 市町村25%

・介護保険制度（第9期 居宅サービス）保険料50% 公費50%

保険料50%（65歳以上23%、40～64歳27%） 国25% 都道府県12.5%

市町村12.5% ↑65歳以上の保険料さえ管理すれば、他はすべて入ってくる

・65歳以上の介護保険料の決め方（イメージ）

介護サービスの総額×23%÷65歳以上の人口

第1期17：33→第7～9期23：27 今後も第1号被保険者の割合は増加する

○介護保険料は、当初の2.14倍

第1期（2000年～2002年）2,911円…年額34,932円

第9期（2024年～2026年）6,225円…年額74,700円

・保険料は、年金額月1万5000円まで年金天引きのため、徴収率は98%

年金の1ヶ月分から1.5ヶ月分が介護保険料に消える

介護保険証（認定）のある人は、全高齢者の19%で8割以上の人は掛け捨て。

年金は2割減り、介護保険料が2倍になったため、高齢者の負担は増加。

・介護保険証もマイナンバーカードと一体化の検討が始まっている。

2026年4月から、全国運用開始予定。

○年金天引きならない人、滞納者への制裁

1年以上の滞納 償還払い（10割減全額負担、後で請求し給付）←義務化

1年半以上の滞納 給付差止（滞納保険証分を差し引いて給付）

2年以上滞納し「時効」 給付減額（未納期間に応じた期間は給付を減額）

○給付と負担の連動

市町村の介護サービス利用増→比例して、高齢者全員の介護保険料が上がる

○全国一高い大阪市介護保険料

・基準月額 第8期 ⇒ 第9期年度

全国加重平均 6,014円 ⇒ 6,225円 + 211円 (+3.5%)

大阪府 8,094円 ⇒ 9,249円 +1,155円 (+14.3%)

○認定率が高いことについて

・大阪市は高齢者世帯に占める単身世帯の割合が全国に比べ高い（1.5倍）

大阪市45% 全国29.6%（2000年国勢調査）

・単身世帯は認定率が高く、その他世帯と比べると2.1倍の認定率

大阪市 単身世帯の認定率38.6% 他世帯の認定率18.4%（2023年10月）

・大阪市は単身世帯の割合が高いことにより認定率が全国に比べ1.4倍

大阪市27.4% 全国19.4%（2023年10月介護保険事業報告）

・利用するサービスが少なくても、利用する高齢者が多いと、厳しい。

○10数年後には全国が大阪市の状況

・国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」（2024年推計）

世帯主65歳以上の世帯に占める「単身世帯」の割合の推計

2030年39.6%、2040年43.2%、2045年44.2%、2050年45.1%

大阪市の状況は10数年後の日本社会の姿でもある。

○市町村介護給付費準備基金

・保険料が不足した時、都道府県に設置された都道府県財政安定化基金から借金し（無利子）、返済は次の3年間の保険料で返済する。

・介護給付費準備基金

平成20年5月会計検査院法代30条の2の規定に基づく報告書

「余ると、次の三年間で使うことが原則」

・ところが、2023年7月全国介護保険担当課長会議で、ため込むことを奨励。

○財政安定化基金

・始まった頃は、多くの自治体が借りていたが、今はどこも借りていない。逆に基金をためこんでいる。

○介護改善、介護保険料引き下げ要求の地域運動

- ・我が自治体の介護保険を知ること
- ・当面下げるために必要な事の要求
- ・本質的な改善は国庫負担増
- ・利用しやすい制度運用、改善を要求
- ・人材確保は独自の努力を求める

○一般財源繰入は法的に可能

第4期では5保険者、第5期では10保険者が実施

- ・介護保険制度の限界（保険料に関する4つの要求案）

①現在の介護保険の仕組みでは限界。国庫負担増で保険料引き下げをすること。  
②当面、市町村の一般財源を投入して保険料の引き下げを行うこと  
③保険料の余りをため込み（基金）にしている自治体は、全額保険料引き下げに回すこと。

④低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること。

訪問介護

○訪問介護は、在宅介護の要だが、介護サービスの中で最大の人手不足。有効求人倍率は、介護全体で4倍、訪問介護は2022年度時点で15.53倍。その後、改善されて14倍。ヘルパー事業所の8割が、人手不足を感じている。

○「介護崩壊」の原因 低報酬政策

- ・介護報酬改定率の推移

2000年4月 介護保険制度スタート

2003年度 マイナス2.3%

2006年度 マイナス2.4%

2009年度 プラス3.0% + 処遇改善交付金（介護職員月1.5万円）

2012年度 プラス1.2%

（処遇改善交付金廃止⇒処遇改善加算へ2%分 実質マイナス0.8%）

2015年度 マイナス2.17%（基本報酬等実質マイナス4.48%）

2018年度 プラス0.54%（適正化分▲0.50%）

2019年10月 特定処遇改善加算（「勤続10年介護福祉士月8万円」）

2021年度 プラス0.7%（内コロナ加算0.05%）

2022年10月 ベースアップ等支援加算（「介護職員月9千円」）

○低迷するホームヘルパーの介護報酬

- ・訪問介護基本報酬（身体介護・単位数）の推移

2000年～2024年で最低賃金は、1.6倍

だが、訪問介護の介護報酬は、30分～1時間－3.7%、30分増すごと－2.9%

- ・2024年度介護報酬改定+1.59%（物価上昇2.2%）

- ・訪問介護だけがマイナス改定

訪問介護事業所の収支は平均値7.8%だが、月200回以下では1.2%、2001回以上

では13.2%で、都市型の大規模事業所、住宅型有料老人ホームで1階に併設されているヘルパー事業所などが平均を上げただけ。

#### ○訪問介護費引き下げ撤回を！

- ・処遇改善加算取得すればいいという問題のすり替え。
- ・訪問介護事業経営者とヘルパーに与える経済的・心理的マイナス影響
- ・基本報酬減は事業所経営悪化に直結
- ・「ヘルパーの公的価格削減」⇒「ヘルパー評価ダウン」
- ・困難な状況下で頑張ってきたヘルパーの心の糸が切れる」

#### ○退職、事業所閉鎖の増加

- ・全国の自治体で介護事業所激減

事業所ゼロの自治体97町村 事業所一つの自治体277市町村（2024年6月末）

- ・厚生労働省が、全国の第9期介護保険事業計画の給付見込等を集め、それをもとに将来推計と確保できる見込を出した。

2026年度、確保できる介護職員は充足率90%で、1割足りない。

2040年度は充足率77%。都道府県で見ると北海道56.6%。

そのため、①処遇改善、②多様な人材確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上にとりくむとのこと。

だが、政府の考えでは、1番は生産性向上。テクノロジーを2種類以上使えば、人員配置基準は1割減できる、とする。ただ、オムツ交換するロボットはない。

- ・ケアマネ1：利用者35→ケアマネ1：利用者44、ケアマネ1：利用者49（データ連係システム＋事務員）

居宅訪問面談は、テレビ電話を使えば月1回を2回に。だが、部屋の散らかりぐらい、臭いなどわからない。難聴で聞こえない方もおられ、まともな介護はできない。

#### ○訪問介護報酬削減撤回を求める世論と運動

- ・業界団体、関係者こぞって「遺憾」「反対」
- ・6月5日、衆議院厚生労働委員会意見書採択
- ・全国で151超える議会が意見書提出。長野県では9割を超える議会から。

#### ○訪問介護事業への支援強化パッケージ ←報酬は変わらず、意味が無い。

○自治体独自に人材確保を始めている。東京都、世田谷区88万円支援給付、足立区も。下呂市は介護職員のIターン、Uターン就職への支援、高卒で介護職員になれば20万円、介護の専門学校に通う学生に家賃補助など。

○訪問介護部門の一部を自治体が引き受け、公務員ヘルパーとして雇用してはどうか、提案。北海道中頓別町では、訪問介護事業所を民間から直営に。

○人材確保は、半分近くは心理的なもの。この町で働く気持ちになるか、どうか。20万円補助は、わずかな予算でできる対策であり、実施を議会で求めるべき。

次期改定（2027年度）で狙われること

#### ○2024年で狙われていた改定が持ち越される見込み。

- ①第1保険料負担のあり方、②一定以上所得の利用料2割、③補足給付に関する給付のあり方、④老人保健施設等の多少室の室料負担、⑤ケアマネの自己負担導入、⑥軽度者への生活援助サービスの総合事業移行、⑦被保険者範囲、受給者範

## 困の見直し

○利用料2割は、2倍化。物価高騰のおり、負担増はムリ。

○2024年6月21日閣議決定

- ・利用者負担2倍化、ケアマネの有料化、要介護1.2の保険外し
- ・2025年末結論、2026年法改定、2027年実施

## 総合事業

・総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

・2017年から始まったが、7年たち、自治体によって変化しており、まず、我が町の総合事業を知ること。実態が無い自治体もある。

・事業としては成功していないが、財政としては成功した。令和元年、4479億円になるところが、3475億円となり3%以上削減。

○「総合事業にイマ」を評価

①介護費用削減・抑制は成功、②互助化は進まず、政策としては失敗、③自立支援型も進まず

○総合事業を評価・検証する視点

①要支援者でも、必要なホームヘルプサービス、デイサービスが維持できているか、②多様なサービスの実態はどうか、単なる報酬削減になっていないか、必要な質・量を提供できているか、③ケアマネージャーは締め付けられていないか

- ・従前相当サービス 訪問型75.1% 通所型80.1%
- サービスA 20.7% 15.0%

○総合事業対応のポイント

- ・受け皿づくりから出発させない 多様なサービスへの置き換え・誘導の危険性
- ・従来相当サービスの維持発展が中心課題
- ・地域助け合い・介護予防は長期的に住民の自発性・合意を尊重しながら公的支援で規範的統合はさせない

○2024年度政府予算

・一般会計歳出のうち、社会保障費37兆7193億円（33.7%）、そのうち年金13兆4020億円、医療12兆2366億円、介護3兆7188億円

・2023年度から、防衛関係費が増大し、4番目から2番目に。文教費の倍近く。

○介護保険の財政規模

介護保険給付費の総額は約13兆円だが、国が出すのは3.7%であり、一般歳出予算のわずか3.3%

○介護への「異次元」の財政出動を

介護現場の賃上げ・労働条件の引き上げ

全産業平均以上、月額8万円以上の賃上げが必要

（感想）

介護保険について基本から学ぶことで、分かったつもりだったことが、思い違いだったことに気づいたり、実のある研修でした。敦賀でも介護従事者が減り廃業に追い込まれている事業所があります。敦賀で改善を求めると共に、制度そのものの問題でもあり、国に対しても要望をしていかななくてはならないと思いました。

## いのち・くらしをまもるための住宅政策を考える 平時の暮らしを支える居住支援の必要性

講師：葛西リサ（追手門学院大学地域創造学部准教授）

- ・福祉（厚労省）と建築学（国交省）の間に溝がある。
- ・福祉の住宅問題は緊急性あるが、建築では平時の住宅問題。国から連携すると言われるが、難しい。交わらないが、交わる必要がある。
- ・シングルマザーの住宅問題は、自己責任ではなく社会構造の問題。
- ・住宅問題は地域によって違うため、オリジナルの地域支援が必要。

### 1. 問題の所在

- ・日本の住宅政策の始まりは戦後から。
- ・箱は変わらず、中身の「人」は激変。世帯の多様化、家族の形も変わっている。
- ・LGBTQは差別され利用できない。賃貸借契約は相続権の1つ。身寄りの無い高齢者の孤独死は、すぐに契約解除できない。法定相続人に相続されてしまう。相続人を探し、法定相続人が解除すると言わない限り、契約を解除できない。LGBTQの血縁関係がない二人が住む場合、契約者が亡くなると同居人に寄贈されない。法定相続人にいく。不動産業者にとっては、名前が載っていない、法律で争えない人が住んでいる事実が怖い。

- ・住宅を確保する仕組み、大枠を変える必要がある。

### 2. 日本の住宅政策

- ・戦後、420戸の住宅不足からの復興。ところが人がいない、資財がない、金がない等の理由により、計画通り進まず、慢性的な住宅不足が続いた。

- ・階層性の住宅政策を構築

○高額所得者へは持ち家を（1950年 住宅金融公庫、住宅ローン）

それまで住宅ローンの仕組みがなかった。住宅金融公庫ができた。だが、女性の単身者には貸さなかった。

○低額所得者へは公営住宅を（1951年 公営住宅法）

野宿、橋の下、防空壕、船などで暮らす人が多かった。

○中所得者へは公団住宅を（1955年 日本住宅公団法、現UR）

当時は、住宅ストックがない。中間層が都市部にどんどん来る。都市部には土地がないので、電車を走らせ郊外に住んでもらう。圏域をまたぐので第三セクターを作って大規模な開発をおこなった。

### 3. 質より量 日本の住宅政策は経済政策

1966年住宅建設5カ年計画法（～2001年、第8期まで）

「1世帯1住宅」そして「1人1室」へ。だが、増えたのは持ち家と民間賃貸住宅。

「持ち家対策」に重点。男の甲斐性、夢のマイホーム、とけしかけ、国がお金を出さなくても家を建てた。そして、金融公庫で利子まで返してくれる。雇用も生まれ、経済が循環する。

公的な住宅は最小限にとどめ、国のコントロールにより、安かろう悪かろうの民間賃貸住宅が大量にできた。

国民は、若い時の仮住まいとして利用し、いずれ、自分好みの持ち家を持つ、と考えていたので、気にしていなかった。

#### 4, 誰のための住宅政策か

戦後の日本の住宅政策は、標準的な家族がターゲット。

1970年代から、公団住宅が郊外の空き室対策として単身者受け入れ開始。

公営住宅1980法改正、高齢者（60歳以上男子、50歳以上女子）の単身入居可。

1992年法改正、同居親族要件撤廃。若い単身者でも可。だが、増えた困窮者の分、新たな住宅政策を補わなければならない、というルールがあるため、若年単身を除外する自治体も。

#### 5, なぜ住宅問題がここまで露呈しなかったのか

多くの国民のライフスタイルがほぼ一緒。

学校卒業後、就職、結婚、第一子をもうけ、持ち家を購入、第2子をもうけ、子どもが進学、定年退職、子どもと一緒に住み、介護が必要になれば家族が介護してくれる。

前提は、みんなが結婚し、年功序列で、いずれ給与が上がって家を買ってもローンが払える見通しがあった。

#### 6, 持ち家政策の前提が崩壊する

結婚しない人が増えた。単身で持ち家を持ちたいと思わない。

非正規雇用が増えた。

女性の貧困化がすすんでいる。

#### 7, 持ち家以外の選択肢がほとんどない

日本は持ち家率が6割で高い。民間賃貸住宅が3割。

低所得者は公営住宅4%に集中し、激戦。

そのため、住宅に困る人の多くが、公的な補助のない民会賃貸住宅へ。

#### 8, 確実に高まる民間賃貸住宅需要

単身世帯の質が激変。

年齢が上がると持ち家率があがるのは、添い遂げ型の持ち家所持者。女性が多い。これから増えるのは、離婚、貧困。親の持ち家を継承しない限り、持ち家はない。持ち家離れが加速し、単身者の借家依存度は高くなる。

#### 9, 単身者の中身が変わる、高齢期の住宅問題も変わる

離婚率の上昇、未婚率の上昇、生涯賃貸依存予備軍。

○休憩中の質疑より

シングルマザーの住宅問題。公営住宅の空きがあるが、どこでも暮らせるわけではない。子どもを転校させたくない。子ども食堂や無料学習塾が地域にあり、守られて安心して仕事ができる、ということもある。重要な資源であり、潰すのではなく、立地が悪い住宅は、ケアを入れる、就労をセットにするなど工夫が必要。尼崎市では、支援が必要な人に対して、目的外使用を始めた。支援者、ケアなど魅力があるものをセットにして団地再生が必要。

#### 10, 住宅市場の大きな変化、量から質へのシフト

2018年度空き家率13.6%。地域によって違うが。

1966年住宅建設5カ年計画から2006年住生活基本法。

住宅支援は箱の提供。居住支援の定義はないが、入居の支援と入居後の生活支援。

#### 11, 居住支援の核

基盤は住宅。住宅確保用配慮者と空き家問題をクロス。

解決策の提示（シェア居住、グループホーム、子ども食堂、カフェ、サロン、住み開き、多拠点居住、こどもの遊び場、レンタルスペースなど）

12, 新たな住宅セーフティーネット制度について

ポータルサイトに登録してもらう。

「最大4万円家賃補助」期待したが、自治体が予算化しない。横浜市は実施。大家の理解もない。

登録制度をやめ、住みたい賃貸で利用できるようにすべき。

13, 制度があっても使えない、制度をコーディネートする人が必要  
居住支援法人851団体。

14, コーディネーターも含めたプラットフォームも必要  
居住支援協議会108協議会。

新たな受託セーフティーネット法改正

①誰のための制度なのか

「当事者がどう救われるか」でなく、大家さんに迎合する内容。

家賃補助がなぜ使われないかの議論もなく、無いものとして扱われている。

予算があっても使わなければ、制度がなくなってしまう。

空き屋があっても、誰も救われないまま終わってしまう。

②責任の所在はどこにあるのか

民間任せにせず、責任の所在をハッキリすべき。

大牟田市は空き屋を買い取り、準公営や地域の居場所にするなど活用している。

国交省が直営で家賃補助をしなければ、救われない人達がこれから増える。

公営住宅の目的外使用で法律を外し、若者のシェアハウスにするなど再生している自治体も。（尼崎市、大阪府、北九州市、京都府など）

行政として何ができるのか、民間ばかり要求せず、汗をかくべき、

③住宅確保要配慮者の実態を把握できているのか

LGBTを住宅確保要配慮者に含めているが、住宅確保の困難を知らない。

パートナーシップ宣誓制度と公営住宅入居を紐付けていない自治体もある。

マイノリティーの方は、災害時になると、更にマイノリティーになる。

避難所で差別されるため、壊滅的な住宅にとどまっている。パートナーシップ宣誓制度を、災害時にも使えるようにする。

④サポート住宅はいかにあるべきか

サポートつき住宅の構想はできたが、運用が決まっていない。

見守りが、ICTで終わることが怖い。

電球、水道、ポットなどセンサーを導入し、居住支援法人に月1、2回行かせて終わりではなく、2層、3層の人間が関わるサポートが必要。

8, 日本のひとり親の姿

シングルマザーは増加。

発生要因によって、住宅問題は違う。

死別のシングルマザーは、婚姻時の住宅に住み続けが可能なケースが多い。

離婚のシングルマザーは、大多数が家を出る。

未婚のシングルマザーは、単身用の住宅に住んでいたため、転居求められる。

妊娠して身寄りのない人が、産むのも大変。

陣痛タクシー、出産時のサイン必要。

シングルマザーの収入の平均243万円。

9, なぜ、母子世帯は貧困か

結婚を期に、専業主婦、パート、派遣など不安定就労に従事する割合5割超。

離婚後に安定職に就くことが難しい。

育児と仕事の両立が困難。

10, いつ、どこで母子世帯は居住貧困に陥るのか

死別の場合は、賃貸借権は妻に引き継がれる。持ち家でローンが残っていても、生命保険で相殺される。

離婚で夫が家を出た場合も、収入がないなど契約の更新ができず、転居必要。

11, 統計からはわからない不安定居住の状況にある人が存在

2005年に当事者にアンケートした。

離婚前に家を出る人が多かった（プレシングルマザー）。

夫の暴力、話し合っても解決しないから出るしかない、親が帰るよう言った…等。家を出て、意思表示をした後、離婚に踏み切る人が多かった。

3パターンあることが分かった。

離婚して家を出るパターン、家を出て離婚するパターン、離婚は関係無いけど、その後、シングルマザーの機関に住み替えたパターン。

離婚前に家を出た人は、親族宅に依存している人が多い。

その場合、事実上、夫はいないが、法律的にはシングルマザーではないため、夫の所得が多い場合、何の手当ももらえない。コロナ給付金も対象外。

離婚ができていないシングルマザーはDV以外、何の法制度もなく支援ない。

離婚が成立すると、民間住宅に転居。

事後転居になって、ようやく公営住宅に入居できる。

離婚準備の段階で、応募することができる自治体がでてきたが、当選した段階で離婚が成立していなければ、辞退が必要。

そのため、いったん、シングルマザーになってから、応募。

だが、1番、住宅に困るのはこの離婚の前後の不安定期。そこを支える住宅支援がない。

このグレーゾーン期を支える支援がないため、更なる住宅貧困に陥る。

公営住宅に入れず、借金をして民間賃貸住宅に移ったがために、その借金を返すために生活困窮に。

一回目の転居の時、友達の家を転々とした、実家に帰り親の暴力で家を出た、公園のドカンの中で過ごした、24時間ファミレスに、なども。

行き場がなく、浮遊する子どもの精神状況を考えるべき。

子供の貧困、子どものど真ん中と言うならば、住宅の保障が必要。

12, 母子世帯の住宅事情 所得関係、広さ、住居費の負担

安定的な住宅に移行するが、民間が33.1%で、公営住宅は13.1%。

払える家賃の低質な住宅。

最低の面積基準を満たしていない割合が高く4割。

6畳ワンルームで子ども複数の母子世帯、ストレスが大きい。

5、住宅は健康にも学力にも強烈な影響を与える重要な要素 ハコだけではだめ、安全安心のためのケアの必要性

6畳ワンルームで勉強机を置けない。

10代の異性の兄弟も同じ部屋で、性的な問題も。

親が仕事で帰ってきて電気を消して寝ると、子どもは布団の中でスマホするか、家を出て遊びに行くしかない。

住宅の問題は、ハードだけでなく、健康、心にも影響する。

DVの人は、怖くて家から出られない、物音が怖い。

国の生活は生活圈全部捨てて逃げることを支援するが、繋がり、人間関係がなくて辛い。

バレることが怖くて、子どもに学校でウソをつかすが、子どもは矛盾に陥り友達が作れず、元の学校に帰りたがり、母親はメンタル壊す。

ケアが必要。

12、見えてきた「住宅だけがあっても幸せにはなれない」現実

住まいがないと就職できない。ところが、仕事がないと住宅は借りられない。

保育所がないと就職できないが、就労していないと保育所に入れない。

たらい回しにされ、自立ができない。オールインワンで支援することが必要。

移住は地域活性化支援だが、住宅も見つけ、保育所も職場も手当てしてくれる。

福祉でできないのは疑問。

重要なのが居住支援。

地域の資源をネットワーク化し、そこに住み続けられるように支援すること。

シニアシングルの調査もある。

孤独死増えている、法定相続人にうつる、腐敗のダメージ、警察は高い窓ガラスを割るが、修繕費は不動産持ち…等々。

全国のシニアシェアハウスの事例など。

多世代型のシェアハウス。高齢者が高い家賃を払い、シングルマザーを安い家賃で住ませる。

いろんな制度を繋げると、いろんな人を救える。地域が元気になる。

社会福祉法人と企業がタッグを組めば、福祉ビルが実現可能。

「住まいが人権」。安心して生きる場がなければ、人間らしく生きられない。

住宅政策は、公が責任を持つもの。

行政だけでは難しい、多様なアクターを掘り起こすのも行政。

住宅とケアを繋ぐ仕組みを、各自治体で実現して欲しい。

(感想)

敦賀市でも、住まいの問題は生活相談も多く、深刻です。敦賀市では「市営住宅のあり方検討委員会」ができ、市営住宅の問題について話し合われることになりましたが、今回の講習を参考に、あらためて先進事例を勉強し、提案をしていきたいと思います。

**復興の主体は誰か？ 誰のための政策か？～いのち・くらしをまもるための復興政策を考える**

講師：田中 正人 追手門学院大学教授

前講義との8つの接点

- ①被災は自己責任か？ 災害関連死は自己責任か？
- ②マイノリティの災害リスク
- ③居住支援の地域性
- ④戦後、防空壕に多数が暮らす状況は、今の被災地の避難所と同じ
- ⑤仮設住宅は、常に量、質の課題に直面
- ⑥家賃補助への抵抗、災害救助法「現物給付原則」
- ⑦コンソーシアムの欺瞞、自助・共助・公助の欺瞞（責任転嫁）
- ⑧不安定期を支えることの重要性

第1部 日本の自然災害と復興政策

(1) 災害は増えているか？

100年間の自然災害の推移

- ・戦前、戦中～伊勢湾台風（1959年）：災害多発期
- ・高度経済成長～バブル崩壊（1990年代前半）：災害散発気
- ・阪神、淡路大震災（1995年）以降：災害多発期

①被害を決定づける3要素

《ハザード》	《脆弱性》	《暴露性》
自然現象による 外力の大きさ	人・地盤・構造物 などの脆さ	自然現象にさらされる 空間や時間の量
↓	↓	↓
気候危機による 極端減少の増加	単身化・超高齢化 避難弱者の増加	首都圏の人口一極集中 政治・経済機能の集積
+	+	+
台風の大型化	インフラの老朽化	大規模宅地造成エリア
+	+	+
巨大地震の切迫	ITへの高依存	超高層建築・地下空間

今後、想定すら難しい、被害の大きさとなる。

直接死よりも、関連死を重要視すべき。

自然災害は止められないが、二次的、三次的被害は政策によるもの。

(2) 被害はどのように連鎖し、拡大するか？

イタリアでは、一世帯に冷暖房完備のテントが支給。

パスタ、ステーキ、ワインの提供もある。

同じ年、日本では、熊本地震の2ヶ月後でも、おにぎり一人1個。

「スフィア・プロジェクト」（人道支援の最低基準）

「被災者は、尊厳ある生活を営む権利、援助を受ける権利を有する」

日本は満たされていない。復興政策に問題がある。

災害関連死の発生実態（阪神・淡路大震災以降）

死者・行方不明者      関連死      関連死割合

1995年	阪神・淡路大震災	5,486人	919人	16.8%
2004年	新潟県中越地震	16人	52人	325%
2011年	東日本大震災	18,427人	3,767人	20.4%
2016年	熊本地震	50人	218人	436.0%
2024年	能登半島地震	376人	149人+180人	39.6%

(関連死認定申請中 2024.9.24 現在)

どうしようもない居住環境を放置してきたため。

何が彼らの生死を左右したのか？

災害関連死の多くは高齢層などフレイルにある人々。

「劣悪な避難環境を放置し、人権侵害を許容してきた社会制度」

災害関連死の認定手順

①遺族からの申請←遺族がない、関係性が無い場合、認定からもれる。

②災害弔慰金・支給審査委員会の審査、答申

③市町村の認定

関連死のリスクを抱え込みやすい人ほど認定手順から漏れ落ちるという矛盾

○孤独死の発生実態（Ⅰ）—阪神・淡路大震災—

- ・男性の場合、65歳未満が半数を占める
- ・仮設住宅よりも、災害公営住宅で死後経過日数は大幅に長期化

「災害公営住宅入居後に、社会関係はより脆弱化する」

○孤独死の発生実態（Ⅱ）—東日本大震災—

- ・発災から時間が経過するにつれて、徐々に若年化する傾向
- ・発見されにくい孤独死の増加

「復旧・復興の流れに逆行するように孤独死は深刻化」

⑤平均余命数十年のかれらがなぜ亡くなるのか？

・就業機会を獲得できず、従来の関係性を取り戻せないまま社会的排除に陥り、経済的貧困と身体的衰弱のもとで孤絶し、病死に至ったケース

- ・孤立とは異なる背景のもとで絶望し、自死に至ったケース  
(一人ひとりのいのちとくらし)

・孤立を深め、病に罹り、回復の意志を棄ててしまった被災者

・困窮し、絶望の淵に立ち、自ら生を閉ざしてしまった被災者

「このような境遇を作り出し、放置してきた復興とはいったい何だったのか？」

○復興政策の何が問題か？（三つの論点）

・被災者は我慢しなければならず、そこから立ち直るには自己責任だという考え方をどう覆すのか？

・復興の主体は誰なのか、誰のための政策なのかという原点に立ち返り、いかに復興政策を転換すべきか？

- ・「公共の福祉」の意味合いを変え、個々に介入している。

○能登半島地震が先取りする未来。

集落の切り捨てと都市部への集約…きわめて危うい“トリアージ”（選別）

- ・「無駄」なインフラの削減
- ・「無駄」な復興事業の回避

- ・「無駄」な集落の切り捨て
- 中山間地域や農山村の価値をいかに再認識するか？
  - ・農村には何が欠損しているか、と言う見立てから抜け出せない
  - ・価値転換が必要
- ノイズキャンセリング機能が進化する危うさがある。
  - ・国家・官僚主体の強化
  - ・選択と集中による社会格差の拡大
  - ・人権制限の口実に「公共の福祉」が使われる

## 第2部 復興政策の転換に向けて

### (4) 被災者の主体的実践に学ぶ

#### 事例① 2016年熊本地震—熊本県西原村大切畑

- 1時25分地震発生！ 緊急避難行動
  - ・前震のあと消防団は公民館に宿泊（本震後の迅速な対応が可能に）
  - ・集落内の3ヶ所に集合→ダム決壊の通知（のちに誤報と判明）
  - ・集落内の標高の高い場所に全員集合→安否確認  
（日頃から3班体制で防災訓練を実施している。その通りに行動した）
- 9名足りない、搜索、救助活動へ
  - ・点呼し100名中91名の生存を確認→残りの9名の搜索へ
  - ・午前3時半頃から、住民と消防団7名とレスキュー隊2名で搜索開始
  - ・倒壊家屋の屋根をこじ開けて救出経路を確保（前年に訓練を実施）  
（全員無事救出）
- 復旧対策本部の立ち上げ
  - ・当日中に復旧対策本部を立ち上げ（完成したばかりの農業倉庫）
  - ・記録班、水道班、道路班、炊き出し班を設置
  - ・毎朝8時に各世帯の誰かが集合し、当面の作業計画・実施
- 生活インフラの自力仮復旧
  - ・トイレ・風呂…全壊した家から使える設備を借用
  - ・水源 …パイプを取り寄せ、各所に地下水を引いた
  - ・道路 …通行の障害になる瓦礫の撤去や解体作業を実施
- 復興まちづくりの推進
  - ・60回以上の話し合いを実施
  - ・小規模住宅地区改良事業による現地再建
  - ・集落の構造はそのままに、防災道路を確保する
- 県内で最も早い2017年7月26日に計画を提案

#### 事例② 2019年東日本台風—宮城県丸森町五福谷

- 五福谷地区の事前避難行動
  - ・17:00頃 自治会長が川沿いの住民に洪水の注意を呼びかけ
  - ・17:30頃 集会所のカギを開ける（集落の避難場所に位置づけ）
  - ・18:00頃 集落の一部地域で停電
  - ・18:10頃 再度避難を電話で呼びかけ
  - ・19:30頃 集会所も浸水の恐れ、高台へ

・19：45頃 裏の高台の民家に移動（17名が2軒に分かれて避難）  
その後、土石流で民家が流された。とどまっていたら、巻き込まれていた。

○事前避難はなぜできたのか？

- ・あらかじめ集会所を避難場所として決定・周知していた
- ・集会所が危険な場合の避難先として高台の民家に了解を得ていた
- ・新年会、お花見、草刈り後のバーベキュー、芋煮会、年末の餅つき等の行事のさい、避難について話し合ってきた。

○復興まちづくりの推進

- ・洪水と土石流で集落の一部が壊滅、再居住は困難
  - ・集落から徒歩圏内で、かつ浸水リスクの低い土地を探し出す
  - ・集落が移転希望者を募り、最終的に10世帯が集団移転に参加
- 水害リスクとの共存、集落のつながりの維持

**事例③ 2011年東日本大震災—釜石市唐丹町花露辺（けろべ）**

○「防潮堤はいらない」・早期生業再開へ

14：46 地震発生、緊急避難行動

- ・集落内の最も高い場所にある漁村センターへ移動
- ・鍵の管理者が一番にセンターに駆け付ける
- ・台風時などの避難場所としてもたびたび使用経験があった

○漁村センターまでは急な階段や坂道

- ・足腰の弱い高齢者など、避難弱者の自力避難は困難
- ・みんなで手分けして避難を手助け
- ・沿岸部に複数台止まっている軽トラックを活用した（鍵はつけっぱなし）

○集落全員での避難生活

- ・64戸198人のうち134人が漁村センターに避難
- ・自宅が流失した世帯は漁村センターで寝泊まり（食事はみんなで）
- ・盆正月用の冷凍食材の共有（各家庭に大きい冷蔵庫、停電で使用不可）
- ・自前の福祉避難所として空き家を活用（ふだんから近所の人で維持管理）

○生活インフラの自力仮復旧

- ・トイレ …その辺の桶を活用したトイレ制作
- ・湯沸かし …ワカメをポイルする釜の共有・転用
- ・水源・電源…湧水を活用した水道制作、知人から発電機の借用

→災害関連死ゼロ

○復興まちづくりの推進

- ・巨大防潮堤の建設を避け、漁業集落としてのかたちを守った
- ・遠い場所への高台移転を避け、流失した家屋の再建を集落内で確保した
- ・できるだけ早い日常の取戻しを目指す

→集落主導による生活再建

（5）防災まちづくりの実践に学ぶ

**事例① 木造密集市街地-神戸市垂水区東垂水地区**「対処法」で延焼を防ぐ

○傾斜、階段、擁壁、行き止まりが多い地区

毎月、定例会を開催し、「まちづくり構想」を作成

①「まちなか防災活用空地」…空き地を作り、延焼をふせぐ。

行政が公金で解体するかわり、地域で空き地を管理する。

ふだんから楽しめる空き地にするため、菜園に活用。

街角消火栓を整備し、菜園の水やりに利用。普段使い。

②「緊急避難サポート事業」…2方向避難原則。避難経路、救出経路を確保する。

行政が、地域防災まちづくり活動にお金を出す。自治会が整備する。

地域で鍵を管理する。

これら、2つの制度を住民が提案して作った。

○地域はなぜ「対処療法」を選択したのか？

緊急性が高い（既に火災が発生）、即効性が求められる、高齢化が進んでいる。

事例② 洪水常襲地域-高砂市山ノ端地区「避難スイッチ」を地域で共有する

河川、水路、山際、低地で水が溜まりやすい。川と水路に挟まれている。

安全かどうかは、どんなことがおこるかわかっていること。

知らないことが怖い。

近所に迷惑をかけたくない、と床あげできなかつた。集まって話し合った。

○「山ノ端地区減災まちづくり協定」ルールを作った。

①居室を設ける場合は、床の上面を標高3.6m以上とする。

②自宅内に避難できる高い場所を設けるよう努める。など。

○ハザードマップを作った。避難の目安の目印を3ヶ所の水路に設置。

(6) おわりに—いのちとくらしを守る政策への転換

当事者が主体性が発揮されるには、当事者だけで無く、非当事者の存在が必要。

「外部支援者の第一義的な役割は、存在すること」

○生活再建の3要件…ハコだけ提供してもダメ

被災者一人ひとりの「生活構造」の維持が必要

①日常的に移動する「生活圏域の重複」…通勤、通院、買い物など

②日々の中心となる「生活行動の連続」…生業など

③ふだん主に身を置く「生活空間の継承」…住戸、住戸まわり

被災者が避難所でしんどいこと「やることがない」→「普段やれていることができない」

おわりに—いのちと暮らしを守る政策への転換

○新たな復興を構想するための視点「被災者一人ひとりの権利と自由の保障」

当事者の「主体性の保障」（ここに住むのは私たちであなたたちじゃない）

↑

↑

↓

↓

当事者の「実践の価値転換」

←→

当事者の「多様性の読み解き」

復興事業の“ノイズ”から

“私たち”に含まれる個別の

地域再生のためのリソース（資源）へ

ニーズをどう汲み取るか

○これからの復興政策—われわれはどちらを選ぶか

被災者一人ひとりの主体的実践の保障か、当事者不在による国家主導の復興政策の肥大か。

迷ったら、「復興の主体は誰か？誰のための政策か？」ここに立ち返るべき。

の肥大か。

迷ったら、「復興の主体は誰か？誰のための政策か？」ここに立ち返るべき。

(感想)

災害復興について、国や行政、企業が主となり、住民不在の開発が行われ問題になっていることはこれまでの研修でも学んで知っていましたが、住民が主体となって町を再生している取り組みをお聞きし、大変、勉強になりました。今後の参考にしたいと思います。

**制度がある 制度が使える 別物です～子ども・若者・家庭支援の現場より～**

**講師：辻由起子（こども家庭庁参与、シェアリンク茨木代表）**

○本日、特に伝えたいこと

・DV・児童虐待・子どもの貧困・ヤングケアラー・いじめ・不登校。社会課題はすべてなくなっているのだから、枝葉の施策だけでは解決しない。

・国・地方自治体で「制度を守って 人を守らず」本末転倒な事態が起きている。困難は年度末には終わらない。人を年度や縦割りで区切ることはできない。職員の異動も課題。

・国・都道府県・市区町村の階層をまたいだ連携、自治体をまたいだ連携も課題。

・これらの課題をクリアできないと「切れ目がない」「連携」は絵に描いた餅。

・「制度がある」「制度が使える」別物です。

○日本の課題…世帯単位の原則、申請主義

社会課題が子、孫に。親がしんどいから子がしんどい。

3世代にわたりケアが必要。

○人間は群れで生きる、みんなで子育てする

本能で子育てしない。先輩が取り上げ、環境に適した子育てをやってみせる。

後天的に子育てを学ぶのが人間なのに、それが、現在、引き継がれていない。

○産休・育休に伴う保険手続

\*つわり・切迫早産などは傷病休暇

産前42日→出産→産後56日→育児休業期間→職場復帰→約3か月後

(社会保険)

①産前産後休業取得者申出書②出産育児一時金③出産手当金支給申請④産前産後休業取得者変更(終了)届⑤育児休業等取得者申出書⑥育児休業等取得者延長(終了)届⑦育児休業等終了時報酬月額変更届⑧厚生年金保険養育費期間標準報酬月額特例申出書

(雇用保険)

⑨育児休業給付金支給申請(2カ月ごと)

○赤ちゃん連れのママの悩み、新生児を連れて役所、買い物困る。

送迎支援、タクシーチケットなど必要。

上に兄弟がいる場合、更にはたいへん。買い物支援必要。

○健やか親子21(2001年から開始)

指標項目：子どもを虐待していると思われる親の割合を見る

医療の視点と福祉の視点では変わる。

・子どもの行動、気持ちがわからない・しつけの仕方がわからない・子どもの生活習慣の乱れについて不安がある・子どもの健康や発達について不安がある・子育てをする上で経済的に厳しい・子どもの友人関係について不安がある・子育てに十分な時間が取れない・子どもとの接し方がわからない・忙しいとき子供の面倒を見てくれる人がいない・家族で協力して子育てができない・子育てに関して家族・親族の方針が合わない・保護者同士の関係について不安がある・子育てについて職場の理解が得られない

○教育・医療、福祉の視点は役割が違う

思いやりと話し合いが必要。どちらも必要であり、うまく役割分担する必要ある。

○改正児童福祉法

子ども家庭センターの設置とサポートプランの作成が自治体の努力義務に。

○児童虐待防止法改正のポイント（2020年4月施行）

・体罰禁止の明記（親権者・児童福祉施設の施設長ら）←1番大きい改正  
明治時代に作られた民法がそのまま。「懲戒権」叱る、叩く、押し入れに入れる、禁食。2020年の児童虐待防止法ができて、はじめて削除された。

・児童相談所の体制強化

・子どもの安全確保・権利擁護・虐待をした保護者への再発防止プログラムの実施（努力義務）・虐待をした保護者に対して医学的・心理学的指導を行う（努力義務）・配偶者暴力相談支援センターとの連携強化・SNS相談窓口の開設

○児童虐待の増加

令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（21万4843件）  
心理的虐待が約60%、身体的虐待23%、ネグレクト16%、性的虐待、その他。  
暴言により、子どもの脳が萎縮するなど悪影響。後天的な「発達障害」にも。  
心理的虐待6割。1番多いのが面前DV。

○ヤングケアラー

厚生労働省のイラストが不十分なため、自覚ない。

大人の感情面のサポートをして、心が傷ついている子どもたち。離婚前の両親から、それぞれ話しを聞かされ、どちらにつくのか聞かれることで傷つく。

○母子世帯

・ひとり親世帯になった理由…離婚80%、非婚・未婚11%、死別5%、その他4%  
（養育費）

・受けたことがない57%・現在も受けている28%・受けたことがある15%  
（就労収入）

・母子世帯の場合、圧倒的に収入が少ないため生活困難に。

父子世帯、父親自身の平均年間収入496万円

母子世帯、母親自身の平均年間収入236万円

（夫婦世帯の平均所得を100として比較すると45.9）

○ひとり親世帯非課税の基準

・基準が低いので、生活や学費のために子どもが働いたら世帯収入が増えて支援がなくなる。貧困から抜け出せない。

一番高い東京でも時給1,163円。厚生労働省目標は1,800時間であり、年収209万円

(ひと月・17万4千円、手取り約13万円)

・憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」守られているのか？

○フードパントリー

取りに来られない人に市民ボランティアで配りまくる。

大事にしているのは臭い。家に行って初めて分かる。臭いが生活レベルが分かる。

お風呂入っていない、コンビニ弁当、ゴミの臭い、玄関の靴。

食品など、公平に配っていたが、今は、家族にあわせて配るようにしている。

裕福に見えるが、そうでない家庭も。家や車のローン。子どもが私立で、変わることができない…など。

○中学、高校にお金がかかる。部活、塾、進学など。就学援助は後払い。

・中間支援団体への補助金は、書類を書いて出しても外れる事が多い。外れると団体の負担に。

・必要なのはレトルトではなく、タンパク質、ビタミンなど。現金が必要。

・「持続化給付金」コロナで借りたが返せない。一月返済12080円。

返せない人には請求しない自治体もある。自治体ごとの運用可能？

○大学生の2人に1人が奨学金を利用 平均借入額310万円

例) 4年制私立大学576万円 月25000円、20年かけて返済。

例) 国立大卒、大企業正社員、31歳

支給額29万円、社会保険料・税金等差引73.5万円、手取り21.8万円

奨学金返済、緊急小口の返済などあれば、暮らしは厳しい

○中高年女性の約4割が相対貧困

○奨学金で多い相談

・子どもがバイトしたら、扶養控除の関係で給付型奨学金の額が大幅に減った。

1円でも超えると160万円減る。←支援の壁ならぬ「支援の崖」

(労働者福祉中央協議会2022年9月アンケートより)

奨学金が更なる貧困を生み出している

・「大学に行かずに働け」「国立大学がある」時代遅れ。

・大卒と高卒で給料に差がある。生涯賃金格差。

・必要な資格を取るのに大卒必須なことも。

・国立大学の学費が上がっている。

・自宅から私大に通う方が安上がりな場合もある。

○「標準世帯」家庭の苦しさ

・表向きは課題が無いように見えるが、世間体がありSOSを誰にも出せない。

・現代にそぐわない性役割分業。父親は経済の担い手、母親は補助的役割。

・経済的自立ができない母親を見て育つ。

・母親が経済的自立をできていないと、家庭内にDVがあっても耐える。

・親の感情面のサポートをする「ヤングケアラー」に。

・教育虐待で親の期待に応え、自分の感情や感覚が分からなくなる。

・子ども基本法…こどもは、親の従属物ではない。

○若者支援

・大阪「グリ下会議」民間で、意見交換しながら、必要な施策をしている。

- ・ユースセンター「ユキサキチャット」若者支援
- ・親の頼れない背景…モラハラ、精神的にしんどくて町の仲間を見つけた人多い。
- ・学費、奨学金返済のため、割の良いコンカフェ（コンセプトカフェ）でアルバイトをしている。横にホストクラブがあり、ホストが客としてくる。その後、ホストクラブへ誘われ、夜の世界のハードルが低くなっていく。
- ・仕事がなくなると、住むところなくなる。住居が安定しないと、仕事につきにくい。最終、パパ活しかなくなる。
- ・さくま診療所、月200件人工妊娠中絶、うち7割が20代。  
診療所の1階に「ユースクリニック」を開催。大阪ではここだけ。  
性の悩み、心とからだのことも。LINE相談もできる。  
スウェーデンでは、国策で250箇所以上ある。
- ・相談できない人は、福祉スルー。
- ・シェアハウス。住所確定して就労へ。

#### ○申請主義

自分で申請しないと、助けてもらえない。

世帯主の感覚ない、本籍などの意味を知らない子どもも多い。

少年院で座談会しているが、子どもの権利条約のうち彼らに関わるだろうと考えられる権利10枚カードをわたし、どの権利を守られたいか聞くと、「第32条、ひどい働かされ方をされない権利」を選ぶ少年が多い。

闇バイト、逃げられない。労働契約知らない。

「少年院に入ってやっと仕事が辞められた」

教育で働き方を教える必要性ある。

話していると、「自分を大切に生きたい」と感想が寄せられる。

書類の書き方を学校で教えるべき。

○制度を使うのは人。制度、社会資源を使いこなす。

少年院を出て、再犯率が高い理由の1つが「仕事がない」。

○映画「記憶」…女子少年院の少女たち

学歴、職歴が書けないと就職できない。

仕事がない、お金がない、犯罪へ。

食事や下着より、ネイル（見た目）。価値観。

○支払いができないと、ゴミ捨てもできない。

○すべての課題は、繋がっている。

すべての課題に共通しているのは、人権が守られていない。

○「こども家庭庁設置法」

18歳の年齢で区切らない。心身の発達過程にあるもの。39歳ぐらいまで。

○「子どもの権利条約」

- ・生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利
- ・自分の権利を守られたい、相手の権利も大事という教育
- ・生野区、貧困格差、暴力、朝鮮半島に由来がある2割。

10年前、小学生1年生が1年生を血みどろになるまで殴る学校だったが、6年かけて暴力ゼロ。学力も平均以上になった。

人権教育はこれまでも力を入れていた。被差別部落の問題などお家芸。  
国語科教育に力を入れた。暴力でなく言葉で伝える。性教育にも力を入れた。  
6年生の授業「子どもの権利」が守られていない時は？と投げかけた。  
制度、しくみを学んでいる。身近な問題、身近な社会資源を知ることが重要。  
小1で、赤ちゃんの入浴方法。  
プライベートゾーンに何かされたら、どこに相談するか、解決策まで示す。  
小5でDVを学ぶ。支配、愛。義務教育で教えないと性暴力被害はなくなる。  
身近な値段の授業もする。人に助けて、という授業も。  
中学では、法律や制度も学ぶ。  
中3では、1ヶ月の生活費はどれくらい必要か。  
社会のことを知らないから、社会課題が生まれる。  
社会で生きるためにいくらかかって、税金、社会保険料がいくらか知ってもらう  
ことで、将来のトラブルが減る。  
大阪市「性・生教育」は、「子どもの貧困対策」で始まった。  
文科省「生命（いのち）の安全教育」へと繋がった。  
どう制度かするか？  
教育委員会は抵抗されるので、市長部局（子ども青少年局）に「子どもの貧困対策、  
虐待防止対策」としてもちかけた。  
貧困に陥る人は、圧倒的に、ひとり親世帯、若年出産層。  
ひとり親にならないために、DVや生き方の教育、若年出産しないように性教育を  
始めた。  
性教育をすることで、未来のいろんなトラブルを防ぐ、と進めてきた。  
教育委員会にも、ゴールは貧困防止、虐待防止と説明。  
文科省、厚労省、法務省にも働きかけ、文科省「生命（いのち）の安全教育」へ。  
全自治体の実施義務に。  
プライベートゾーン、助けての言い方。  
年齢に合わせたパワポ無料配布。  
○まるごと解決するには、一緒に暮らすしか無い。  
全国初モデルで、公営住宅目的外使用。  
シェアハウス3LDKの一部屋に一人。  
キッチン、リビング、トイレ、お風呂共有。  
コミュニティールームとシェアハウス6戸で、あわせて7戸。  
不登校児が来る。社会的なリビング。  
大学生は、奨学金でトラブルを抱えている子が来る。  
高校生は、親も書類を書けない。  
社会通念がない子が多い。LINEだけ、メールだけで済まされてきたため、見ず知  
らずの人に、電話をかけられない。  
大学生が草刈りをするので、地域の人と繋がる。  
食べる事に興味がない家、食べ物を粗末にする家で育った子どもは、どれだけサ  
ポートしても難しい。  
身辺自立できていないと、仕事も勉強も見に入らない。

ポートしても難しい。

身辺自立できていないと、仕事も勉強も見に入らない。

シェアハウスのもめ事…洗い物、掃除、ゴミ処理、音、臭い

ゴミ捨てができるかどうか、地域社会で大事。

家庭・人ゲイ関係を閉じないこと、さまざまな価値観に触れることが大事。

現在版「家守」

○なかよしの他人を増やす

居場所は理想論であり、コミュニティルームとした。

法的根拠にとらわれない「住民力」を高める。

リラックスして、安心して相談できる。

○そもそも、自立とは？

①身辺自立 ②経済的自立 ③職業的自立 ④精神的自立（社会と適切に繋がる）

④ができれば、後から①～③がついてくる。

安心して住める、ご飯を食べられることは、健康にも繋がる。

全ての社会課題は、安心安全、健康に過ごせる居住場所があること。

受援力…他者に助けを求めることができる力。そのためには、正しい知識が必要。

（感想）

生活相談の中で、制度があっても利用できない問題が多くあります。講師は、住民力を用いて解決をし、国に働きかけて制度を作らせたり、改善させたりしています。大変、参考になりました。敦賀市でもいかしていきたいと思います。

### 日本の生活保護制度の問題点～諸外国の生活保障制度との比較

講師：小久保哲郎（弁護士、生活保護問題対策全国会議事務局長）

日本の生活保護制度の問題点

○憲法25条《生存権》は、国際人権規約の社会権規約2条2項、9条、11条1項等、憲法98条2項により、日本に在留する外国人を含む「すべての人」に対して等しく保障されなくてはならない。

○生活保護制度がセーフティーネットの機能・役割を果たしていない2つの側面

（1）生活保護制度の利用にたどり着けず、貧困とされる人の1割程度の利用

①生活保護受給者2015年3月217万4000人ピーク。

コロナ禍でも増えず、減り続けている。

②日本の生活保護の捕捉率10.8%（利用率÷貧困率）

フランス139%、ドイツ100%、スウェーデン47.8%、韓国23.2%

③母子世帯 2000年8.7万世帯、2012年11.4万人、2023年6.2万世帯

貧困とされる母子世帯53万世帯と言われているので約1割強

④公的扶助の支出対GDP比

フランス1.41、イギリス1.25、ドイツ0.95、アメリカ0.9、日本0.29

⑤外国人

生存権の保障すら及ばない、権利が認められていない

（2）たどり着いたとしても、健康で文化的な最低限度の生活を保障していない

・最低保障年金制度、公的な家賃補助制度を創設…等。

(2) 生活保護制度の法律上・運用上の問題点の解消

①生活保護法を「生活保障法」へ。

・権利制の明確化、水際作戦を不可能にする制度的保障、外国人の生存権保障、ケースワーカーの増員と専門性の確保、生活困窮層に対する積極的支援、生活保障基準決定に対する民主的コントロール

ドイツ・スウェーデン・韓国の「生活保障」

ドイツ…ドイツ基本法では、人間の尊厳は「至高の価値」であり、「絶対に不可侵」なもの。

・スウェーデン…国民的合意、民主主義に裏打ちされた強固な普遍主義が根付いている。

・韓国…市民運動の力で「生活保障法」を2000年「国民基礎生活保障法」に改正。基礎生活保障による給付が国民の権利であることを明確化。最低保障水準に満たしていなければ、誰でも給与として基礎生活保障をうけることができる制度。2014年2月に、生活に困窮しながら国民基礎生活保障等の社会保障にたどり着けず母娘3人が自死したことを受け、12月に「社会保障給付の利用・提供及び受給者の発掘に関する法律」が制定された。その後、国民基礎生活保障制度の受給者は大幅に増加。

このようなことから、日本の生存権保障は、脆弱で後れているどころか、後退している。

先進的取り組みを行う国内地方自治体調査報告

○生活保障利用の障壁をなくす取り組み

日本は、生活保障の権利性の認識が乏しく、申請者や利用者の尊厳を傷つける対応を行うことで、生活保障利用から人々を遠ざけている。

・権利を明確にする取り組み（足立区、国立市、京丹後市、小田原市、野洲市）

ホームページで、「生活保障の申請は国民の権利です。」

生活保障について、「利用」と明記。

○自動車保有の適切な運用

○人員配置やスキルアップの取り組み

○生活困窮者自立支援事業との連携

・釧路市 3つの自立（経済的自立、日常生活自立、社会生活自立）。プログラムの目的は、利用者の「自尊感情回復」「居場所づくり」「就労意欲向上」。ボランティアやインターンシップなど幅広いメニューを用意。

○貧困の連鎖を断つ取り組み

・世田谷区 親が世田谷区で生活保障を受給しているなど要件を満たせば、50万円の給付型奨学金を支給。

(感想)

生活保障の相談を受けることが多いので、今後の参考にしたいと思います。海外の制度は目からウロコでした。国に対し改善を求める運動に私も協力したいと思います。

2025年3月28日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

## 領収証

日本共産党敦賀市会議員団 様

¥15,000-(税込) うち消費税額 1364円

消費税 10%対象

但し、第74回市町村議会議員研修会 Zoom 開催 (2025/3/27) 参加費として  
上記正に領収いたしました。

受講者ご氏名：山本 貴美子 様 受付番号(10)

株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5941

(参加者) 山本 貴美子  
(研修開催日) 2025年3月27日  
(研修先名) 第74回市町村議会議員研修会「水道料金の値上げを考える」  
(内容)

### 水道料金値上げの根拠と論点

講師：太田正（とちぎ地域・自治研究所理事長、作新学院大学名誉教授）

本日の研修のねらい

- ①水道料金の全国的な値上げラッシュともいえる状況を迎え、そこに共通する値上げの理由や根拠は何かを確認し、値上げの必要性和妥当性を具体的に検証する。
- ②その際、どこに注目し、何をもちて値上げの必要性和妥当性を判断すればよいかを理解する。そのためにも、値上げの背景や要因について分析・把握する。
- ③そのうえで、値上げ案への根拠にもとづく賛否を明確にするとともに、値上げ以外の代替策はどうあるべきかを示し、値上げがやむを得ない場合でも修正による適正化を図る。

水道料金値上げの説明理由と値上げラッシュをめぐる状況

・水道料金値上げの主な説明理由

- ①人口減少、節水型危機の普及により水需要は減少傾向
- ②料金収入の増加が見込めず、減少傾向
- ③従量逓増制の料金体系により有収水量の減少以上に料金収入が落ち込む
- ④施設の更新・耐震化の投資、資材や動力費などコストの高騰があり赤字が見込まれる
- ⑤独立採算制により一般会計からの繰入（公費負担）は原則的に認められない
- ⑥事業継続のためには、水道料金を値上げせざるを得ない

・物価の高騰（デフレからインフレへ） 建設資材の高騰

・災害による損傷 東日本大震災で復旧5ヶ月、能登半島地震はそれ以上。

・人工的条件は、ヒト（職員）、モノ（施設）、カネ（財政）がない。

・水道管耐震化率全国平均42.3%（福井県40～50%台）

宅地内は住民側の責任であり、手が回らない。

水道事業・地方公営企業に関する基礎知識

・水道事業体の現状

給水人口規模に応じた状況…5万人以下が約7割

・装置型事業としての水道…水を作って売る。

・水道各施設の耐震化率

水道資産は、管路が全体の65%。

浄水施設43.4%、配水池63.5%、基幹管路42.3%。

・水道管の耐震機能と水道施設の耐用年数

鋳鉄管 …非耐震管

ダクタイル鋳鉄管…一般継ぎ手…非耐震管と耐震適合管

ダクティル鑄鉄管…一般継ぎ手…非耐震管と耐震適合管  
…耐震継ぎ手…耐震管

鋼管 …耐震管

ダクティル鑄鉄管54%、塩ビ管32%、鋼管2.4%

法定対応年数（会計上の基準）

建物50年、構造物60年、管路40年、基幹設備10～20年←実際には乖離している。

・水道事業の費用構成

電力、ガスと比べ、固定費の割合が95%と高い。

・水道事業における経済性の格差

管路の長さが長くなるほど、原価が高くなる。

過疎地域で水を供給する場合の給水原価は高くなる。

料金の価格に反映する。小規模な事業体ほど原価が高くなるため割高。

・水道を支えるヒト（人的資源）の現状

ピーク時から4割減らされている。

・地方公営企業の定義

①直営であること

②住民の福祉増進が目的であること

③企業的経営（自立採算）を原則とすること

・地方公営企業の法適用範囲

地方公営企業法と地方財政法

・設置条例と議会の関与および責任

地方公営企業法「必ず条例で定めなくてはならない」

赤字でも、福祉に直結されるのであれば、税金を投入してでも存続させる。

・一般会計と公営企業（水道）会計

上下水道会計は、一般会計の8.1%

・地方公営企業法の適用関係と会計方式・区分

上水道は、地方公営企業法では、全部適用。

簡易水道、下水道は、全部適用は強制ではないが、国の流れは、全部適用へ。

・地方公営企業法の任意適用の採算基準

経常経費の70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入でまかなうこととされていたが、2015年に削除され、どんな規模でも強制的に適用。

・地方公営企業の公共性・非採算性と不完全な独立採算制

1号該当経費…行政的経費（消火用水などの水道など3事業6経費）

2号該当経費…不採算経費（簡易水道など）

・公営企業繰出金

（1）基準内繰り出し金←交付税措置がある

①法定分（4事業10経費）

②非法定分（9事業67経費）

(2) 基準外繰り出し金←交付税措置がない

- ・繰出金・国庫補助金の動向と新たな区分整理の提案

国庫補助、繰入金が減らされてきている。

- ・地方公営企業の財務・会計・財政

一般会計は、予算主義。しばられない。

地方公市営企業会計は、予算主義・一般会計繰入金、発生主義・複式簿記

- ・水道料金の仕組み①

水道法第14条2項(1, 2, 3)

①能率的な経営の元における適切な原価

②健全な経営を確保することができる公正妥当なもの

公的独占力をもっている。一方、過小となってはいけない。

「合理的な収益」→訂正「合理的な利益」

③定率又は定額をもって定める料金

④不当な差別的取り扱いの禁止

合理的な差異を設けることを禁じるものではない。

- ・水道料金の仕組み②

料金水準…料金算定期間(3~5年間)の収支見通し

料金体系…二部料金制(基本料金+従量料金)

□径別、用途別、従量(逓増、逓減、均一)制

- ・水道料金算定プロセスの概要

需要予測、長期施設計画、施設設備計画、管理運営計画

- ・料金水準と総括原価

3条 費用+投資(利益)

- ・投資・財政計画の策定

投資計画←→財政計画→投資・財政計画 バランスをとった計画

- ・建設改良投資財源の現状と推移

自己資金が3倍、企業債5割減

企業債を主たる財源として建設改良投資をしていた。

企業債残高は減少し、料金収入との割合も減り、返済能力が高まっている。

- ・戦略的コスト削減

浄水場のダウンサイジングや統合等による効果

- ・総括原価と資産維持

資産維持率を算入している自治体が増えてきた。率も自治体ごとに違う。

- ・個別原価主義の理論と現実

固定費の多くが従量料金に割りふられている。

大口利用者が節水すれば、収入が減少し不安定化するため、逓増度がフラット化されてきた。

- ・水道料金適正化の視点

投資資金を料金に含む総括原価の妥当性が問われている。

ランニングコストは利用者が使った物だが、将来の投資について、現在の利用者に負担させることは、どうなのか。

外部資金をどこまで確保できるか。

企業債の発行を増やす、手持ちの資金（積立金、基金）の活用など、料金以外の財源の活用。

企業債は返せることが可能な水準、見通しを持つ必要がある。

- ・水道料金値上げのチェックポイント

投資計画は妥当か、財政計画は適正か

企業債、一般会計、国庫補助資金残高

- ・水道広域化と3つの経済性

広域化することで、料金を抑えることができると、必ずしも言えない。

小規模同士が広域化すれば、全体的にコストが引き上がることも。

- ・民間委託は値上げの抑制になるか

給与費が減り、委託料が増額に。

**事例報告：県水値上げに連動する市町村水道の動向をめぐって**

**報告者：林敏夫（埼玉自治体問題研究所）**

1、水道・水道料金をめぐる課題を俯瞰（ふかん）すると

- ・独立採算の構造を考えるしかない。
- ・国の新水道ビジョン、経営戦略の中で進められている。

自治、住民参加が後退している。

そのような中で、料金値上げ、包括民営委託、民営化が進められている。

補填財源について、減価償却について深く考える必要がある。

- ・国土交通省水資源開発基本計画 需要予測が過剰ではないか？

厚生労働省（国交省）新水道ビジョン 予測をするなら、お金も出すべき。

総務省経営戦略 人件費削減して、技術者の継承ができるか？

施設、運営、技術の継承が課題になってくるが、これを元に事業計画が作られている。

3つ目のサイフ 1億3000万円利益が出ている

補填財源 未処分利益剰余金が20億円

ひっ迫していないが、料金を値上げする。

負担区分、逦増制がどうなるか？

2、水道を考えるために何から伝えているか

（1）あらためて公衆衛生の課題としての水道

憲法25条、水道法1条の立場で、独立採算、総括原価の壁を打開することが課題。

憲法25条「公衆衛生」と明記。福祉ではあるが、「公衆衛生」をしっかり位置づけるべき。

水道法1条、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」←低廉が消えてしまった。

(2) 権利としての水と商品としての水に混乱はないか

権利としての水と商品としての水に混乱が生じている。

水道の水とペットボトルの水を比較することはナンセンス。

仕入れの水と生命維持に欠かせない水は別だが、国は、水道を経済産業政策に位置づけている。

3、水源問題ははじめ県政と県水値上げをどう見たか

(1) 水需要予測・施設整備・稼働の実態←→誤算の費用負担を料金に転嫁しない!

①獲得水利権は適正だったのか

過大なダム建設により、時期の延長と金額の減額。

23.43%76.23円の値上げの予定だったが、議会で承認されたのは、21%74.74円。

②施設の稼働率は適正だったのか

稼働率は60%代で、21%ダウンサイジングした。

③予測誤りを検証すべき。

④水資源開発基本計画にもとづく「埼玉県長期水受給の見通し」

吸水量が減っているにも関わらず、計画は変更されず、過大な予測のままダムの整備を行っている。結果、住民の負担に繋がる。

(2) 国、県の水道ビジョン、経営戦略、広域化推進計画の動向

①8市町中6市町が広域化、民間委託を計画。

民間委託では、トラブルへの対応、薬品の調達なども包括委託。

性能発注の内容は、浄水場、排水場の監視業務までも。

技術系の職員を任用できず、行政として監視、委託業者を指導する事もできず丸投げ。

②民営化を「押しつけさせない・乗らない」ことが大切。

埼玉県水道整備基本計画では、「統廃合や協働化による効果が～大きくない」「施設の統廃合や再構築の余地が～ない」としながら、国策に追従し広域化を進めようとしている。現場には混乱があることを示している。

4、事業実態と料金問題を中心に市町村水道の課題

(1) 水源・水質の課題

①県水を受けている57市町村だが、自治体間で受水比率には幅がある。

県から押しつけられる。

当年度純利益は、県水値上げ額の約2倍、利益剰余金は、県水値上げの4.28%～39%になる自治体もある。

②地下水

地下水源の方が安価だが、取水動力費、薬品費、井戸維持管理費、人件費などで逆に高くなる自治体もある。水質が悪いと薬品費が高くなる。

(2) 地下水管理の制度整備を市町村からすすめる合意形成の課題

①地下水を水道水として活用するには、地下水の管理制度の確立が必要。

②有機フッ素化合物の検出が深刻な事態をまねいている。

(3) 施設整備更新と災害対策…財源の必要な課題になるが適切な事業計画が必要

各自治体の「水道ビジョン」「経営戦略」を研究し、国土交通省、総務省などの通知、手引き、ガイドライン、先進事例集などに誘導されず、地方自治、住民自治をもとに住民理解を深め、職員、議員の知恵で必要な修正を行う必要がある。

①老朽は事実だが、値上げの口実にはさせない。

公営企業会計には減価償却費があり、適正な施設長寿命化・更新を行うための財源の一定部分は存在。

・更新よりも市街地や工業団地開発等に伴う新たな施設・管網整備の拡張事業に財源が使われてこなかったか。

・収益に対する減価償却費等の比率は極めて高い。この財源を新規の管網整備や浄配水場拡張に充てて更新を後回しにしてこなかったか。

・資本的収支で企業債借入をしなければ長期の負担の公平が崩れはしないか。ましてや低金利時代に公正と均衡を欠いた財政運用にならないか。

補填財源の検証が課題。

② 人口減少、需要減少も事実ではあるが

ア) 水需要予測は何を根拠に行われたのか。背景に「水資源開発基本計画」の影響はないか

(4) 広域化対応・運営体制と、はずせない技術者養成・技術継承課題

①あらためて水道をめぐる現状とは

広域化は、単独では運営困難な状態を現出させ、独立採算・総括原価強制、技術職員不足等を通じて、外部化以外の選択肢を封じて迫る手法をとっている。

イ) 職員の技術継承は、●一定数の職員が存在して、自律的な運営が行われている県や中核水道事業に派遣して長期研修で技術習得、●委託企業からの転職(企業との関係は問題になるが)、●一般会計から防災事業の一環と位置付けた職員を水道事業に派遣して災害時対応として職員拡充などの様々な知恵を出さないと自治体水道は後退するだけ。

外部化には、民主的コントロールを機能させられる仕組みが不可欠。

ア) 仕様発注・性能発注にかかわらず、自治体が(も)事業計画を策定すること、行政側の視点なしに水道行政のPDCAは不可能。

課題は、

●計画、提案評価基準、契約書・仕様書、運営点検項目等は専門家の知恵を借りながらも、原則自前で作成すること。

●点検実施体制の確保……事業内容を熟知しなければ「C」も「A」もできない。専門性ある職員の確保。

●厳格な履行確認仕様と作業の実施……善意の営利企業でもモニタリングによる改善指導が求められる。

●情報（データ）所有・活用の権利を自治体内に確保、情報収集範囲の限定、目的外使用禁止。（料金改定に際し、議会からの大口使用者実態情報提供要請に、料金業務の民間委託を理由（別途料金とられる）に出し渋りの事例あり）。

●住民、議会を含めた外部監査の実施。

## 5、料金体系の実際を考える

（1）水道料金の体系は憲法・水道法からイメージを

① 水道財政（料金）を考える2つの課題

第1 どんな水道事業を行うのか、どれだけの金がかかるのか（財政計画）

第2 どの負担を誰がどれだけするのか → 料金体系の基本は逦増体系にすべき

② 公衆衛生＝住民（国民）への給水の権利性 ⇒ ●生存権保障の水 ●保健・健康増進の水 ●より文化生活の水 ●利益を生み出す水、の区から負担のあり方を考える。

③ 料金体系の設計

口径25mmまでを生活配慮型にしている自治体も。

使用料逦増型については、口径30mmまでとそれ以上に分けるべき。

④ 負担金、加入金、分担金のあり方、水準を考える

（2）料金改定の負担区分の検証のために

① 負担区分検討のイメージ

現行水道料金、使用者の実態等から政策・政治的な配慮が加わることが想定される。現行独立採算の枠内でも、地方公営企業法第17条の3（補助）、第18条（出資）、第18条の2（長期貸付け）の自治的・創造的活用が求められる。なお、一般会計繰入れは現に行われており、コロナ禍の際には頻りに一般会計からの繰り入れが行われていた。また、減免制度の活用も考えられる。

② 水道料金改定を検証するための実務

ア) どんな水道事業を行うのか、どれだけの金がかかるのか、現在の事業実態（施設の更新課題含め）、生データを出してもらう必要がある。

●給水実態＝平均給水量、最大給水量、水源（県水・地下水割合）、水質安全、等々

●施設実態＝給水能力、耐用年数実態、施設運転実態＝主要配水管や運転方法（分散・集中管理）、取水・給水施設・管網の合理性

●給水計画……計画給水量（1日最大給水能力含め）、計画施設規模、計画配水管網と管理手法、運転（職員）体制、地域で予定される開発計画との整合性、等々

●財務実態……給水収益、減価償却費、支払利息、企業債残高（借入・償還計画）、純利益・純損失の実態に加えて、財源実態……補填財源（過年度・当年度分損益勘定留保資金、減債・建設改良・利益積立金、未処分利益剰余金）の明示及び自己資金の算出。

過年度の損益勘定留保資金についていくら残っているのか表してもらうことを求める必要がある。

財源計画の検証であり、そのために

イ) 水道使用者の実態はどうか

●口径別（用途別）・使用水量別の栓数（使用者）、使用水量（1カ月又は2カ月あるいは年間）の把握（1使用者当たりの水量も出る）

どの区分にどれだけの基本料金と従量料金を課せば必要財政規模が確保できるか。

●使用水量上位100事業の実態…撤退などがあるため、事業者名で把握する必要がある。

施設・管網整備の負担に見合った大口使用者（企業、等）の動向把握が料金体系設計に必要。

●現行料金体系の逡増実態の把握と改定案が出た際の検証準備、同規模同実態の自治体の動向把握

③ 実際の料金改定による負担の変化

●料金改定率を見て、どこにどれだけ、負担が増えているか●逡増度合いを見る

M市 逡増度4.13倍

逡増率を上げると、会社が逃げると言うが、東京は7.14倍で逃げていない。

6、水道のこれからをどうする

（1）自治体水道問題に議会が自治を発揮すべき時代

国は、金を出さず、独立採算・総括原価主義

（2）水道運営改善のための運動の方向は

シンポジウム、意見交換会など必要。

（3）「水道の哲学」に立ち返り独立採算制・総括原価主義の修正を政治的な課題にする。

（感想）敦賀でも、水道料金の値上げが計画されています。必要なデータを求め、議員団としても検証しなければならないと思いました。また、敦賀市は逡増度が低いので、上げる必要があるとこの間求めてきましたが、その方向に間違いが無いことに確信が持てました。今後の議会活動にいかしたいと思います。

廣 報 費

①

領収証

日本共産党敦賀市会議員団  
松宮学 様

No. ....

6年5月22日

金額	¥2=400.-
----	----------

但  飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました  
B5用紙 1400枚

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・( )

iiHISAGO #778

事務機器・紙製品

岸本文具

敦賀市清水町1-15-2(気比中学校前)  
☎ 22-1683 FAX 36-4675

登録番号

②

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団  
松宮学 様

No. ....

★ ¥4620.-

内 訳	
現金	/
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但 折込料 5/26 @ 1400枚 NO.20 読者新聞

R6年5月23日 上記正に領収いたしました

登録番号

〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目1

有限会社メディアノア

取締役 熊谷慎

TEL (0770) 22-21

収入印紙

3

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団 様  
松宮 学

令和6年5月23日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 11,550 -

上記の金額正に領収いたしました

折込料 5/26入  
2500枚

No.20 中日 毎日

収入  
印紙

税抜金額

消費税額

摘要

現・小・手

インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644

株式会社中日新聞嶺南総局

領収金額は消費税を含む

〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28

電話 0770-22-0333 FAX 0770-25-8333

新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消費

4

領 収 証

令和6年5月23日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

松宮 学

議会代行 No.20

収入  
印紙

金額									

5/26 B4 福井朝日新聞

ただし 7025 枚チラシ折込料

折込料 23182 円

合計 消費税 24587 円

配送仕分け 1.405 円

管理料 10% 消費税 2458 円

上記金額領収いたしました

登録番号 T7210001003040

株式会社 福井新聞折りこみセン

福井本社 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0770-25-7001  
武生支社 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支社 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支社 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者

領 収 方 法

内 訳	現金								
	小切手								
	振込								

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

こんにちは！

# 松宮まなぶです。

発行・編集責任者 松宮学（日本共産党敦賀市会議員団）住所・敦賀市公文名45の14の8025の5423

No.20

2024年5月  
この広報誌は政  
務活動費で発行  
しています。



令和6年3月議会は、2月21日から3月19日までの28日間の日程で開催されました。

市長から令和5年度の補正予算など7議案と、令和6年度の当初予算など31議案の計38件の議案が出されました。

日本共産党議員団は、介護保険料の基準額を据え置き、低所得者の保険料を軽減する介護保険条例の改正など34件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

また、当初予算など4件の議案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。



## 【当初予算の問題点】

### 《金ヶ崎周辺の観光開発》

福井県が金ヶ崎緑地に誘致するオーベルジュ（高級レストラン、ホテル）の周辺に敦賀市が公園や駐車場を整備するため、JR貨物から4億7000万円で土地を購入入します。

なぜ、敦賀市が線路敷きも含め土地を購入しなればならないのか、市民の理解は得られません。

### 《新幹線開業で新たな負担》

新幹線が開業し、敦賀市はこれから毎年、東口駅前広場の維持・管理費として3737万円支出します。

また並行在来線を運行する第3セクター鉄道「ハピラインふくい」の運賃が1・15倍になり、それでも赤字が年間7億円になるため、敦賀市は経営安定基金に毎年3500万円支出します。

### 《公立保育園の統廃合》

敦賀市は、公立保育園を統廃合し、民営化を視野に入

れ、認定こども園（保育園と幼稚園の一体型）を作る計画です。

統廃合すると、近くにあった保育園が遠くなり、保護者の送迎の負担が増えます。また、定員が230名になり、保育士や子どもにも負担になります。

統廃合せず、新しく園を建て替え、より良い環境にすべきです。

## 【第32号議案・敦賀市立幼稚園設置条例の一部改正の件】に反対

北幼稚園の入園が減少したため、令和6年度から募集を停止して令和7年度から休園するとの発表が令和5年の夏にありました。

ところが、令和5年度をもつて廃止することのこと。

何故、園児が減少したのか。以前から、民間幼稚園は3年保育を実施しており、公立幼稚園でも3年保育（敦賀市は2年）をしてほしいとい

う要望があったのに、耳を傾けず、実施してこなかったことが大きな要因です。

公立幼稚園存続のため、保護者の要望に応え3年保育をすべきと、日本共産党議員団をはじめ、何人もの議員が繰り返し求めてきましたが、教育委員会は全く応じず、2年保育を続けてきた結果、入園希望が激減しました。



## 松宮学の代表質問

日本共産党議員団を代表し、次のような質問をしました。

### 災害・防災避難について

問・地域防災マップは、市内行政区にどれだけつくられているのか。

答・令和6年2月末時点で、全131区のうち84区において作成済みであり、新規作成に6区が取り組んでいる。  
問・地域防災マップは、どのような災害を考えているのか。

答・地域の特性や実情に合わせて、災害の危険性が高い場所、過去に災害が起こった箇所、避難場所、避難経路などを盛り込んでいる。

問・津波災害の警報はどのようなに知らせるのか。

答・津波災害は一刻も早い非難が必要であり、津波注意

報、津波警報、大津波警報が発表されると、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、ホームページ、緊急速報メールによる周知が自動的に行われる。

問・敦賀市は、能登半島地震のような被害の大きい地震の想定はしているのか。

答・敦賀断層では震度5強から7、柳ヶ瀬断層では震度5強から6強の被害を予測している。

問・道路が寸断された状況でも、備蓄品が避難所に届けられる計画になっているのか。

答・今回の能登半島地震を受けて、分散備蓄を強化していかなければならないと感じている。

問・能登半島地震のような道路が土砂崩れや陥没などで寸断され、海岸が隆起し船が出せない状況で原発事故が起き、複合災害になった時の避難はどのように対応するのか。

答・今回の能登半島地震を踏まえ、原子力災害対策指針や国の防災計画の見直しを想定されるので、その改定を踏まえ、本市の地域防災計画などの見直しを行うとともに、道路等のインフラ整備は重要課題であるので、引き続き全原協等を通じて、複合災害においても機能する強靱なインフラの整備を国に強く求めていきたい。

## 国保税の資産割、均等割の廃止を

問・国保税の資産割を廃止すべき。

答・福井県が令和8年度から資産割を廃止する方針であり、本市も検討する予定。問・未就学児の均等割を半額にしたが、均等割は子どもが増えれば負担が増えるため、少子化対策に逆行する。敦賀市独自で均等割を廃止すべき。

答・重ねて支援することはない。

## 使用済み核燃料の乾式貯蔵に疑問

問・2023年中に県外へ搬出すると言っていたものを、美浜、大飯、高浜原発の

## 編集後記

福島第一原発で、世界最悪レベルの事故を起こした東京電力が、地元同意の見通しがなくまま、新潟県・柏崎刈羽原発7号機原子炉への核燃料装填に踏み切りました。

テロ対策の不備や不正が相次ぐ東電への不信は根深いうえ、住民の間には能登半島地震で地震による原発事故への不安が強まっています。東電による住民説明会では避難路や屋内退避などへの不安の声が多く出されました。住民の思いを無視して再稼働に突き進む政府と東電の姿勢には新潟県内の首長からも懸念の声が出されています。

能登半島地震では、北陸電力志賀原発で変圧器が壊れて外部電源の一部を失うなど深刻なトラブルが続出しました。現行の避難計画

敷地内に乾式貯蔵するのは危険が増大するのではないかと。答・一層安全性が向上する取り組みだと理解している。

## ジェンダー平等について

問・女性管理職の割合を引き上げるべき。

答・適材適所、能力に応じたポジションに就いてもらう。



街宣、月に数回、しています。

が机上の空論であることも浮き彫りになりました。道路が寸断されれば逃げられず、家が壊れれば屋内退避もできません。

代表質問で、地震と原発事故の複合災害になった時の対応を質問しましたが、「能登半島地震を踏まえ、原子力災害対策指針や国の防災計画の見直しが想定され、複合災害においても機能する強靱なインフラの整備を国に強く求めていきたい」との答えでした。複合災害の時の避難計画は、現在、なかに等しい状況です。

日本は世界有数の地震・津波国です。福島原発事故でも能登半島地震でも明らかのように、日本で原発を稼働させることはあまりにも危険です。日本社会の現在と将来のために、原発回帰の自民党政治を終わらせ、原発ゼロの日本を作りましょう。

5

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党敦賀市会議員団様  
山本貴美子

令和 6 年 5 月 24 日

¥ 55,500



但 議会発行 102号 15000枚印刷

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製本株式会社

〒914-0062 敦賀市  
TEL (0777) 23-4678  
FAX (0777) 23-4677

取扱者  
[Redacted]

6

領 収 証

令和 6 年 5 月 24 日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

〔山本貴美子〕  
「議会発行」No 102

収 入  
印 紙

金額 ¥ 30,800

5/26 B4 (福井朝日毎日新聞) 折込料 26,400 円 配送仕分け管理料 1,600 円  
ただし 8,000 枚チラシ折込料 合計 28,000 円 消費税 10% 消費税 2,800 円

上記金額領収いたしました

登録番号 T7210001003040

株式会社 福井新聞折りこみセン

福井本社 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-23-4667  
武生支社 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支社 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支社 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 方 法						
内 訳	現金					
	小切手					
	振 込					

責任者	担当者
[Redacted]	[Redacted]



こんにちは！

# 山本よこです

発行・編集責任：山本真美子（日本共産党敦賀市議員団） 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

## 3月議会

### 介護保険料の据え置きなど34件の議案に賛成

3月議会に、38件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、介護保険料の基準額をすえ置き、低所得者には軽減する介護保険条例の改正など34件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

### 当初予算のことが問題

令和6年度当初予算は、米澤市長就任後、初めての当初予算です。

保育士の処遇改善など評価できる新規事業が計上されました。

一方、次のような事業もあり、問題を述べ反対しましたが、賛成多数で可決されました。

#### 《金ヶ崎周辺の観光開発》

福井県が金ヶ崎緑地に誘致するオーベルジュ（レストラン、ホテル）の周辺に、敦賀市が公園や駐車を整備するため、JR貨物から4億7000万円で土地を購入します。なぜ、敦賀市が線路敷き

も含め土地を購入しなければならぬのか、市民の理解は得られません。

#### 《新幹線開業で新たな負担》

新幹線が開業し、敦賀市は駅東口駅前広場の管理費として毎年3737万円を支出します。

また、JRの敦賀、金沢間が廃止され、第三セクター鉄道になりました。運賃が1.15倍になりましたが、それでも赤字が年間7億円になるため、敦賀市は経営安定基金に毎年3500万円支出します。

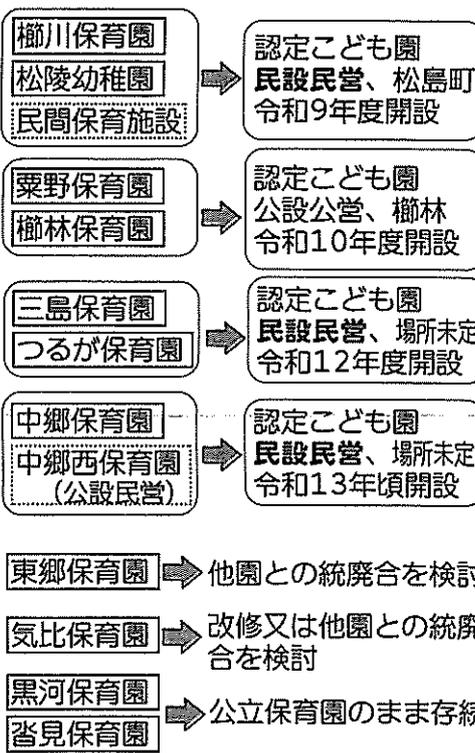
#### 《公立保育園の統廃合》

栗野保育園と榊林保育園を統廃合し、認定こども園を建設するため、榊林の予定地を524万円で測量、不動産鑑定します。

敦賀市は、公立保育園を統廃合し、民営化を視野に入れ、認定こども園（保育園と幼稚園の一体型）を作る計画です。（右下図参照）。

統廃合すると、近くにあった保育園がなくなり、保護者の送迎の負担が増えます。また、定員が230名になり、保育士や子どもにも負担になります。

## 公立保育園の統廃合計画



統廃合せず、栗野保育園、榊林保育園をそれぞれ建て替え、子ども達により良い環境にすべきです。

#### 《第一子出産手当の廃止》

第一子を出産した家庭に10万円支給する第一子出産応援手当2000万円を廃止します。

廃止せず、これから第一子を出産する家庭の負担を軽減すべきです。

#### 《北幼稚園をなくさないで》

敦賀北幼稚園を閉園する議案が出されました。入園者数の減少が理由ですが、その原因の1つに、公立幼稚園では4歳からの2年保育しかやっていないことがあげられます。私立

の幼稚園や認定こども園の幼稚部では3歳からの3年保育をしています。2019年から3歳以上の保育料が無料になり、ますます3年保育の要望が増えました。教育委員会は2年保育に固執してきました。

角鹿小学校区（北地区、東浦地区、東郷地区）には他に幼稚園も認定こども園もなく、北幼稚園は、これらの地区の保育園の入所対象とならない幼児にとつて唯一の教育施設です。

そのため、公立幼稚園でも3年保育を実施し、北幼稚園を残すべき、と閉園に反対しました。賛成多数で可決されました。



## 山本きよこの一般質問



←動画でご覧いただけます

### 福祉を削減しないで

問 敦賀市は、金ヶ崎周辺の開発など今後5年間で8事業390億円の大規模プロジェクトを計画している。また、予算は未定だが、道の駅などの建設も予定している。

一方、ふるさと納税に頼らず財政運営をする計画だが、それにより、福祉や行政サービスの削減、民営化が懸念されるが、いかがか。

答 福祉も含め、すべての事業について見直す時期が来ており、説明をしながら進めていきたい。

### 保育園の統廃合、民営化はやめて

問 敦賀市は、7つの公立保育園を統廃合し、4



つの認定こども園を整備し、そのうち3つを民営化する計画（表面参照）。

保育園を統廃合することで、近くの保育園がなくなり、保護者の送迎の負担が増える。また、定員が200人超となり、子どもや保育士の負担が増えるため、統廃合はやめるべき。

答 負担にならないよう配慮したい。

問 民営化は敦賀市が長年培ってきた経験を放棄することであり、福祉の後退とも言える。

なぜ、民営化するのか。答 少子化による公立と私立の競合を避け共存するため、民間保育園との統廃合をすすめたい。

問 柳川保育園と松陵幼稚園を民間保育園と統廃合し、松島町の市営球場駐車場に認定こども園をつくる計画だが、松原公園付近は交通事故が多く、津波も心配。

安全で送迎に便利な場所に變更すべき。答 市営野球場駐車場

は、津波の被害が想定される区域に指定されていない。災害リスクなど条件を踏まえ検討したため変更はしない。



### 立地適正化計画の設定の變更を

問 「立地適正化計画」が5年たち、現在、見直しをおこなっている。

敦賀市は、暮らしに必要な施設を集約する「都市機能誘導区域」を中心市街地、市役所周辺に設定。その周辺に設定した「居住誘導区域」に住民を誘導するため、新婚・子育て世帯や移住者への空き家購入・リフォームの補助に区域内外で格差を設け優遇している。

栗野は人口が多いが、居住誘導区域は若葉町1丁目のみ。そのため、設定の變更を求める声があるが、いかがか。

答 災害リスクが高い区域を居住誘導区域から除外することを検討しているが、變更は考えていない。

### 駅前駐車場の解消を

問 駅周辺の駐車場が不足している。

通勤通学などの送迎で駅前が混雑し、バスが停まれないなど市民が困っているが、解消策は？

答 駅前と駅前通りに荷さばき場を兼用した駐車スペースを追加した。

### 編集後記

今議会的一般質問は私にとって100回目の質問でした。年4回の定例会で25年間、欠かさず一般質問をしてきました。一般質問とは、市長など執行機関に方針や状況、疑問点などを質問するもので、これによって、市長の政治姿勢をただしたり、政策の是正を求めたり、提案をします。この「こんにちには！山本きよこです」では、紙面が限られ質問を抜粋して紹介していますが、実際には30分の持ち時間を一秒も残さず質問しています。

街頭で議会報告も...



ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

☎ 090-3767-3421

✉ kiyoko@rm.rcn.ne.jp



ブログ



LINE公式



Facebook

す。それでも時間が足りず、ついつい早口になるので、余裕を持って話せるよう質問項目を減らさなければ...と、いつも反省しています。一般質問をしてもすぐ良い答弁が返って来ることはほとんどありませんが、高校生までの医療費助成や各種減免制度の拡充など、何年も質問する中で実現することも。これからも、あきらめることなく市民の声を議会にとどけ、福祉、暮らし優先の市政となるよう一般質問を続けていきたいと思えます。

⑦

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団  
山本 貴美子 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥ 4,950 -

内 訳  
現金 \_\_\_\_\_ 但 折込料 5/26 @ 1500枚 NO.10) 読売新聞  
小切手 /  
手形 /

消費税(10%) \_\_\_\_\_  
消費税(8%) \_\_\_\_\_  
内税額計 \_\_\_\_\_

登録番号 〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目1  
有限会社メディアノ  
取締役 熊谷 慎  
TEL(0770)22-21

収入印紙

⑧

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団 様 令和 6 年 5 月 30 日 NO. \_\_\_\_\_  
山本 貴美子

¥ 14,850 -

上記の金額正に領収いたしました 折込料 5/26 入

税抜金額 \_\_\_\_\_ インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644  
消費税額 \_\_\_\_\_ 株式会社中日新聞嶺南総局 4500枚 NO.102  
摘 要 \_\_\_\_\_ 領収金額は消費税を含む 中日毎日 県民

現・小・手 \_\_\_\_\_ 〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28  
電 話 0770-22-0333 F A X 0770-25-8333  
新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消

収入印紙

9

### 領 収 証

日本共産党 敦賀市会議員団

松宮 学

様

2024年8月17日

取扱者印



¥ 63,800



但し 広報証 No.21

上記の金額正に領収いたしました

税抜金額 5800 消費税10% 580

現金 小切手 手形 相殺 振込



代表取締役 中

〒914-0028 福井

Tel

登録番号 T9210002010273

10

### 領 収 証

日本共産党 敦賀市会議員団 様

2024年8月13日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 11,550

上記の金額正に領収いたしました

インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644

株式会社中日新聞嶺南総局

領収金額は消費税を含む

〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28

電話 0770-22-0333 FAX 0770-25-8333

新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消

税抜金額

消費税額

摘要

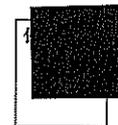
現・小・手

取 入  
8/11紙  
印

新聞折込料

3500枚

No.21 中日 県民毎日新聞



こんにちは!

日本共産党敦賀市会議員団

# 松宮まなぶです。

発行・編集責任者 松宮 学 (日本共産党敦賀市会議員団) 住所・敦賀市公文名45の14の8 ☎25の5423



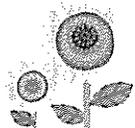
No.21

2024年8月

この広報誌は政務活動費で発行しています。

## 6月議会報告

6月定例議会は、6月4日から25日までの22日間の会期で開催され、市長から令和6年度の一般会計補正予算など13件の議案が出されました。日本共産党議員団は、障がい福祉サービス事業所、介護サービス事業所や私立保育園、認定こども園などへの物価高騰対策事業費の支援金交付を含む一般会計補正予算など11件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。



### 〈第43号議案・敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件〉に反対

マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないため、これまで社会保障・税・災害対策の3分野に限定し、利用する事務・情報連携も法律で規定してきました。これを3分野に限定せず、全ての行政分野でマイナンバーの利用を推進し、さらに法定事務に「準ずる事務」や条例で措置した自治体事務は法定することなく利用できるように変えられました。

また、マイナンバーの情報連携についても、法定から外して国会審議がなくても拡大できるようになりました。これまで厳格な縛りを設けていたのは、国民総背番号制導入やプライバシー侵害に対して国民の批判があったからです。

そのため、国民の不安に答えようとせず、マイナンバー制度の仕組みを大きく変え、プライバシー侵害の危険性を一層高める条例改定に反対しました。

### 〈第40号議案・令和6年度敦賀市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉に反対

この議案には、マイナ保険証を持つていない住民に、保険証の代わりに資格確認書を交付するためのシステム改修を行う費用65万3千円が計上されています。

紙の保険証を廃止し、マイナ保険証に一体化することとは、任意であるはずのマイナンバーカードの義務化につながります。また、マイナンバーカードの目的は、医療費や社会保障費の削減であり、税金や社会保険料の徴収強化にもつながりません。

そのため、資格確認証ではなく、今まで通り、健康保険証を交付するよう求めて反対しました。

### 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願が不採択に

この請願は、原水爆禁止福井県協議会から出されたものです。

広島、長崎の原爆被害を体験した日本政府として、核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応え、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立ち条約に参加するよう求める請願に賛成しましたが、賛成少数で不採択となりました。

### B議案第4号・「エネルギー基本計画見直しに対する意見書」

このB議案第4号は、日本共産党市会議員団以外の党派から出されたものです。

原子力発電の長期的な利用や、高経年化した発電所のリプレース、新增設の計画などを国に求めるもので、党議員団は、再生エネルギーへの転換こそ求めるべきと反対しましたが、賛成多数で可決されました。

## 松宮学の一般質問

**金ヶ崎周辺の魅力づくりについて**

**問**・中期財政計画の事業の中にある金ヶ崎周辺魅力づくり事業費、50億8千万円の内訳を伺う。

**答**・JR貨物用地の購入費、公園及び駐車場の設計工事費、民間事業者の補助金等で45億円、JR貨物の線路敷きの整備に3億5千万円、神楽通り、市道2号線の整備に2億3千万円を見込んでいます。

**問**・JR貨物から購入する土地の線路はどうするのか伺う。

**答**・貴重な鉄道遺産であることから、現時点で撤去することは考えていない。

**問**・線路を撤去しないのであれば、レールバイクを走らせてはどうか伺う。

**答**・旧敦賀港線のひげ線については、遊歩道としての活用やその他いろいろのご意見を伺っている。レールバイクも活用手段の一つのご意見として考える。

**補聴器の購入助成制度について**

**問**・早い段階から難聴者の聞こえ対策を講じるシステムを作るための第一歩として、特定健診などで聴力検査を実施すべきと考えるが、見解を伺う。

**答**・特定健診については、高血圧や糖尿病といった生活習慣病の早期発見、及び生活習慣の改善につなげることを目的としており、国

の検査項目には聴力検査が含まれていないことから、本市においても実施していない。

**問**・補聴器の使用が十分に普及しない理由として補聴器が高額であることがあげられる。そのため、補聴器購入費の助成を行う自治体が広がっている。認知症や介護予防のために助成すべきと考えるが、見解を伺う。

**答**・加齢性難聴者の方の実態や補聴器を付けた際の効果の把握が難しいことから実施の予定はない。なお、加齢性難聴の場合でも、聴力の状況により身体障がい者手帳が取得でき、補聴器購入費用の助成を受けることが可能。

## 編集後記

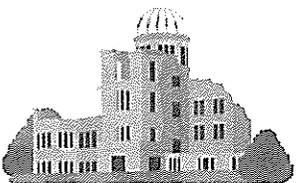
【原水爆世界大会】

広島と長崎にアメリカが原爆を投下してから79年となります。

目前に迫った原水爆禁止世界大会（広島8月3～4日、長崎8～9日）は、来年の被爆・戦後80年に向けて世界的な運動を呼びかける集会として注目されます。

【核抑止論の克服急務】

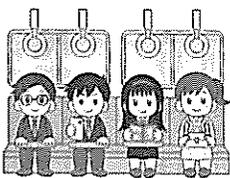
来年3月に予定される核兵器禁止条約第3回締約国会議では、これが焦点の一つとなります。核使用を前提とし



**高校生の通学助成制度について**

**問**・福井、小浜方面に電車通学をしている高校生への通学費用を助成する制度を設けるべきと考えるが、見解を伺う。

**答**・経済的に厳しいひとり親世帯への通学定期代の2分の1、月額1万円を上限に県の補助として行っている。市としては、すべての高校生を対象とした通学費補助の実施は考えていない。



月に数回、街宣しています。

た「核抑止」の非人道性を明らかにするうえで被爆者の訴えが不可欠です。世界大会は、「核抑止」論を乗り越える国際的な世論を発展させるうえでも重要な貢献となるはずです。禁止条約が世界の多数派となる一方で、唯一の戦争被爆国である日本がこれに背を向けている姿は異常です。条約への参加を求め意見書を採択した自治体は全体の約4割に達するなど、政治的立場の違いを超えて広がっています。敦賀市議会でも、採択し意見書を提出すべきであり、政府も一刻も早く条約参加を決断すべきです。

領 収 証

令和 6 年 8 月 13 日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

〔松宮学〕  
〔議会だより No21〕

収 入  
印 紙

金額			4	千		円
			7		26950	

8/11 84 (福井朝日毎日新聞) 折込料 23100 円 配送仕分け管理料 1400 円  
 ただし 7000 枚チラシ折込料 合計 24500 円 消費税 10% 2450 円

上記金額領収いたしました

登録番号 T7210001003040

株式会社 福井新聞折りこみセン

福井本社 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-23-1331  
 武生支社 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
 敦賀支社 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
 小浜支社 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

2023.4 3×50×30

領 収 方 法						
内 訳	現金					
	小切手					
	振込					

責任者	担当者

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団  
松宮学

様 No. ....

内 訳	
現 金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

但折込料 8/10 1400枚 No21 読者新聞

R6 年 8 月 27 日 上記正に領収いたしました

登録番号 〒914-0056  
 福井県敦賀市津内町2丁目  
 有限会社メディアノ  
 取締役 熊谷 慎  
 TEL (0770) 22-2

収入印紙

# 領 収 証

令和 6 年 8 月 26 日

日本共産党教賀市会議員団 殿

[ 山本貴美子 ]  
議会だより NO103

収 入  
印 紙

金額				千		円
	¥	3	0	8	0	0

8/25-B4 (福井朝日新聞)  
ただし 8,000 枚チラシ折込料

折込料	26400	円	配送仕分け 管理料	1600	円
合計			10%		
消費税	28000	円	消費税	2800	円

上記金額領収いたしました

登録番号 T7210001003040  
株式会社 福井新聞折りこみセン

福井本社 〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-22-0707  
武生支社 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0776-23-4678  
敦賀支社 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-52-6860  
小浜支社 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

2023.4 3×50×30

領 収 方 法									
内 訳	現金								
	小切手								
	振込								

責任者	担当者

# 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党教賀市会議員団  
山本貴美子様

令和 6 年 8 月 27 日

¥ 55,500 -

但 議会だより 103号 15,000枚(印刷)



上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製 会社

〒914-0062 敦賀市  
TEL ( )  
FAX ( )

取扱者



こんにちは！



# 山本きよこです

発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団） 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

## 6月議会

### 補正予算など

#### 11件の議案に賛成

6月議会に、13件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、補正予算（下記参照）や敦賀病院の医療ミスによる損害賠償の額の決定など、11件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

#### マイナ保険証の押しつけはやめて

紙の健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わることに伴い、保険証の代わりに「資格確認書」を交付するためのシステム改修費が計上されました。

マイナ保険証をめぐるトラブルは後を絶ちません。

このまま強行に保険証を廃止すれば、トラブルは100万件を超える」と推計されています。命にかかわる危険もあるため、



8割を超える医療機関が保険証の廃止に反対しています。

また、紙の保険証を廃止し、マイナ保険証に統一することは、任意であるはずのマイナンバーカードの義務化にもつながります。

そのため、「これまで通り保険証を発行すべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

#### 核兵器廃絶を求める 請願を採択して

核兵器廃絶を求める請願が、市民団体より出されしました。

日本共産党議員団は、「採択して意見書を国にあげるべき」と求めましたが、反対多数で不採択となっていました。

#### 原発固執をやめ、国に再エネを求めるべき

エネルギー基本計画の見直しにあたって、原発の再稼働、老朽原発のリプレース（建て替え）、新增設、

### 6月補正予算には、こんな事業が...

- ◆予防接種費 1億 1,623万円  
新型コロナウイルス感染症による重症化を予防するため、ワクチン接種を実施します。  
対象者は、65才以上の方と、60才から64才までの障がい者1級の方。市が半分負担し、個人負担は3500円、10月から実施します。
- ◆大河ドラマ活用推進事業 730万円  
11月にプラザ萬象で「光る君へ」のプロデューサーや俳優などのトークショーを開催します。なお、俳優については交渉中です。
- ◆一時預かり事業 527万円  
小規模保育園「きらきらほいくえん」「げんきっこ保育園」に、一時預かり事業を委託します。
- ◆福祉施設等物価高騰対策費 523万円  
障がい者福祉サービス事業所、介護サービス事業所、保育園、認定こども園など199施設に、2ヶ月分（4、5月）の電気代を支援します。

核燃料サイクルの実現など求める意見書を国に提出する議案が、日本共産党議員団をのぞく、すべての会派の提案で出されました。

日本共産党議員団は、日本には再生エネルギーの潜在量が電力需要の7倍以上あることを述べ、「原発に固執せず、気候危機に本気で向き合い、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入で脱炭素の日本を実現しよう



を

求めるべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。



LINE公式

7月、能登へボランティアで行った時、珠洲原発の立地予定だった高屋へ足を伸ばしました。地面が割れ、陥没していました。原発ができなくて良かったです。

## 山本きよこの一般質問



← 質問の録画・中継はこちら

### 住まいの支援の拡充

高齢者が入れる市営住宅を増やして

問 単身の高齢の方、障がいのある方が市営住宅に入居できるように、世帯用の団地の1階を単身者も「入居可」にすべき。

答 真摯に受け止め、検討したい。

### 居住支援協議会の拡充を

問 公営住宅を補完する敦賀市居住支援協議会が発足した。

高齢の方、障がいのある方などが住まいを確保できるように「居住支援法人」（住宅相談、家賃債務保証の提供、見守り支援などを行う法人）、「セーフティネット賃貸住宅協力店」（入居を拒まない不動産業）を増やすべき。また、引越し業者などのサービス事業者、

弁護士会などの士業団体にも協議会に参加してもらいたい。後、活動して行く中で、必要となれば参加を依頼したい。

### 放課後児童クラブについて

#### 児童クラブの増設を

問 放課後児童クラブの1支援単位（クラス）はおおむね40人以下とされる中、栗野南第2児童クラブは45人で、2支援単位あり定員は90人。ところが、希望者が多く現在106人が登録しているため、夏季一時入会の受付を中止した。

児童クラブを増設すべき。今後の計画は？

答 増設は考えていないが、対応策について協議を進めている。

#### 夏休みに昼食の提供を

問 夏休みなど長期休みは給食がないため、お弁当を持たせなくてはなら

ず、保護者はたいへん。食中毒の心配もある。

厚生労働省は、自治体に昼食を提供するよう呼びかけ、全国で2割を超える児童クラブが昼食を提供している。

ぜび、敦賀市でも、児童クラブで昼食を提供すべきでは？

答 食物アレルギーへの配慮、食中毒の対策、事業者の確保や注文の確認、キャンセル対応、費用精算など様々な課題があり、昼食の提供は考えていない。

### 児童館を学区に

問 児童館は、0歳から18歳までの児童に健全な遊びを提供し、健康増進、情操を豊かにすることを目的とした施設で、敦賀には、南小学校区に児童館、松原小学校区に松原児童館と児童センター（こどもの国）があり、こどもたちが放課後や休日遊んだり、サークル活動や季節の行事など行っている。

こどもたちの身近に必要であり、公民館や栗野子育て支援センターなど既存の施設を利用して、小学校区ごとに整備してはどうか？

答 児童館には、集会室や遊戯室、遊びを指導する児童厚生員の配置が必

### 編集後記



●12月から保険証が廃止されると聞いて、不安に感じている方が多いと思います。慌ててマイナ保険証を作らなくても大丈夫！今年7月に発行された国保や後期高齢者医療の保険証は、来年7月まで使えます。また、来年7月になると、マイナ保険証を持っていない方には、「資格確認証」が手続きをしなくても発行され、保険証と同じように病院にかかれるし、薬も買えます。だったら、保険証を発行すれば良いと思うのですが、敦賀港がこの夏、「特定利用港灣」に指定されることが急浮

要であり、現時点では、新たに整備することは考えていない。



ブログ



Facebook

ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

090-3767-3421  
kiyoko@rm.ron.ne.jp



15

領収証

日本共産党敦賀市会議員団

山本貴美子

様 No. \_\_\_\_\_

金額

74950.-

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等 (%)

但 折込料 8/25 @ 1500枚 NO.103 議表新聞  
議金使

収入印紙

R6年 8月 27日 上記正に領収いたしました

〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目13番1

有限会社メディアノア

取締役 熊谷慎也

TEL (0770) 22-2178

コクヨ ウケ-92

16

領収証

令和

~~平成~~ 6年 8月 27日

日本共産党敦賀市会議員団

山本貴美子  
様

領収金額  
(消費税含む)

¥ 74,850 円

但し

上記の金額正に領収いたしました

内訳:

現金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民協報・産経新聞	8/25 朝刊入れ
新聞購読料	内訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年月分新聞代金

株式会社 中

福井県  
電 F

総局

28号  
33

係 印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております。

広報費

17

2024年11月15日

領収書

一連No000003  
領収No005556

日本共産党 敦賀市会議員団 松宮学様

¥4,565-

(但し B4 2500枚 として  
正に領収致しました)

税抜金額  
¥4,150-  
消費税等  
¥415-

収入印紙

夕永文具店

敦賀市白銀町7-15  
TEL<0770>25-1767

登録番号:T7210002010572  
印刷面を内側に折って保管願います

感熱紙のため写し保存

領収証

No. ....

日本共産党議員団 松島 様

6年11月15日

金額	7	3	9	60	-
----	---	---	---	----	---

但  B4用紙 2500枚  
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・( )

HISAGO#778

登録番号

事務機器・紙製品  
**岸本文具**  
 敦賀市清水町1-15-2(気比中学校前)  
 ☎ 22-1683 FAX 36-4675

領収証

No. ....

日本共産党議員団 松島 様

6年11月15日

金額	7	3	9	60	-
----	---	---	---	----	---

但  B4用紙 2500枚  
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・( )

HISAGO#778

登録番号

事務機器・紙製品  
**岸本文具**  
 敦賀市清水町1-15-2(気比中学校前)  
 ☎ 22-1683 FAX 36-4675

日本共産党 領収証  
 敦賀市議員団 松島 様

令和 平成

年 月 日

6 11 20

領収金額 (消費税含む)

¥	7	3	9	60	円
---	---	---	---	----	---

但し 1/20 B4 議会報告 No22 2500枚  
 上記の金額正に領収いたしました

収入 印紙

内訳:

現金	
小切手	

折り込み広告料金 日新聞・県民福井・経新聞	折り込み日 朝刊入れ
新聞購読料 中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	内訳 年 月分新聞代金

株式会社 中 総局  
 福井県 電 番28号  
 F/A 33 33

係 印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております。

こんにちは!

日本共産党敦賀市会議員団

# 松宮まなぶです。

発行・編集責任者 松宮まなぶ (日本共産党敦賀市会議員団) 住所・敦賀市公文名45の14の8025の5423

No.22

2024年11月  
この広報誌は政  
務活動費で発行  
しています。



令和6年9月議会は、9月6日から10月9日まで  
の33日間の日程で開催されました。  
市長から、令和6年度の補正予算など14件の議案  
が出されました。

## 9月議会報告

日本共産党議員団は、補正予算や来年4月から、子  
どもの医療費を高校卒業まで病院の窓口で無料にす  
る条例改定など12件の議案に賛成し、全会一  
致で可決しました。また、健康保険証を廃止し、  
マイナ保険証に一本化することに伴う条例改  
定など2件に反対しましたが、賛成多数で可決  
されました。



### 9月補正予算の主な事業

#### ◎子ども医療費助成費 249・5万円

令和7年4月1日から、  
子ども医療費助成を高校3  
年生相当まで病院の窓口で  
無償にするためのシステム  
改修や受給資格者証の発行  
などを行います。

#### ◎学校体育館空調設備導 入検討事業費500万円

小中学校体育館への空調  
設備(冷暖房)導入について  
検討するための調査を行  
います。

#### ◎西公民館建設事業費 679・4万円

西公民館を敦賀病院の駐  
車場(松栄町)に新築移転  
し、令和9年度供用開始を  
目指し、新しい公民館の実  
施設計を行います。

#### ◎運動公園管理運営費 3789・3万円

総合運動公園体育館の和  
式トイレを洋式トイレに取  
り替えます。

### 紙の保険証を残すべき

健康保険証を廃止し、マ  
イナ保険証に一本化する事  
に伴う条例改定について  
「紙の保険証を残すべき」と  
反対しましたが、賛成多数  
で可決されました。

### 議会のハラスメント防 止条例の制定を!

峻正会と無所属議員か  
ら、議員提案で「敦賀市議会  
ハラスメント条例」の議案  
が出されました。

日本共産党議員団は、賛  
成討論で、「ハラスメントを  
未然に防ぎ、問題が起きた  
らすぐに対応できるような条  
例制定をすべき」と求めま  
したが、「合意形成のプロセ  
スを省略しており、パフォ  
ーマンスでしかない」「議論  
が不十分」など意見が出さ  
れ、反対多数で否決されま  
した。

その後、更に峻正会と無  
所属議員から「敦賀市議会  
のハラスメント防止に関す

る決議」が出され、日本共産  
党議員団も賛成しました  
が、反対多数で否決されま  
した。

### 新幹線の延伸で市にあ らたな負担増

議員提案で、北陸新幹線  
の早期全線開業を求める議  
案が出されました。

日本共産党議員団は、建  
設費が当初の2・5倍の5  
兆3千億円となり、敦賀市  
にあらたに莫大な費用負担  
が生じる事、工期も13年  
長くなり、28年に及ぶ事、  
京都市内をトンネルが貫く  
ため地下水枯渇など京都に  
深刻な影響を及ぼす等の理  
由から反対しましたが、賛  
成多数で可決されました。

### 介護報酬の引き上げを 求める請願が不採択

訪問介護の報酬引き下げ  
の撤回と介護報酬の引き上  
げを求める意見書を政府に  
上げるよう求める請願が市  
民団体から出され、日本共  
産党議員団は、報酬引き下  
げで、「経営の悪化」「新規職  
員の採用が困難」になるな  
ど、「もともと介護職の給与  
は他の産業に比べて低いた  
め、報酬を引き上げ、働きに  
見合った賃金にすべき」と、  
請願を採択するよ  
う求めましたが、反  
対多数で不採択と  
なりました



## 松宮学の一般質問

### 【中池見湿地について】

問・NPO法人中池見ネットの皆さんが、ビジターセンター内でいろんな魚や生き物の展示をし、湿地のミニ田んぼで米の耕作をしていることに対し、敦賀市は、使用料を徴収している。展示は中池見の生き物が一目でわかり、米の耕作は、湿地の環境を守り維持するためにも大事な取り組みである。5割減免ではなく、全額免除すべきと考えるが、見解を伺う。

答・公共性について合致する部分があるので敦賀市の統一基準の対象として減免している。あくまで自主的な活動の使用のため使用料を徴収している。

問・スロープカーは、大阪ガスから引き継いだ時からあるもので、令和2年に停止するまで多くの高齢者や障がい者、乳幼児を連れたいお母さんなど多様な方々が利用していた。このように、皆さんにとってスロープカーは、バリアフリーの役目をしている。スロープカーの運行再開について伺う。

答・高齢者、障がい者の方など体の不自由な方については、連絡をいただければ桎曲側から自動車で入場できるように対応している。スロープカーの運行再開は考え

ていない。



### 【障がい者支援入所施設について】

問・市内に入所施設の対象となる障がい者は何名いるのか、また、施設入所者や入所していない方の実態、状況を伺う。

答・市内の対象者（障害支援区分4以上）は、202名いる。このうち施設入所者は93名で、内訳はやまびこ園に25名、市外の施設入所に68名であり、あとの109名は在宅となっている。

問・敦賀市は他の地域と比べて入所支援施設が少ない。今後、増設を検討できないか伺う。

答・重度の障害のある子の親亡き後については、切実な問題であると認識している。今後、社会福祉法人による入所施設の新設計画が進むよう敦賀市として応援していきたい。

### 編集後記

#### 【保険証廃止はまだ混乱】

マイナ保険証の利用率は、9月で13・87%。政府が217億円も血税を使い、医療機関や薬局に「支援金」をばらまき利用促進に駆り立てましたが、効果は極めて限定的でした。マイナンバーをめぐっては別人の情報が登録されるなどトラブルが多発しています。

### 【日本原子力発電（株）敦賀発電所2号機について】

問・原子力規制委員会は、8月28日の定例会で日本原電2号機が新規制基準に適合せず、再稼働の条件となる審査に規制委員会の5人全員が一致し、不合格とした。再稼働を認めない判断は、2012年に規制委員会が発足して以来、初めての。日本原電に、規制委員会の審査を真摯に受け止め、敦賀2号機の廃炉を求めるべきと考えるが、市長の見解を伺う。

答・原子力発電所の存廃については、事業者が責任をもつて判断すべきと考え、市として廃炉を求めることは考えていない。



月に数回、街頭でお話しさせて頂いています。

全国保険医団体連合会が10月発表したアンケートでは今年5月以降、約7割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルが発生しています。その対応では「持ち合わせていた保険証で資格確認した」が8割でした。最大のトラブル回避策は、現行の保険証の存続です。保険証廃止は撤回するべきです。

広報費

21

領 収 証

令和6年11月20日

日本共産党敦賀市議員団 殿

[ 松宮 学 ]  
議会便) No.22

収 入  
印 紙

金額		百	千	円
	¥	26	950	

(福利、費用、領収金額)

ただし1/20 B4 7000 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 23100 円

配送仕分け  
管理料 1400 円

合 計 24500 円

消費税  
(10%) 2450 円

株式会社 福井新聞

登録番号 T421000100304

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

領 収 方 法									
内 訳	現金								
	小切手								
	振 込								

責任者	担当者

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

22

領 収 証

日本共産党敦賀市議員団

松宮学

様 No. \_\_\_\_\_

金額

74620.-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(10%)	420

但 折込料 No.22 読者新聞 11月20日入  
11/20/22

R6年11月21日 上記正に領収いたしました

〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目13番

有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎

TEL (0770) 22-2178

収入印紙

領 収 証

令和 6年 11月 26 日

日本共産党敦賀市議員団 殿

[山本 貴美子] 議会便りNO 104

収 入  
印 紙

金額			百	千	円
			¥	30800	0

(福井朝日毎日新聞)

ただし11/26 BY 8000 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 26400 円

配送仕分け管理料 1600 円

合 計 28000 円

消費税 (10%) 2800 円

株式会社 福井新聞  
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター  
〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

領 収 方 法									
内 訳	現金								
	小切手								
	振 込								

責任者	担当者

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 証

山本 貴美子 様 No. \_\_\_\_\_  
日本共産党敦賀市議員団

★ 14850

収 入  
印 紙

議会報告 4500枚 10/04お送り 中日、日刊福井、毎日

2024年 11 月 29 日 上記正に領収いたしました。

内 訳	
現 金	
小 切 手	
税 抜 金 額	
消 費 税 額	

CHUNICHI INDUST  
〒914-0058 福井県敦賀市三島町1丁目5番28号  
敦賀病院前通り中日ビル1F  
TEL.(0770)22-2340 FAX.(0770)25-8333

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

日本共産党教賀市会議員団

山本貴美子 様

令和 6 年 11 月 29 日

¥ 55,500-



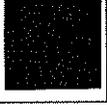
但 議案報告書 104号 15,000枚

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製本株式会社

〒914-0062 教賀市  
TEL (0770) 22-2178  
FAX (0770) 22-2178

取扱者



領 収 証

日本共産党教賀市会議員団

山本貴美子

様

No. \_\_\_\_\_

金額

74,950.-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(10%)	450

但 振込料 1/60 1500枚 NO104 議案報告書  
議案便り

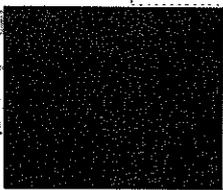
R6 年 12 月 6 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056  
福井県教賀市津内町2丁目13番  
有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎也

TEL (0770) 22-2178

収入印紙



こんにちは！

# 山本きよこのです



発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団） 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

## 来年4月から、高校生までの医療費が病院の窓口で無料に！

### 9月議会

#### 子どもの医療費助成など12件に賛成

9月議会に、14件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、補正予算（下記参照）や来年4月から、子どもの医療費を高校卒業まで病院の窓口で無料にする条例改定など、12件の議案に賛成し、全会一致で可決されました。

#### 紙の保険証を残して

健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化する事に伴う条例改定について、「紙の保険証を残すべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

#### 議会のハラスメント防止条例の制定を！

峻正会と無所属の議員から、議員提案で「敦賀

市議会ハラスメント防止条例」の議案が出されました。

日本共産党議員団は、賛成討論で「ハラスメントを未然に防ぎ、問題が起きたらすぐに対応できるように条例を制定すべき」と求めましたが、「合意形成のプロセスを省略している」「議論が不十分」など意見が出され、反対多数で否決されました。

その後、更に、峻正会と無所属の議員から「敦賀市議会のハラスメント防止に関する決議」が出され、日本共産党議員団も賛成しましたが、反対多数で否決されました。

#### 介護報酬の引き上げを求める請願が不採択

訪問介護の報酬引き下げの撤回と介護報酬の引き上げを求める意見書を政府にあげるよう求める請願が市民団体から出され、日本共産党議員団

### 9月補正予算の主な事業

- ◆子ども医療費助成費 249.5 万円  
令和7年4月1日から子ども医療費助成を高校卒業まで病院の窓口で無償にするためのシステム改修や受給資格者証の発行等を行う。
- ◆学校体育館空調設備導入検討事業費 500 万円  
小中学校体育館への空調設備（冷暖房）導入について検討するため、調査を行う。
- ◆西公民館建設事業費 679.4 万円  
西公民館を敦賀病院の駐車場（松栄町）に移転新築し、令和9年度供用開始を目指し、新しい公民館の実施設計を行う。
- ◆運動公園管理運営費 3789.3 万円  
総合運動公園体育館の和式トイレを洋式トイレに取り替える。

は、「訪問介護の報酬引き下げで、多くの事業所の経営が苦しくなる」「介護職の給与は他の産業に比べて低いため、報酬を引き上げ、働きに見合った賃金にすべき」と、請願を採択するように求めましたが、反対多数で不採択となりました。



### 山本きよこの一般質問



← 質問の録画中継はこちら

#### マイナ保険証の問題

質問をする中で、敦賀市では、約1万5000人がマイナンバーカードを取得していないこと、国民健康保険の被保険者

の約36%がマイナバーカードと紐付けしていないこと、マイナ保険証の利用率もわずか14%ということがわかりました。



更に、マイナ保険証のトラブルが全国で報告されていますが、敦賀病院でも、パスワードを忘れた、顔認証ができない、カードの読み取りができない、など数件あったとのこと。

そこで、保険証の廃止に不安を感じている市民が多いため、「紙の保険証を残すよう国に求めるべき」と求めるとともに、次のことを周知するよう求めました。

●12月1日までに発行された紙の国民健康保険証は、来年7月まで使えること。

●マイナ保険証を持っていない方には、来年7月に、保険証代わりに使える「資格確認書」が自動

的に送付されること。

●マイナ保険証を持っている方には、「資格情報のお知らせ」が送付されるが、マイナ保険証といっしょに医療機関で提示することで、マイナ保険証のトラブルを回避できること。

●今年10月から、マイナ保険証の解除ができるようになること。

### 障がいのある子ども の放課後支援

#### 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、障がいのある子どもの療育の場であり、保護者の負担を軽減する場でもあります。

現在、市内に11施設ありますが、充分ではありません。来年度、更に必要とする小学生が増えるため、早急に受け皿を増やすことが求められています。

そこで、人材不足など困難を抱えている放課後

等デイサービスに対し、敦賀市として必要な支援をするよう求めました。

#### 放課後児童クラブ

放課後児童クラブでも、障がいのある子どもを受け入れていますが、保育園のように支援員の加配はありません。

このような中、インクルーシブ保育（障がいの有無に関わらず、同じ環境で保育をする）のため、国も専門的知識を持つ指導員の配置に補助金をもつけています。

そこで、専門的知識をもつ職員の配置や育成、研修の実施など求めました。



#### 特定利用港灣に不安

敦賀港が、特定利用港灣に指定されました。

これは、アメリカと一緒  
に競争をする国づくりのため  
の安保3文書に基づく  
もので、敦賀港で、自衛

隊と海上保安庁が有事を想定した訓練を行うことになりました。

不安に感じている市民も多いことから、「県に撤回を求めるべき」「説明会をすべき」などと求めました。

### 編集後記



●高校生までの医療費の病院の窓口での無料化、学校の体育館への冷房の整備など、長年、党議員団が市民団体と求めてきたことがついに実現しました。まさに、朝ドラ「虎に翼」で出てきた「雨だれ石をうがつ」（小さな努力でも根気よく続ければ、やがて成果を上げます）です。これからもねばり強く、市民の願いを議会に届け続けたいと思います。●総選挙の結果、自公政権が過半数割れとなり、改憲を狙っていた自公維国保参の6党も改憲発議に必要な3分の2を割りました。残念なが

ら日本共産党は2議席減ですが、裏金疑惑や非公認候補者の支部への2000万円支給をスクープし、自民党を追い詰めたのは日本共産党の新聞「赤旗」であり、大きな役割を果たしました。自公政権が過半数割れとなったことで、これまでのような強引な国会運営はできなくなりました。今こそ、金権腐敗政治をやめ、暮らし、平和を守る政治に変える時です。保険証の廃止撤回、時給や年金増、消費税減税・インボイスの廃止など国民の願いを実現するため、私も、地方から声をあげていきたいと思います。



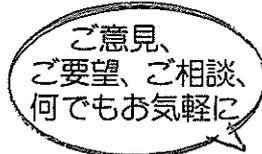
Facebook



LINE公式



ブログ



☎ 090-3767-3421  
✉ kiyoko@rm.rcn.ne.jp

# 領 収 証

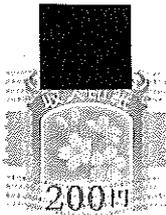
日本共産党 敦賀市会議員団  
松宮 学

様

令和7年2月7日

取扱者印

¥ 63,800-



但し 広報誌 No.23

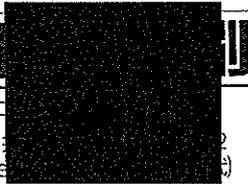
上記の金額正に領収いたしました

税抜金額 58,000 / 消費税10% 5,800

現金 小切手 手形 相殺 振込



代表取締役  
〒914-0028 福井県敦賀市津内町2丁目13番  
登録番号 T9210002010273



# 領 収 証

日本共産党 敦賀市会議員団  
松宮 学

様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 46,200-

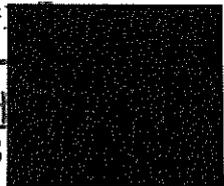
内 訳  
現金 \_\_\_\_\_  
小切手 /  
手形 /  
消費税額等(10%) 4,000

但 送料 2月11日 @ 140枚 NO.23 読者新聞  
誌令便り

令和7年2月7日 上記正に領収いたしました

〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目13番  
有限会社メディアノア  
取締役 熊谷 慎也  
TEL (0770) 22-2178

収入印紙



こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

# 松宮まなぶです。

発行・編集責任者 松宮まなぶ（日本共産党敦賀市会議員団）住所・敦賀市公文名45の14の8☎25の5423

No.23

2025年1月  
この広報誌は政  
務活動費で発行  
しています。

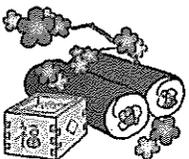


## 12月議会報告

12月定例議会は、11月26日から12月17日までの22日間の会期で開催されました。市長から令和6年度的一般会計補正予算など25件の議案が出されました。

日本共産党議員団は、職員の死亡事案に関する第三者調査委員会の設置の条例や予算など、17件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

また、ねたきり高齢者の介護福祉手当の廃止、マイナンバーカードを使って健康保険の加入情報を照会するため個人番号利用事務を追加する改定など8件の議案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。



### ねたきり老人等介護福祉手当は残すべき

介護度が重い高齢者を介護サービスをあまり使わず、家で介護しているご家族に労をねぎらうため支給してきたねたきり老人等介護福祉手当を廃止する議案が出され、廃止せず残すよう求めましたが、賛成多数で可決されました。

### 生活に欠かせない水は公営で！

国は、自治体の上下水道事業にレベル4のウォーターPPP「コンセッション方式」を導入するよう求めています。しかし、住民の理解が難しいため、レベル4へ移行する前段として、新しくレベル3・5の「管理・更新一体マネジメント方式」を設けました。敦賀市は、2018年か

ら上下水道事業の包括的窓口業務委託をしており、ウォーターPPPのレベル3・5は、今の民間委託をさらに拡大するものです。

水は、生活に欠かせない基本的な権利であり生存権の保障に必要不可欠です。そのため、上下水道事業の管理・運営は、敦賀市が責任をもつてすべきと反対しましたが、賛成多数で可決されました。

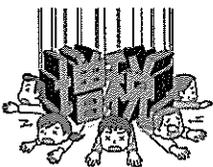
### 紙の保険証を残すべき

健康保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーカードを使って健康保険の加入情報を照会する必要があるため、個人番号利用事務に追加する条例改定について「紙の健康保険証を存続させるべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

### インボイス廃止・消費税率引き下げ求める請願が不採択

長引く物価高騰が国民の生活を直撃しています。「独占禁止法違反事件の処理状況」によると、優越的地位の乱用の恐れがあると見て公正取引委員会が事業者に「注意」を行った事案の中に、「インボイス制度の実施に伴う発注サイドの事業者と受注サイドの事業者との取引条件の再交渉に関連した事案」など、インボイス関連が40件に上ったとのこと。

インボイス導入にあたって特例措置が講じられましたが、小規模事業者やフリーランスの実態は深刻であり特例期間が過ぎればさらに深刻になります。税制で商売がつぶれるようなことがあってはならない、と請願を採択するよう求めましたが、反対多数で不採択となりました。



### 教員の長時間労働の改善を求める陳情を、全会一致で採択

高教組から、教員の長時間労働の抜本的改善を求める陳情書が出され、全会一致で採択しました。

## 松宮学の一般質問

### 【給食費の無償化について】

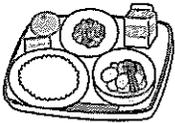
問・新日本婦人の会が給食費無償化を求めて集めた1105筆の署名を、市長はどのような思いで受け取ったのか伺う。

答・署名とともに、一緒に受け取ったアンケート結果も参考にしたい。大変暑かった夏の間を集められたと聞き、皆さんのご尽力に深く敬意を表したい。

問・給食費の無償化は、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援につながる。多くの市民が給食費の無償化を求めるが、市長の見解を伺う。

答・子育てに係る経済的負担を社会全体で支えていく方向性は大きな流れになってきていると認識している。国や県の動き、

他市町の動向をいろいろ考えてやっていきたい。



### 【高齢者の「ゴミ出し」支援について】

問・全国で600近い、34・8%の自治体で高齢者のゴミ出し支援制度が導入されている。敦賀市でもゴミ出し支援ができないか伺う。

答・介護保険サービスの支援に加え、住民主体のサー

ビス創出に向けて、市として支えあい活動を広げるための取り組みを進めている。また、先進自治体の取り組みも注視していきたい。

### 【災害時の孤立集落の対策について】

問・アクセス道路が1本しかなく、土砂災害時に孤立する可能性がある「孤立予想集落」が、敦賀市には4集落ある。そこで、市内の孤立予想集落の避難所に食料、飲料水など保管されているのか伺う。

答・各公民館単位で分散備蓄を進めている。

### 【安定ヨウ素剤の配布について】

放射性ヨウ素が排出されるような原発の過酷事故がおきると、幼児や小学生など子どもたちは成人よりも甲状腺ガンの危険性が大きい。そのため、次のように質問しました。

問・原発の過酷事故に備え、保育園や学校などに安定ヨウ素剤を重複配備してはどうか伺う。

答・災害発生時に屋内避難を経て、避難または一時移転を実施するタイミングに合わせた緊急配布が基本で、学校や保育園に配備した場合、誰が飲ませるのか、アレルギー症等の課題もあり、現在、配備は予定していない。

### 【日本原電敦賀2号機について】

問・規制委員会が、日本原電敦賀2号機の適合性審査について、新規制基準に適合しないと決定し、再稼働を認めない不許可処分としたことに対し、市長の見解を伺う。

答・原子力規制委員会が、科学的、技術的観点から審査し、その結果、判断されたものと受け止めている。今後の取り組みについては、市民に丁寧な情報発信をしていただきたい。



月に数回、街頭でお話させて頂いています。

### 編集後記

長引く物価高騰が国民の生活を直撃しています。「食費や電気代も節約してきました。もう削るものが無い」と言う状況の中、中小・零細企業の倒産も増加しています。そんな中、インボイス制度は、小規模事業者やフリーランスの営業と生活に深刻な影響をもたらしています。消費税をなくし、せめて5%に減税を、そして、インボイス廃止で市民の暮らしと生業を守るため、今年も頑張ります。

29

領収証

日本共産党敦賀市会議員団  
松宮 学

様

7年 2月 7日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 11,550-

上記の金額正に領収いたしました

インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644  
株式会社中日新聞嶺南総局

領収金額は消費税を含む

〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28  
電話 0770-22-0333 FAX 0770-25-8333

新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消

収入  
印紙

No. 23  
新聞折込料  
2500枚 2/11 入札  
中日毎日 県民新聞

税抜金額	10500
消費税額	1050
摘要	現・小・手

30

領収証

令和7年 2月 7日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

〔松宮 学〕  
「議会便り No. 23」

収入  
印紙

金額		百	4	千	26950	円
----	--	---	---	---	-------	---

2/11 B4 (福井、朝日、毎日新聞)  
ただし 7000 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 23100 円

配送仕分け  
管理料 1400 円

合計 24500 円

消費税  
(10%) 2450 円

株式会社 福井新聞

登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

領収方法

内 訳	現金						
	小切手						
	振込						

責任者 担当者

[Redacted]

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 書

No. \_\_\_\_\_

日本共産党敦賀市協議員  
山本貴美子 様

令和 7 年 2 月 13 日

¥ 31,800



但 現金右引 NO.105

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製 株式会社

〒914-0062 敦賀市津内町2丁目13番1  
TEL 0770-23-7807  
FAX (0770) 23-7807



領 収 証

日本共産党敦賀市協議員  
山本貴美子 様

No. \_\_\_\_\_

金額

74,950.-

内 訳  
現金 \_\_\_\_\_  
小切手 /  
手形 /  
消費税額等(10%) 450

但 社送料 2/9 @ 1500取 NO.105 読売新聞  
議金使用

R7 年 2 月 13 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056  
福井県敦賀市津内町2丁目13番1  
有限会社メディアノア  
取締役 熊谷慎也  
TEL (0770) 22-2178

収入印紙

こんにちは!

# 山本 きよこ です



発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団）住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

## 12月議会 4月から、ねたきり老人等介護福祉手当が廃止に

春が待ち遠しいですね。いかがが過ぎましたか？12月議会の報告をします。



### 職員死亡事案の第三者調査委員会の設置など17件に賛成

12月議会に、25件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、職員の死亡事案に関する第三者調査委員会の設置の条例や予算など、17件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

### ねたきり高齢者の介護福祉手当をなくさないで

介護度が重い高齢者を介護サービスをあまり使わず、家で介護しているご家族への「ねたきり老人等介護福祉手当」を、令和7年4月に廃止する議案が出されました。

介護保険や介護やすらぎカフエ、介護やすらぎ訪問など家族介護の負担を軽減する制度があるこ

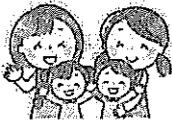
とを理由にしています。が、制度があっても、経済面や高齢者が嫌がるなど様々あり、利用できない家庭もあります。

そのため廃止に反対しましたが、賛成多数で可決されました。



### 栗野保育園、榊林保育園の統廃合はやめて

補正予算で、榊林保育園と栗野保育園を統廃合し、榊林地区に認定こども園を作るための敷地造成などの費用約2693万円が計上されました。統廃合で定員が200人超のマンモス園になると、子どもや保育士に負担が増えます。また、栗野保育園が無くなることで、送迎の負担が増える家庭もあります。そのため、統廃合せず、園舎を個々に改修、もしくは建替えをすべきと反対しましたが、賛成多数で可決されました。



## 12月補正予算の主な事業

◆職員死亡事案第三者調査委員会運営費  
市職員の死亡事案について、第三者調査委員会を設置し、弁護士3名に調査、再発防止策について211.5万円を委託する。

◆福祉サービス事業所の物価高騰対策費  
障がい福祉サービス事業所、介護サービス事業所、私立保育園、認定こども園などの電気代高騰分1647.9万円を支援する。

◆小、中学校給食費食材費  
食材料費が高騰する中、給食の質を維持するため材料費442.4万円を追加する。

◆非課税世帯等物価高騰支援給付金  
非課税世帯に3万円給付、こども1人当たり2万円の加算給付。1億9500万円。1月下旬から、手続きが始まります。

### 上下水道の民営化につながる懸念あり

上下水道事業の補正予算で、ウォーターPPP（官民連携）の導入可能性調査の委託料4000万円が計上されました。敦賀市は、導入するのはこれまでの民間委託を拡大するレベル3・5で、公設民営のレベル4ではないとの説明ですが、レベル3・5は、レベル4に移行するために設けられたものです。水道は命に関わる事業



Facebook



LINE公式



アプリ

ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

090-3767-3421  
kiyoko@rm.rcn.ne.jp

であり、公設公営でこそ安心安全で持続可能と反対しましたが、賛成多数で可決されました。その他、市長や議員などの期末手当の値上げや保険証廃止に関する議案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。

インボイス廃止・消費税引き下げ求める請願が不採択

敦賀民商から、インボイス廃止・消費税引き下げを求める請願書が出されました。

インボイス制度ができて1年。それまで消費税が免税されていた事業者が納税を迫られ、倒産、廃業が相次いでいます。また、物価高騰も拍車をかけ、暮らしも生業も大変です。

そのため、請願を採択し、国に意見書をあげるよう求めましたが、反対多数で不採択となりました。

教員の長時間労働の改善を求める陳情を、全会一致で採択！

高教組から、教員の長時間労働の抜本的改善を求める陳情書が出され、全会一致で採択しました。

その後、意見書を国にあげる議員提案の議案を全会一致で可決しました。



山本きよこの一般質問



← 質問の録画はこちら

不登校対策について

不登校の原因がいつの間にか、早期に発見し対応することが必要です。いろいろな問題がからみあい、原因が明確でない場合もあります。

学校に行けなくなった子どもの多くは、自分を責め、追い詰め、辛い思いをしています。

そのため、安心して過ごせる居場所、社会にながめる居場所づくりが必要で、

すべての学校に校内サポートルームを

不登校傾向の子どもの教室以外の居場所として、福井県はサポートルーム支援員をモデル事業として始めましたが、敦賀では4校だけです。

そこで、市独自で支援員を増員し、すべての学校にサポートルームを整備

することを提案しました。

市内にフリースペース・フリースクールを

地域にも居場所が必要ですが、市内にはフリースペースも常設のフリースクールもありません。

そのため、市としてフリースペースを整備することを提案しました。

また、昨年11月1日、敦賀で開設されているNPOのフリースクールの周知や運営に支援すること、民間のフリースペース、フリースクールの立ち上げや運営についても支援することを提案しました。

保護者会の周知を

不登校対策では、保護者の支援が重要です。

親の会などで悩みや不安を共有し、保護者が心を少しでも軽くすることで、子どもも安心でき、自分の力で足を出すことにつながります。

敦賀には2つの親の会があるので、不登校の子どもの保護者に周知することを提案しました。

W PPPPについて

政府は、経済界の要求を受け、ウォーターPPPによる上下水道の民営化を推進しています。

敦賀市はウォーターPPPの導入理由として、持続可能、安全安心、サービス

編集後記



●敦賀でも、不登校の児童生徒が急増しています。昨年、川崎市のフリースペース「えん」と岡崎市が全中学校に整備した校内フリースクール「F組」を視察しました。

そこでは「不登校は一人ひとりの子どもに適応できない学校教育の課題」「適応するのは子どもではなく学校」と、子どもは多様性を尊重する立場で取り組まれている、目からウロコ。敦賀でも、子どもに寄り添う視点で対策をして欲しいです。●ねたきり人等介護福祉手当の対象者が、2017年の条例改定で100人前後から20人前

向上などをあげています。が、公設公営でこそ持続可能、安全安心であり、世界の流れも再公営化です。

職員の人材不足の問題については、民間企業でも同じであり、専門性をいかし、やりがいを持って働き続けられるよう処遇改善すべき、と提案しました。

後に減らされ、ついに今議会でも廃止に。でも、これで終わりではありません。市長は、財政が厳しいことを理由に、令和7年度から部局横断で予算の見直しを行うと明言。

でも一方で、金ヶ崎緑地の上に富裕層向けのホテル等を誘致する計画や北小学校跡に文教施設を整備する「氣比の杜構想」など大型プロジェクトが予定され、矛盾を感じます。自治体の仕事は住民の福祉の増進であり、物価高騰で大変な市民の暮らしに支援こそ求められています。これから議案を厳しくチェックし、みなさんの声を議会に届けていきたいと思えます。

# 領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団 様  
山本 まよ子

7年2月13日

NO. \_\_\_\_\_

¥ 41,200

上記の金額正に領収いたしました

インボイス登録番号 T2-2100-0101-0644

株式会社中日新聞嶺南総局

領収金額は消費税を含む

〒914-0058 敦賀市三島町1-5-28

電話 0770-22-0333 F A X 0770-25-8333

新聞代金は軽減税率8%対応 折込金額は消

税抜金額

消費税額

摘要

現・小・手

収 入  
印 紙

1000枚

3/9 入札 議会 便利 105

県民 毎日

係

# 領 収 証

令和7年 2月13日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

[山本 貴美子]  
議会 便利 NO 105

収 入  
印 紙

金額			百		千		円
				2	8	8	75

(福井・朝日・毎日新聞)

ただし7/9 8% 7500 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 24,750 円

配送仕分け  
管理料 1,500 円

合 計 26,250 円

消費税 (10%) 2,625 円

株式会社 福井新聞

登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707  
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678  
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

## 領 収 方 法

内 訳	現金						
	小切手						
	振 込						

責任者 担当者

[印]

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

# 資料作成費

①

領 収 証

日本共産党  
敦賀市議員団 松宮 学

様 No. \_\_\_\_\_

¥ 5,872 =

但 入金日 B4用紙 6冊 A4用紙 2冊 (520枚入)  
7年 2月 6日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内訳  
税抜金額  
消費税額等 ( %)

事務機器・紙製品  
岸本文具  
敦賀市清水町1-15-2(気比中学校前)  
☎ 22-1683 FAX 36-4070



# 資料購入費

日本共産党敦賀市議員団

領 収 証

山本貴美子 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥3300

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但書籍代「人口減少社会とマルクス経済学」

2024年5月23日 上記正に領収いたしました

福 井 書 店

福井市二の宮5丁目7-25  
電話0776-27-3800番

収入印紙

登録番号

GR095223

日本共産党敦賀市議員団

領 収 証

山本美子 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥7590

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但

2025年3月23日 上記正に領収いたしました

福 井 書 店

福井市二の宮5丁目7-25  
電話0776-27-3800番

収入印紙

登録番号

GR095223

日本共産党敦賀市議員団

領 収 証

山本貴美子 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥9600

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但住民自治 2024年4月~2025年3月

2025年3月23日 上記正に領収いたしました

福 井 書 店

福井市二の宮5丁目7-25  
電話0776-27-3800番

収入印紙

登録番号

GR095223